

第6次

秋田市障がい者プラン



令和6年3月

秋田市

表紙の絵

秋田市在住 戸賀瀬友宏さんの作品

インクがにじむのを楽しみながら、ゆっくりゆっくり描いています。

表記方法について

1 障がいと障害

本プラン内における「障がい」又は「障害」の表記は、秋田市「障がい」ひらがな表記取扱指針に基づいています。

2 関係法令等の名称とその略称

本プラン内における関係法令等の名称に次の略称を用いることがあります。

- (1) 障害者基本法：障害者基本法（昭和45年法律第84号）
- (2) 障害者自立支援法：障害者自立支援法（平成17年法律第123号）
- (3) 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- (4) 障害者虐待防止法：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- (5) 障害者優先調達推進法：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）
- (6) 障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- (7) 障害者雇用促進法：障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
- (8) 児童福祉法：児童福祉法（昭和22年法律第164号）

はじめに

本市では、平成30年4月に「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行してから、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが互いに人格と個性を尊重し、相互に理解を深め、支え合いながら共生する社会の実現に向けた施策を推進してまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として展開された取組など、障がいのあるかたを取り巻く環境は目まぐるしく変化してきました。

令和6年度には、「改正障害者差別解消法」の施行により、事業者による「合理的配慮の提供」が、努力義務から義務に改められ、国全体で共生社会の実現をより強く推し進めようとしております。

本市においても、令和6年度は新たな「秋田市障がい者プラン」の基本理念とした「分かり合い、支え合い、自分らしく共に生きていくまち」の実現のための新たな一歩を踏み出す年となります。本プランのもと、関係機関や関係諸団体等と互いに連携・協力しながら、「権利の擁護の推進」、「情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実」、「地域生活支援の充実」、「自立と社会参加の促進」、「安全、安心な生活環境」、「防災、防犯の推進」を柱とした取組を展開し、障がいのある人もない人も共に生きるまちを実現してまいります。

本プランの策定にあたっては、秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会の委員の皆様に熱心なご審議をいただいたほか、障がいのあるかたとそのご家族の皆様からはニーズ調査を通じて大変貴重なご意見をいただきました。皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

秋田市長 穂 積 志

第6次秋田市障がい者プラン

目 次

| | |
|----------------------------------|-----|
| 第1部 秋田市障がい者プランの基本的な考え方 | 1 |
| 1 策定の趣旨 | 2 |
| 2 プランの計画期間と位置づけ | 3 |
| 3 秋田市の障がい者を取り巻く状況とニーズ | 6 |
| 4 第5次秋田市障がい者プランの取組の成果と課題 | 34 |
| 5 基本理念と施策体系 | 36 |
| 6 策定作業と推進体制 | 39 |
| 第2部 サービス提供の目標および見込み | 43 |
| (第7期秋田市障がい福祉計画および第3期秋田市障がい児福祉計画) | |
| 1 計画の概要 | 45 |
| 2 第7期秋田市障がい福祉計画 | 49 |
| 第1章 国の成果目標と活動指標 | 49 |
| 第2章 指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標） | 59 |
| 第3章 地域生活支援事業に関する事項（活動指標） | 68 |
| 3 第3期秋田市障がい児福祉計画 | 77 |
| 第1章 成果目標 | 77 |
| 第2章 障害児通所支援等の必要な量の見込み（活動指標） | 78 |
| 第3部 障がい福祉施策の展開 | 83 |
| 1 障がい福祉の施策体系 | 85 |
| 2 施策の展開 | 88 |
| 第1章 権利の擁護の推進 | 89 |
| 第2章 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実 | 97 |
| 第3章 地域生活支援の充実 | 102 |
| 第4章 自立と社会参加の促進 | 146 |
| 第5章 安全、安心な生活環境 | 158 |
| 第6章 防災、防犯の推進 | 162 |
| 第4部 参考資料 | 169 |
| 1 プランの策定過程 | 170 |
| 2 策定委員 | 171 |
| 3 関係例規 | 172 |
| 4 用語解説 | 182 |

第1部

秋田市障がい者プランの基本的な考え方

■ 1 策定の趣旨

■ 2 プランの計画期間と位置づけ

■ 3 秋田市の障がい者を取り巻く状況とニーズ

■ 4 第5次秋田市障がい者プランの取組の成果と課題

■ 5 基本理念と施策体系

■ 6 策定作業と推進体制

■ 1 策定の趣旨

第6次秋田市障がい者プランは、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、本市における障がい者のための施策に関する基本的な計画（「市町村障害者計画」）として策定するものです。また、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」および児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を包含した障がい福祉施策の実施計画でもあることから、本市の障がい福祉施策の全体像を示すものです。

本市では、平成10年2月に第1次秋田市障害者プランを策定して以来、4度の策定を行ってきました。現行の第5次秋田市障がい者プランの計画期間が令和5年度までであることから、第6次秋田市障がい者プランを策定するものです。

平成29年12月に制定した「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが、互いに人格および個性を尊重し、相互に理解を深め、支え合いながら暮らすことができる社会を目指すこととしています。本プランは、その社会の実現に向けた施策に関する基本的な計画と、障害福祉サービスの提供体制の確保や障害者総合支援法と児童福祉法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

■ 2 プランの計画期間と位置づけ

1 障がい者プランと障がい福祉計画および障がい児福祉計画との関係

厚生労働省が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は、法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要とされています。

このことから、本市では、平成19年3月に「第3次秋田市障害者プラン（平成19年度～24年度）」を策定する際に、「第1期秋田市障害福祉計画（平成19年度～20年度）」を包含しました。その後の障がい者プランにおいても、障がい福祉計画および障がい児福祉計画を包含して策定することで、整合性を図っています。

| 名 称 | 根拠法 | 概 要 |
|-------------|----------|---|
| 秋田市障がい者プラン | 障害者基本法 | 本市の障がい福祉施策の全体像を示す計画であり、障がい福祉計画および障がい児福祉計画を包含するもの |
| 秋田市障がい福祉計画 | 障害者総合支援法 | 国が示す基本指針に即して定める、障害福祉サービス等の提供体制の確保や左記法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（目標やその達成のための見込量等） |
| 秋田市障がい児福祉計画 | 児童福祉法 | 国が示す基本指針に即して定める、障害児通所支援等の提供体制の確保や左記法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（目標やその達成のための見込量等） |

2 計画期間

本プランの計画期間は、令和6年度から11年度までの6年間とします。

プランに包含される「第7期秋田市障がい福祉計画」および「第3期秋田市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間です。令和8年度に必要な見直しを行った上で、令和9年度から11年度までを計画期間とする「第8期秋田市障がい福祉計画」および「第4期秋田市障がい児福祉計画」を策定します。

| | |
|------------|------------------------------|
| 第1次障害者プラン | 計画期間:平成10年度～17年度（平成10年2月策定） |
| 第2次障害者プラン | 計画期間:平成14年度～18年度（平成14年3月策定） |
| 第3次障害者プラン | 計画期間:平成19年度～24年度（平成19年3月策定） |
| 第4次障がい者プラン | 計画期間:平成25年度～29年度（平成25年3月策定） |
| 第5次障がい者プラン | 計画期間:平成30年度～令和5年度（平成30年3月策定） |

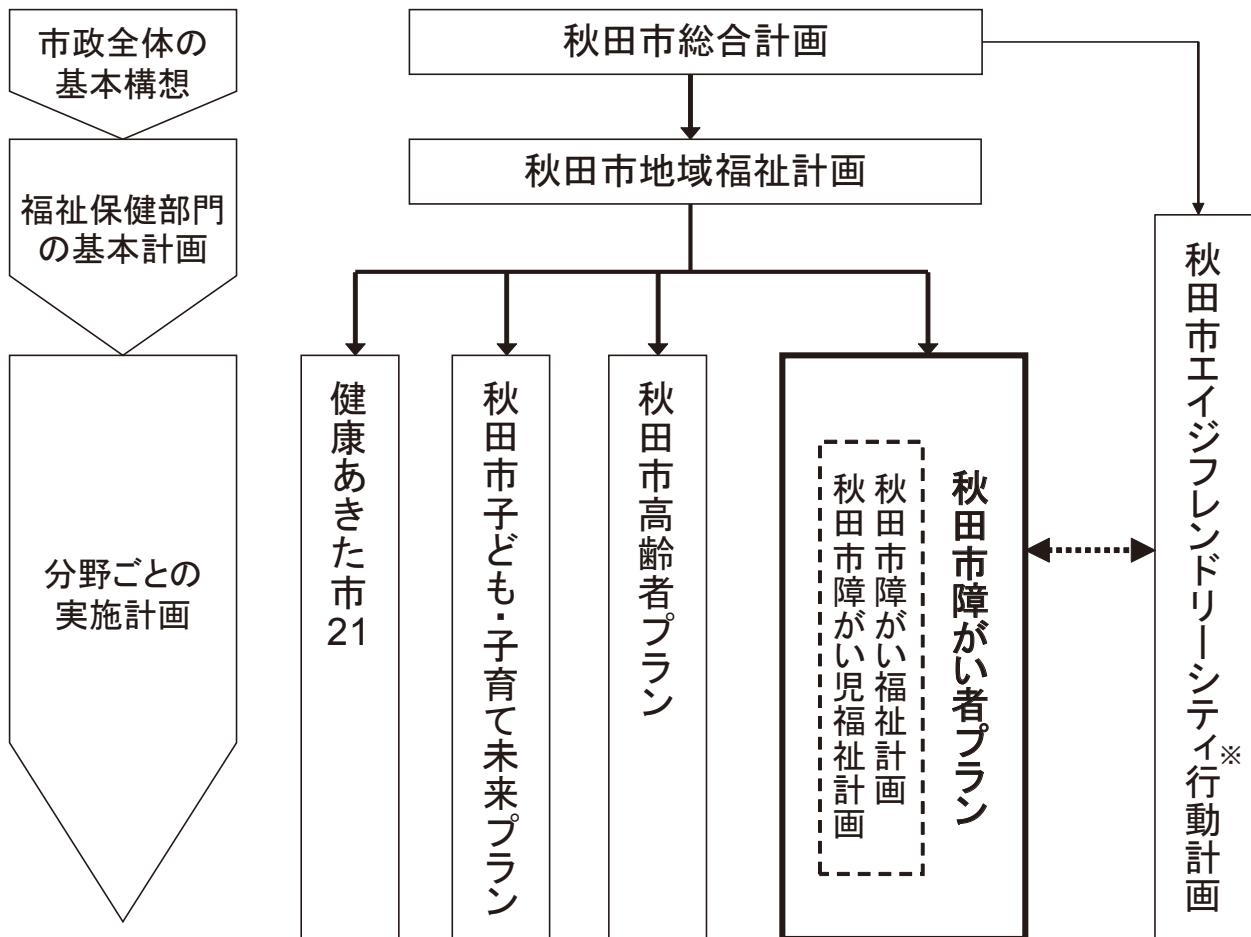
*第4次以降の「障がい」表記は、秋田市「障がい」ひらがな表記取扱指針※（平成22年2月19日市長決裁）による。

| 平成30年度～令和5年度 | 令和6年度～11年度 |
|--------------------------------|------------------------------|
| 第5次秋田市障がい者プラン | 第6次秋田市障がい者プラン |
| 第5期秋田市障がい福祉計画 (平成30～令和2年度) | 第6期秋田市障がい福祉計画 (令和3～5年度) |
| 第1期秋田市障がい児福祉計画 (平成30～令和2年度) | 第2期秋田市障がい児福祉計画 (令和3～5年度) |
| | 第3期秋田市障がい児福祉計画 (令和6～8年度) |
| | 第7期秋田市障がい福祉計画 (令和6～8年度) |
| | 第8期秋田市障がい福祉計画 (令和9～11年度) |
| | 第4期秋田市障がい児福祉計画 (令和9～11年度) |

3 計画の位置づけ

本プランは、市政全体の基本構想である「秋田市総合計画」のもと、本市の福祉保健部門の基本計画である「秋田市地域福祉計画」を上位として、その理念を共有する他の福祉および保健に関する計画や「秋田市エイジフレンドリーシティ※行動計画」とも整合性を図っています。

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。



※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

■ 3 秋田市の障がい者を取り巻く状況とニーズ

1 近年の障がい者関係法令等の主な動き

(1) 改正障害者差別解消法の施行

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成28年4月1日から施行されました。施行3年後の検討規定により見直しが行われ、令和3年5月に改正法が成立、令和6年4月に施行されます。

この法律は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であるとしています。これは、障がい者が生活で受ける様々な制限が、心身の機能の障がいのみに起因せず、社会における様々な障壁によっても生じているという考え方によるものです。障がい者やその家族、介助者等から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが求められます。なお、事業者による合理的配慮の提供は「努力義務」とされていますが、令和6年4月の改正法施行から「義務」になります。

(2) 心のバリアフリー※の理解促進

東京2020パラリンピック競技大会の開催を機に、国は、共生社会の実現に向け、「心のバリアフリー※（様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと）」および「ユニバーサルデザイン※の街づくり」を二つの柱としました。国の第5次障害者基本計画においても、重点的に理解促進等を図る事項として、心のバリアフリー※の理解促進に継続して取り組む旨を明記し、共生社会の実現に向けた取組を推進していくこととしました。

(3) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行

令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ※・コミュニケーション施策推進法）」（令和4年法律第50号）が成立しました。この法律は、障がい者による情報の取得および利用ならびに意思疎通に係る施策に関しての基本理念や国、地方公

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

共団体等の責務を定めたもので、その概要は、次のとおりです。

① 基本理念

- ア 障がいの種類および程度に応じた手段を選択できるようにすること。
- イ すべての障がい者が、その必要とする情報を十分に取得し、および利用し、円滑に意思疎通を図ることができるようになります。
- ウ 障がいのあるなしに関わらず、同一の内容の情報を同一の時点において取得できること。
- エ デジタル社会において、すべての障がい者が、高度情報通信ネットワーク※の利用および情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し、および利用し、円滑に意思疎通を図ることができるようになります。

② 国および地方公共団体の責務

- ア 国は、基本理念にのっとり、障がい者による情報の取得および利用ならびに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、および実施する。
- イ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得および利用ならびに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、および実施する。

③ 事業者や国民の責務

- ア 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その必要とする情報を十分に取得し、および利用し、円滑に意思疎通を図ることができるように努めるとともに、国又は地方公共団体の当該施策に協力するよう努める。
- イ 国民は、障がい者による情報の十分な取得および利用ならびに円滑な意思疎通の重要性に関する関心と理解を深めよう努める。

(4) 秋田市地域福祉計画

秋田市地域福祉計画は、本市の福祉保健部門の基本計画です。平成31年3月に策定された「第4次秋田市地域福祉計画」は、令和元年度から6年度までを計画期間としています。

この計画では「みんなでつながり　みんなで築く　地域のしあわせ」を基本理念としています。少子高齢化による地域の担い手不足や福祉課題の複雑化が一層進む中、地域福祉を進めるため、各主体（公・共・私）のこれまで以上の連携を必要としています。地域福祉の推進とは、公（行政）・共（地域）・私（市民一人ひとり）の役割分担による支え合い、助け合いのもと、誰もが身近な地域で、自分の経験や能力を生かしながら、生きがいを持って健康に暮らせる地域づくりを目指すことです。

複雑化する福祉課題へ対応するためには、公的な福祉サービスと、他の福祉サービス・サポートの連携が必要です。各取組がバランスよく機能し、各主体の協働により市全体が一丸となって、強固な地域福祉を作っていくこうとするものです。

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

(5) 秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

本市は、平成29年12月に「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」（いわゆる「障がい者共生条例」）を制定し、平成30年4月1日から施行しました。この条例は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが互いに人格および個性を尊重し、相互に理解を深め、支え合いながら暮らすことができる社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進することを目的として制定しました。

また、条例が目指す共生する社会の実現については、国の障害者基本法や障害者差別解消法の理念としてすでに規定されています。しかし、住民に身近な市の条例として設定することで、地域社会における共生や差別の禁止などといった障害者基本法等の重要な内容を共有し、事業者および市民と協力し合いながら総合的な施策の推進を目指すものです。この条例の概要は、次のとおりです。

① 基本理念を規定

共生する社会の実現に向けた取組を行うに当たり、基本とする事項を定めたもの

② 市、事業者および市民の責務を規定

③ 障がいのある人に対する差別の禁止等を規定

ア 不当な差別的取扱いの禁止

イ 合理的配慮の不提供の禁止等

④ 障がいを理由とする差別に対する相談体制の整備

事案解決のため、市に対し、相談することができ、それでもなお相談事案が解決されないときは、市長に対し、助言又はあっせんの申立てを行うことができること等を規定したもの

⑤ 障がい者差別解消調整委員会の設置

市長の諮問機関として、助言又はあっせんを行うことの適否について審議を行うもの

⑥ 共生する社会の実現に向けた基本となる施策

条例の目的達成に向けて総合的に推進する施策の基本となるもの（重点的に取組むべき事項）を明記したもの

ア 理解の促進

啓発活動の推進、交流の機会の確保等

イ 障がいのある人の情報の取得および意思疎通

情報の取得および意思疎通における支援、障がいのある人に配慮した情報提供、意思疎通の手段の普及等

ウ 障がいのある人の自立および社会参加

移動の手段への支援、就労および雇用への支援等

(6) 障がい者関係法および施策の主な経緯

| | |
|---------------------|---|
| 平成23年 6月 7月 | 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立 「改正障害者基本法」が成立 |
| 平成24年 6月 | 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立（「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に名称変更） |
| 平成25年 6月 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」および「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立 |
| 平成28年 5月 | 「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立 |
| 平成29年 2月 | 「心のバリアフリー※」および「ユニバーサルデザイン※の街づくり」を二つの柱とする「ユニバーサルデザイン※2020行動計画」が決定 |
| 令和元年 6月 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立 |
| 令和3年 5月 6月 8月 | 「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立 「医療的ケア児※及びその家族に対する支援に関する法律」が成立 東京2020パラリンピック競技大会（24日～9月5日） |
| 令和4年 5月 | 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が成立 |

出典：厚生労働省および内閣府資料

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

2 秋田市の概況

(1) 本市の人口と障がい者数の推移

平成30年度から令和4年度までにかけ、本市の総人口は3.11%減少していますが、障がい児・者の合計は25,274人から26,048人にと、3.06%増加しています。総人口に占める割合も8.20%から8.72%に増加しています。

障がい別では、身体障がい児・者が総人口に占める割合は、4.5%前後で推移しています。知的障がい児・者および精神障がい者の人数と割合は、年々増加しています。令和5年3月31日現在の障がい別の割合は、身体障がい児・者が4.40%、知的障がい児・者が0.85%、精神障がい者が3.48%です。

年齢別では、身体障がい者、知的障がい者ともに65歳以上のかたの割合が増加しています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者は全ての等級で増加しています。平成30年度末には合計で2,365人でしたが、令和4年度末には3,137人になり、30%以上増加しました。

■障がい児・者数の推移

各年度末現在 単位：人

| 区分 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 秋田市の人団(注1) | | 308,163 | 306,265 | 304,334 | 301,573 | 298,587 |
| 身体障がい児・者 (総人口との比率) | | 13,741 (4.50%) | 13,729 (4.50%) | 13,716 (4.51%) | 13,793 (4.57%) | 13,137 (4.40%) |
| 知的障がい児・者 (総人口との比率) | | 2,334 (0.76%) | 2,350 (0.77%) | 2,398 (0.79%) | 2,433 (0.81%) | 2,529 (0.85%) |
| 精神障がい者 (総人口との比率) | | 9,199 (3.00%) | 9,440 (3.08%) | 9,933 (3.26%) | 10,167 (3.37%) | 10,382 (3.48%) |
| 障がい児・者の計(注2) (総人口との比率) | | 25,274 (8.20%) | 25,519 (8.33%) | 26,047 (8.56%) | 26,393 (8.75%) | 26,048 (8.72%) |

(注1) 住民基本台帳月報による。

(注2) この表における身体、知的、精神ごとの数字の計である。

■身体障がい児・者の等級別の推移

各年度末現在 単位：人

| 等級 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1級 | | 4,602 | 4,581 | 4,464 | 4,450 | 4,200 |
| 2級 | | 2,020 | 2,018 | 2,019 | 2,004 | 1,898 |
| 3級 | | 2,622 | 2,608 | 2,659 | 2,670 | 2,542 |
| 4級 | | 2,920 | 2,939 | 2,964 | 2,989 | 2,869 |
| 5級 | | 802 | 789 | 802 | 839 | 834 |
| 6級 | | 775 | 794 | 808 | 841 | 794 |
| 計 | | 13,741 | 13,729 | 13,716 | 13,793 | 13,137 |
| 1~3級の割合 | | 67.27% | 67.06% | 66.65% | 66.15% | 65.77% |

■身体障がい児・者の年齢別の推移

各年度末現在 単位：人

| 年齢 △ 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0～5歳 | 37 | 36 | 40 | 40 | 40 |
| 6～14歳 | 118 | 117 | 115 | 119 | 114 |
| 15～17歳 | 46 | 43 | 47 | 44 | 43 |
| 18～64歳 | 3,060 | 2,966 | 2,929 | 2,930 | 2,792 |
| 65歳以上 | 10,480 | 10,567 | 10,585 | 10,660 | 10,148 |
| 計 | 13,741 | 13,729 | 13,716 | 13,793 | 13,137 |
| 65歳以上の割合 | 76.27% | 77.0% | 77.17% | 77.29% | 77.25% |

■知的障がい児・者の程度別の推移

各年度末現在 単位：人

| 程度 △ 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 最重度 | 525 | 529 | 384 | 391 | 544 |
| 重度 | 633 | 644 | 793 | 816 | 711 |
| 中度 | 499 | 485 | 350 | 381 | 561 |
| 軽度 | 677 | 692 | 871 | 845 | 713 |
| 計 | 2,334 | 2,350 | 2,398 | 2,433 | 2,529 |

■知的障がい児・者の年齢別の推移

各年度末現在 単位：人

| 年齢 △ 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0～6歳 | 59 | 52 | 45 | 56 | 59 |
| 7～12歳 | 158 | 152 | 158 | 161 | 155 |
| 13～17歳 | 226 | 199 | 200 | 189 | 201 |
| 18～64歳 | 1,646 | 1,685 | 1,721 | 1,739 | 1,815 |
| 65歳以上 | 245 | 262 | 274 | 288 | 299 |
| 計 | 2,334 | 2,350 | 2,398 | 2,433 | 2,529 |
| 65歳以上の割合 | 10.50% | 11.15% | 11.43% | 11.84% | 11.82% |

■療育手帳所持者数

各年度末現在 単位：人

| 区分 △ 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 療育手帳A | 1,158 | 1,174 | 1,177 | 1,207 | 1,252 |
| 療育手帳B | 1,176 | 1,176 | 1,221 | 1,226 | 1,277 |
| 計 | 2,334 | 2,350 | 2,398 | 2,433 | 2,529 |

■知的障がい児・者の状況

各年度末現在 単位：人

| 区分 △ 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 施設利用者 | 1,283 | 1,316 | 1,393 | 1,423 | 1,438 |
| 在宅者 | 608 | 631 | 602 | 604 | 676 |
| 施設利用児 | 262 | 295 | 290 | 273 | 307 |
| 在宅児 | 181 | 108 | 113 | 133 | 108 |
| 計 | 2,334 | 2,350 | 2,398 | 2,433 | 2,529 |

■精神障害者保健福祉手帳の等級別の状況

各年度末現在

単位：人

| 等級 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | | 584 | 626 | 636 | 681 | 750 |
| 2級 | | 1,305 | 1,469 | 1,558 | 1,674 | 1,793 |
| 3級 | | 476 | 541 | 572 | 588 | 594 |
| 計 | | 2,365 | 2,636 | 2,766 | 2,943 | 3,137 |

*精神障がいがあるかた全てが精神障害者保健福祉手帳を所持しているわけではありませんので、所持者の合計は精神障がい者の総数と一致しません。

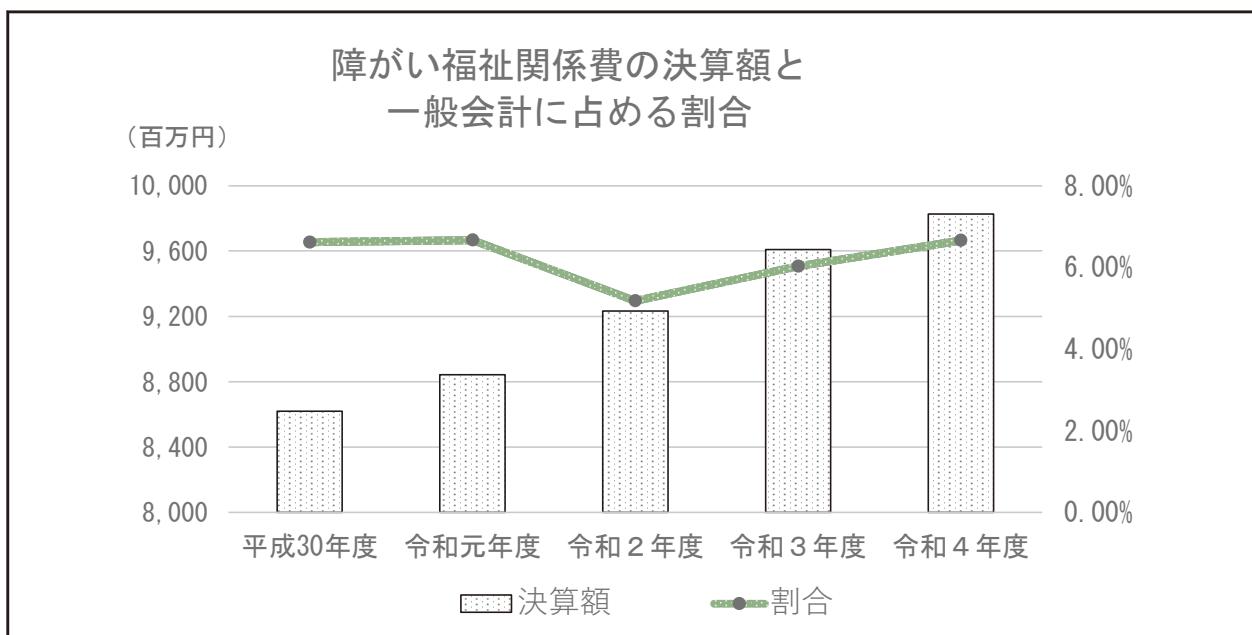
(2) 本市の障がい福祉関係費 決算額(歳出)

単位：千円

| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 一般会計歳出総額 | 130,248,109 | 132,669,048 | 178,248,867 | 159,236,846 | 147,569,356 |
| 障がい福祉関係費(注) | 8,619,121 | 8,842,524 | 9,232,079 | 9,609,787 | 9,826,342 |
| 一般会計に占める割合 | 6.62% | 6.67% | 5.18% | 6.03% | 6.66% |

(注)障害者福祉費+福祉医療費（子ども福祉医療を除く。）

本市の障がい福祉関係費は、年々増加しています。



3 秋田市障がい者プラン等策定に係るニーズ調査結果

(1) 調査対象

ア 対象範囲 秋田市全域

イ 実施時期 令和5年7月～8月

ウ 対象者と実施方法および回収結果

- (ア) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持しているかたから無作為に抽出し、返信用封筒を同封して郵送 (720人／1,800人・回収率40.0%)
- (イ) 特別支援学校高等部に秋田市から通う生徒へ、返信用封筒を同封し、学校経由で配付 (61人／176人・回収率34.7%)

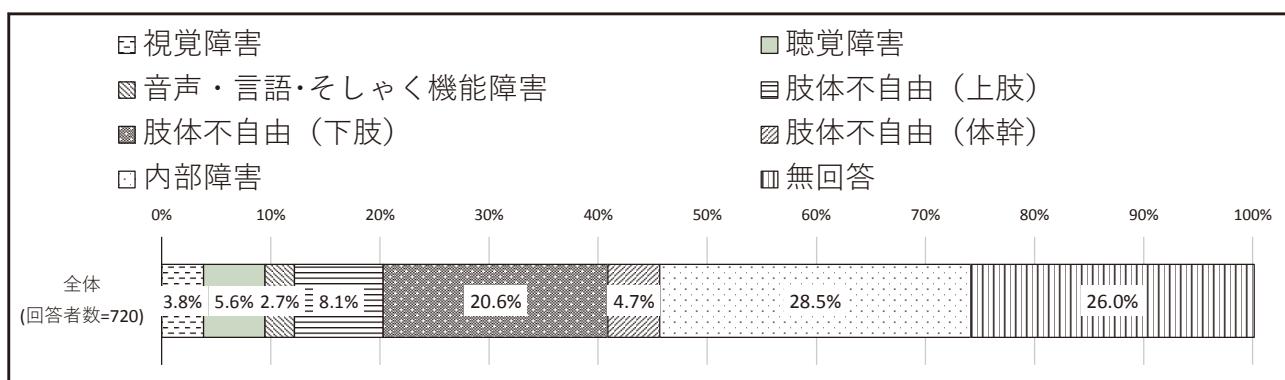
(2) 調査結果の概要

調査結果で身体、知的、精神の内訳を表示しているものは、障がいが重複しているかたをそれぞれの種別に足しています。

ア 障がいの状況

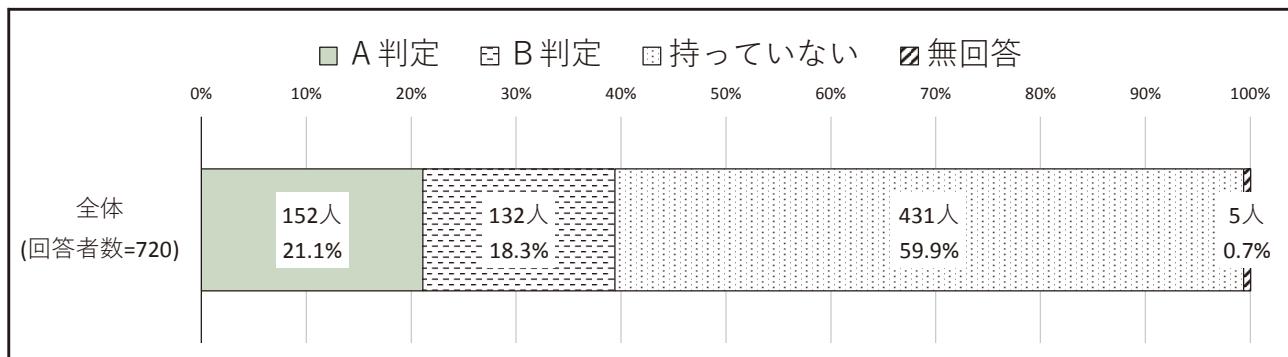
身体障害者手帳を所持しているかたの主たる障がいで多かったのは、「内部障害」と「肢体不自由（下肢）」でした。

問：身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。



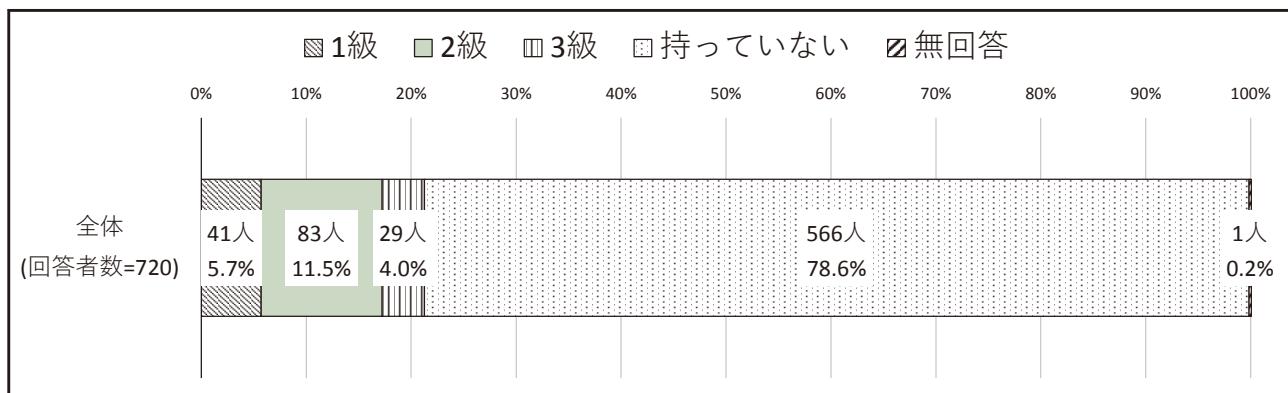
療育手帳のA判定を所持しているかたは152人、B判定のかたは132人でした。

問：あなたは療育手帳をお持ちですか。



精神障害者保健福祉手帳を所持しているかたで最も多いのは2級でした。

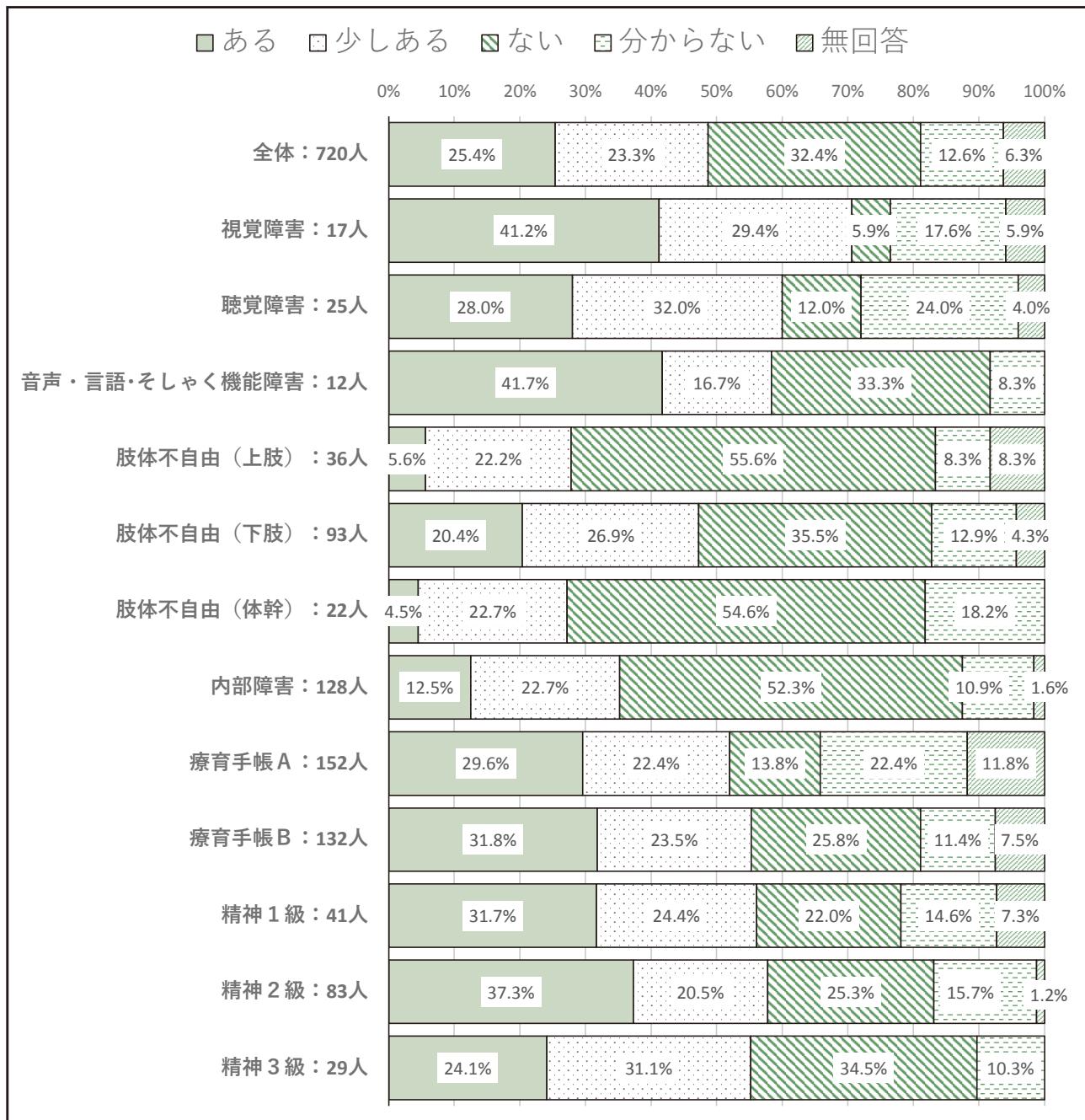
問：あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。



イ 差別

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかたは全体では2割半ばでしたが、人数が多い肢体不自由と内部障害のかたが比較的低いためで、障がいの種類によっては4割を超えているように、違いが見られます。

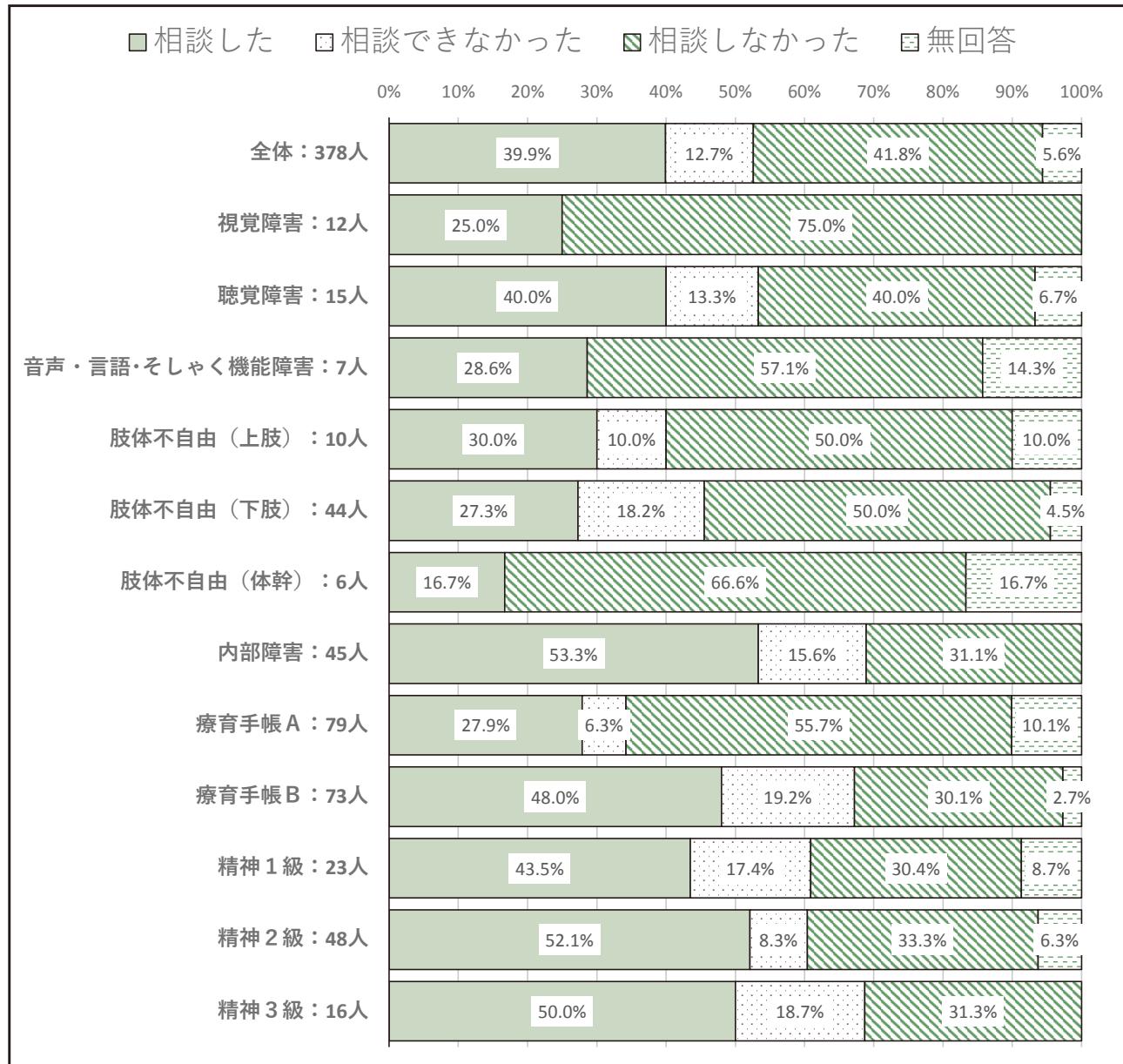
問：あなたは、障がいのあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。



*障がいが重複しているかたはそれぞれの区分に足していますので、合計人数は一致しません。

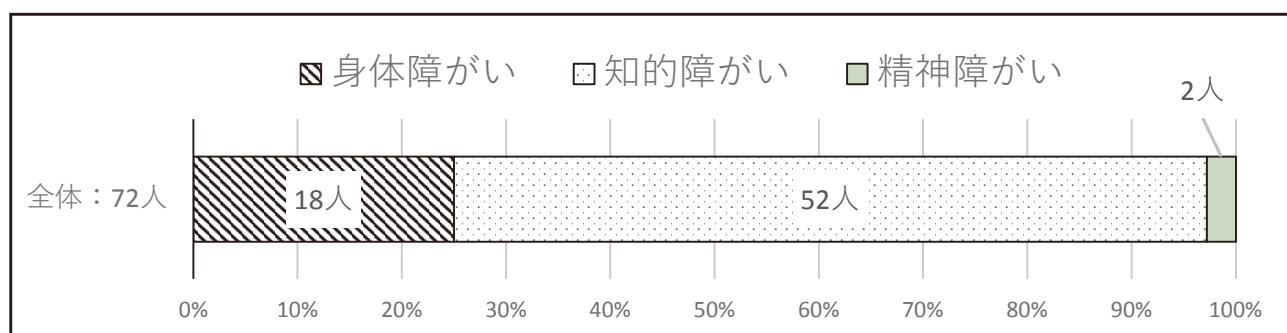
差別や嫌な思いをしたことについて相談したことがあるかたの割合は、内部障害のかたと療育手帳Bのかた、精神障害のかたが比較的多い結果でした。

問：差別や嫌な思いをしたことなどをどなたかに相談したことがありますか。



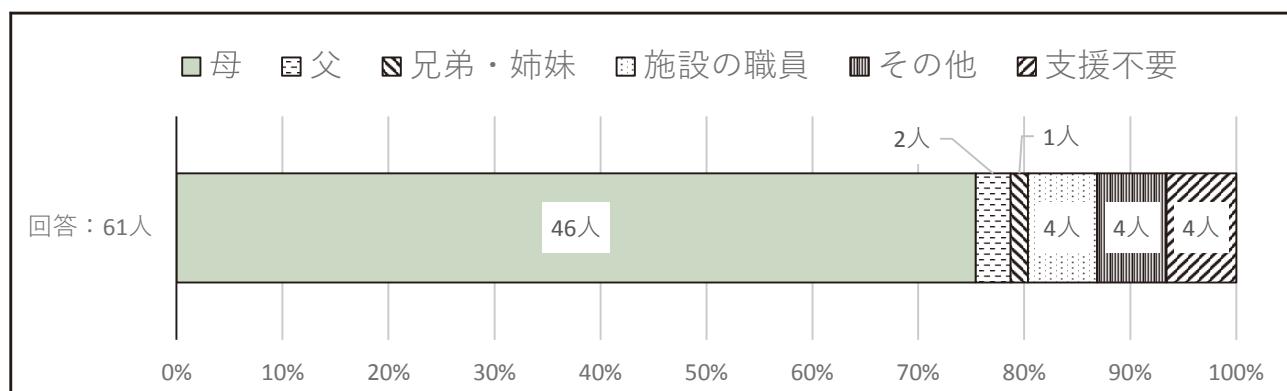
ウ 特別支援学校生徒に関する障がいおよび暮らしの状況、教育

特別支援学校生徒で回答してくれたかたの障がいの割合は、身体障がいが25.0%、知的障がいが72.2%、精神障がいが2.8%でした。



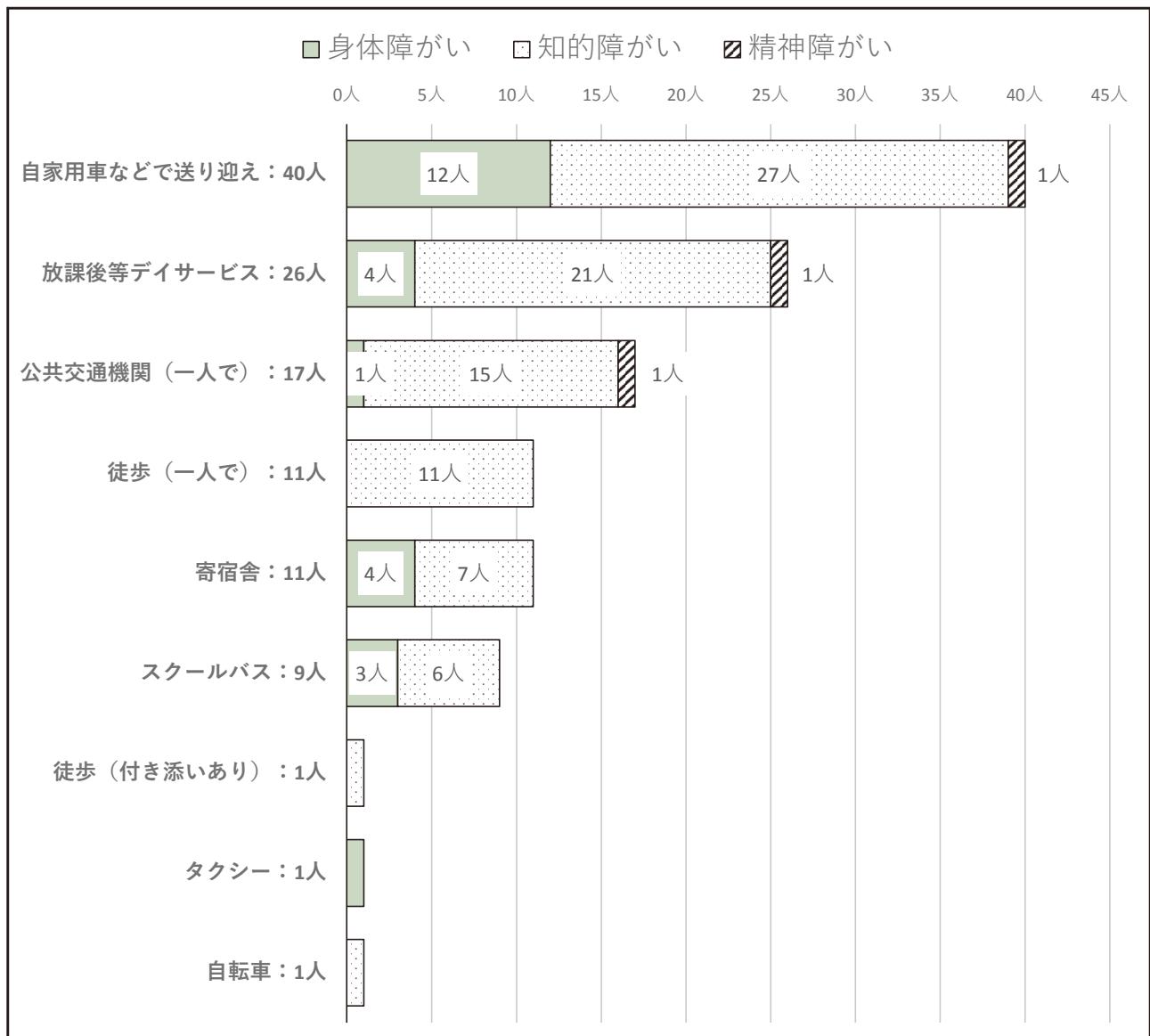
普段の援助は「母親から」が7割以上で多数を占めました。

問：日頃、生活で支援が必要な場合、あなたを援助（声かけやうながし）したり介助したりしてくれるかたは、主に誰ですか。



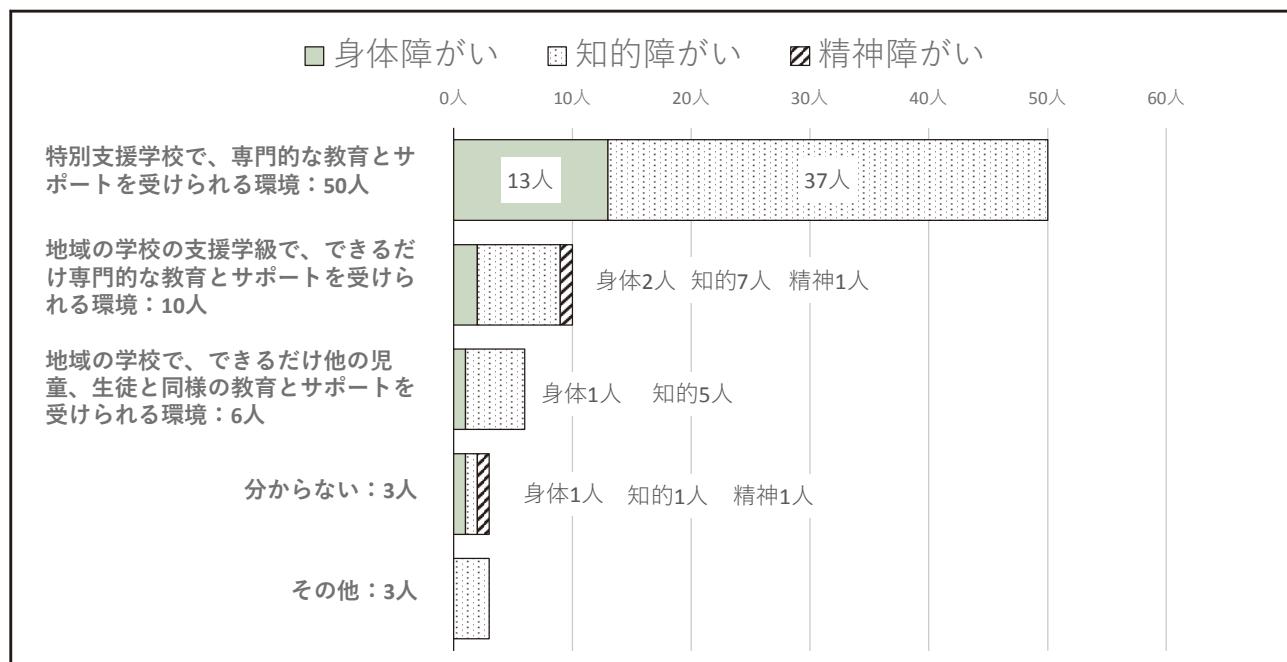
通学手段は「自家用車などで送り迎え」が最も多く、「放課後等デイサービス」「公共交通機関（一人で）」が続きました。一人で通学しているかたの9割以上は、知的に障がいがあるかたでした。

問：あなたは、どのような手段で通学していますか（複数回答可）。



就学環境については、「特別支援学校で、専門的な教育やサポートが受けられる環境」が回答全体の約7割で多くを占めました。

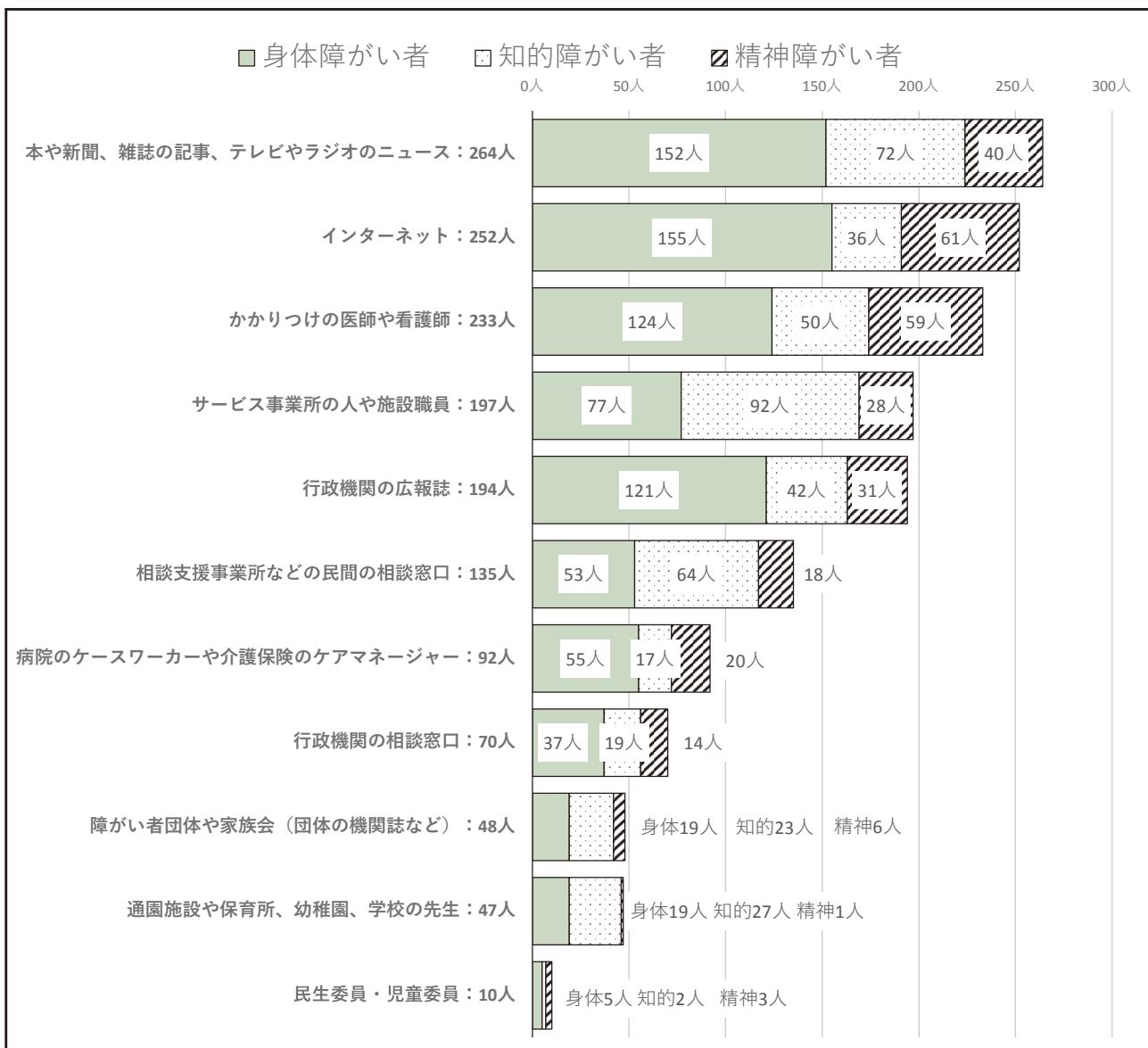
問：望ましい就学環境はどのような環境だと思いますか。



エ 情報の入手

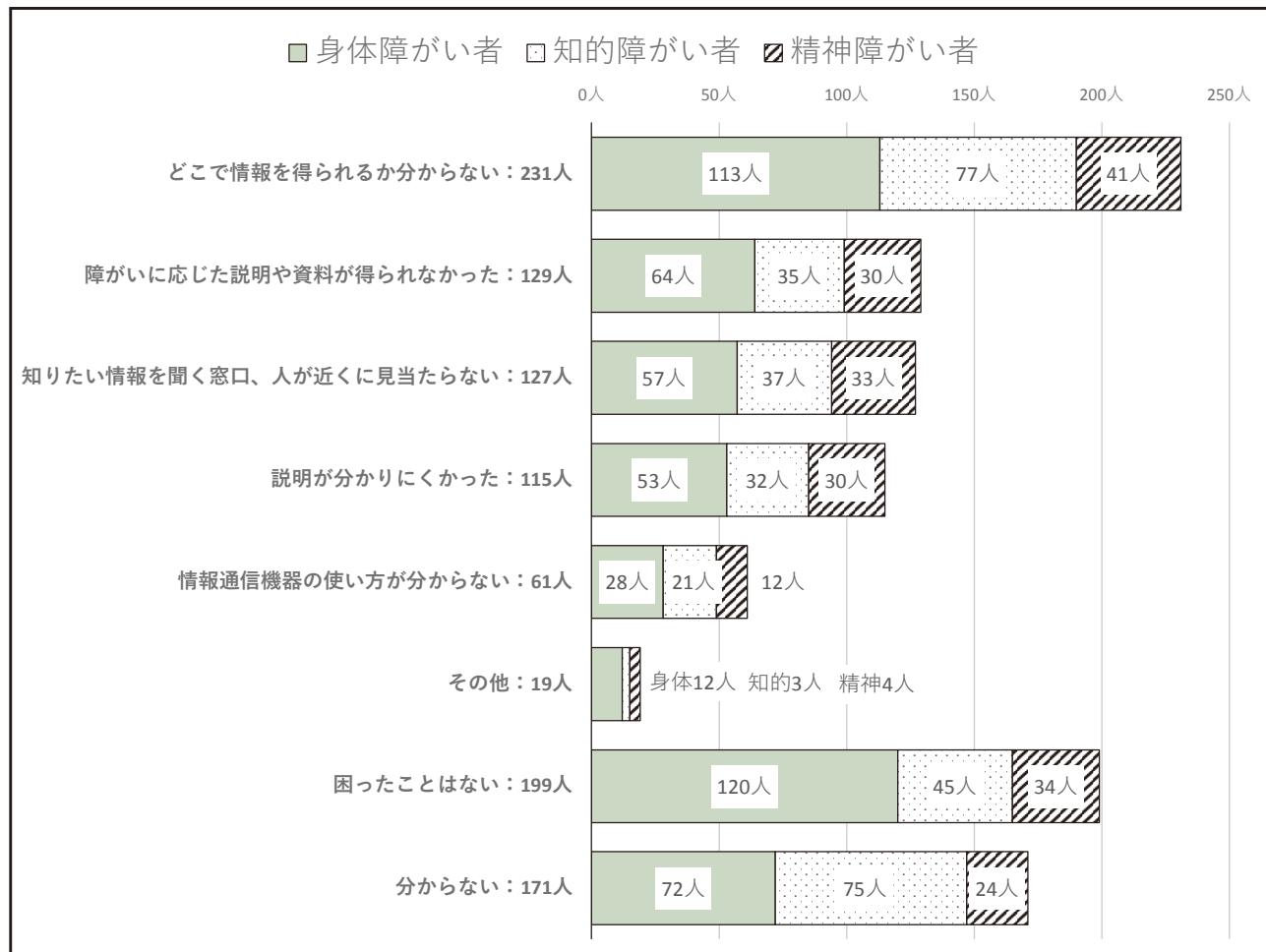
障がいや福祉情報などに関する情報の入手方法は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「インターネット」「かかりつけの医師や看護師」が多かつたのですが、知的に障がいがあるかたは「サービス事業所の人や施設職員」が最も多い結果でした。

問：あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか（複数回答可）。



福祉サービスの情報を得るために困ったことで最も多かったのは、すべての障害区分において「どこで情報を得られるか分からない」でした。

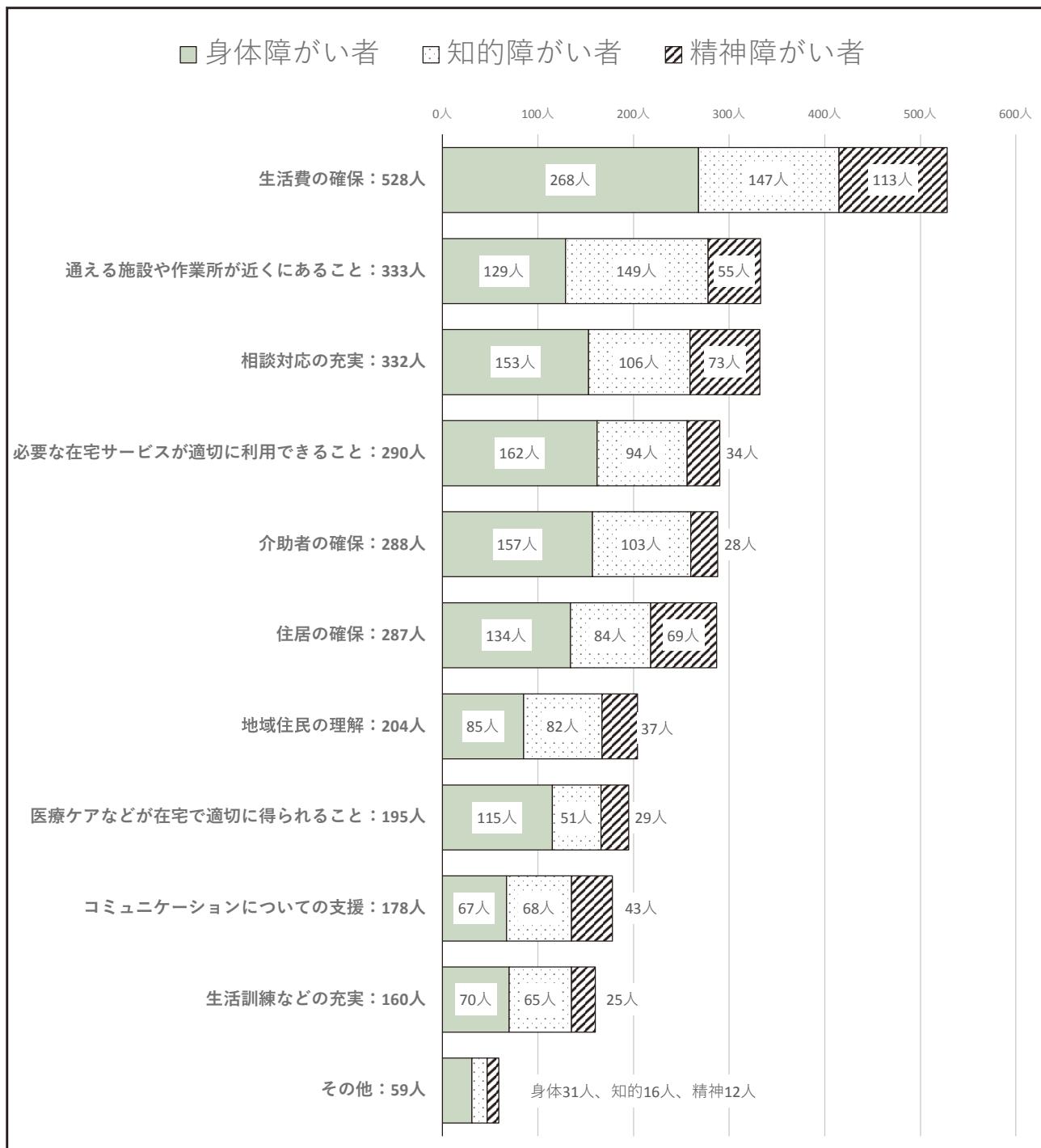
問：これまでに福祉サービスの情報を得るために困ったことは何ですか（複数回答可）。



才 地域生活で必要な支援

「生活費の確保」が最も多い結果となりましたが、知的障がいがあるかたは「通える施設や作業所が近くにあること」も同程度でした。

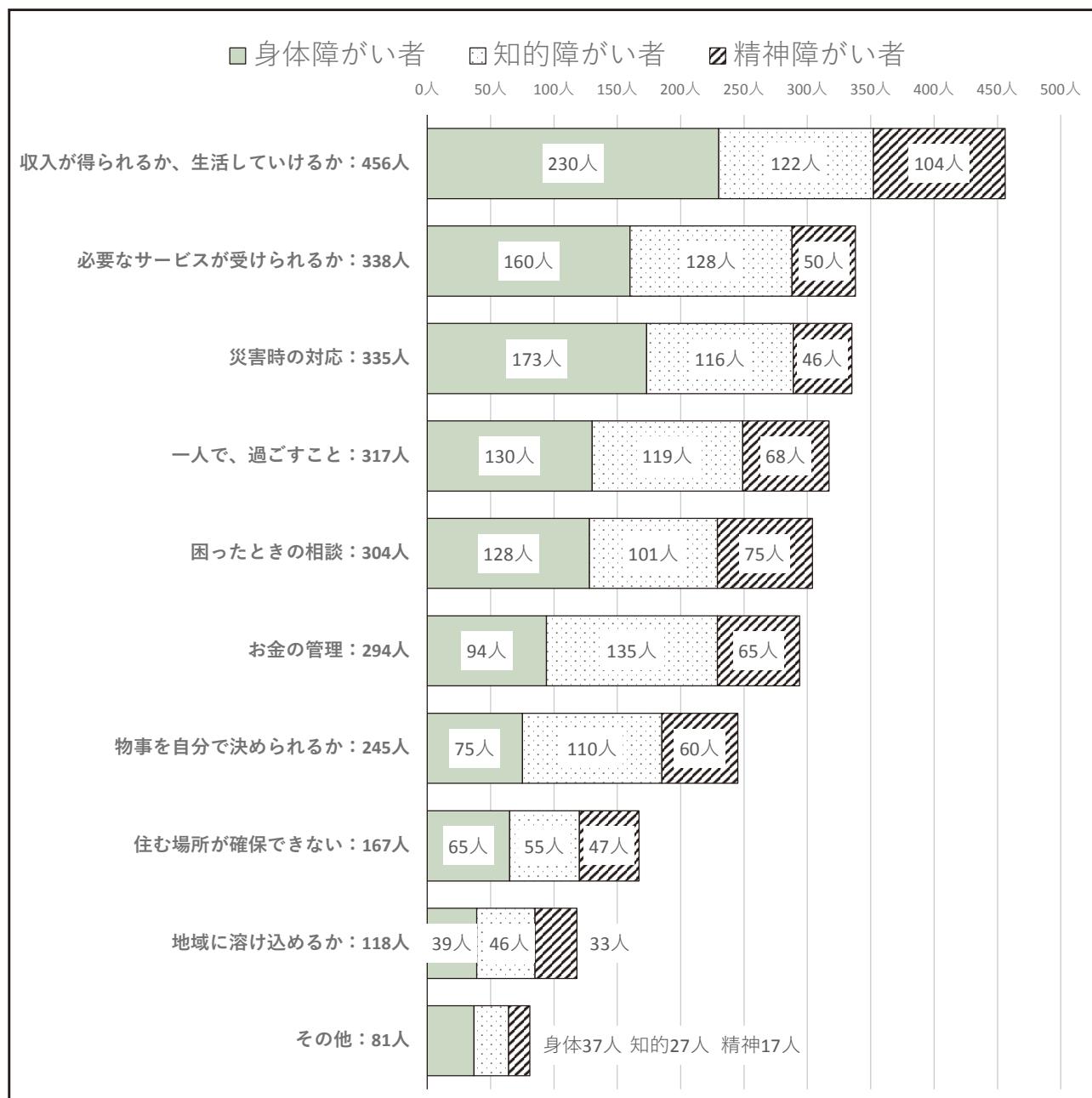
問：地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数回答可）。



力 将来への不安

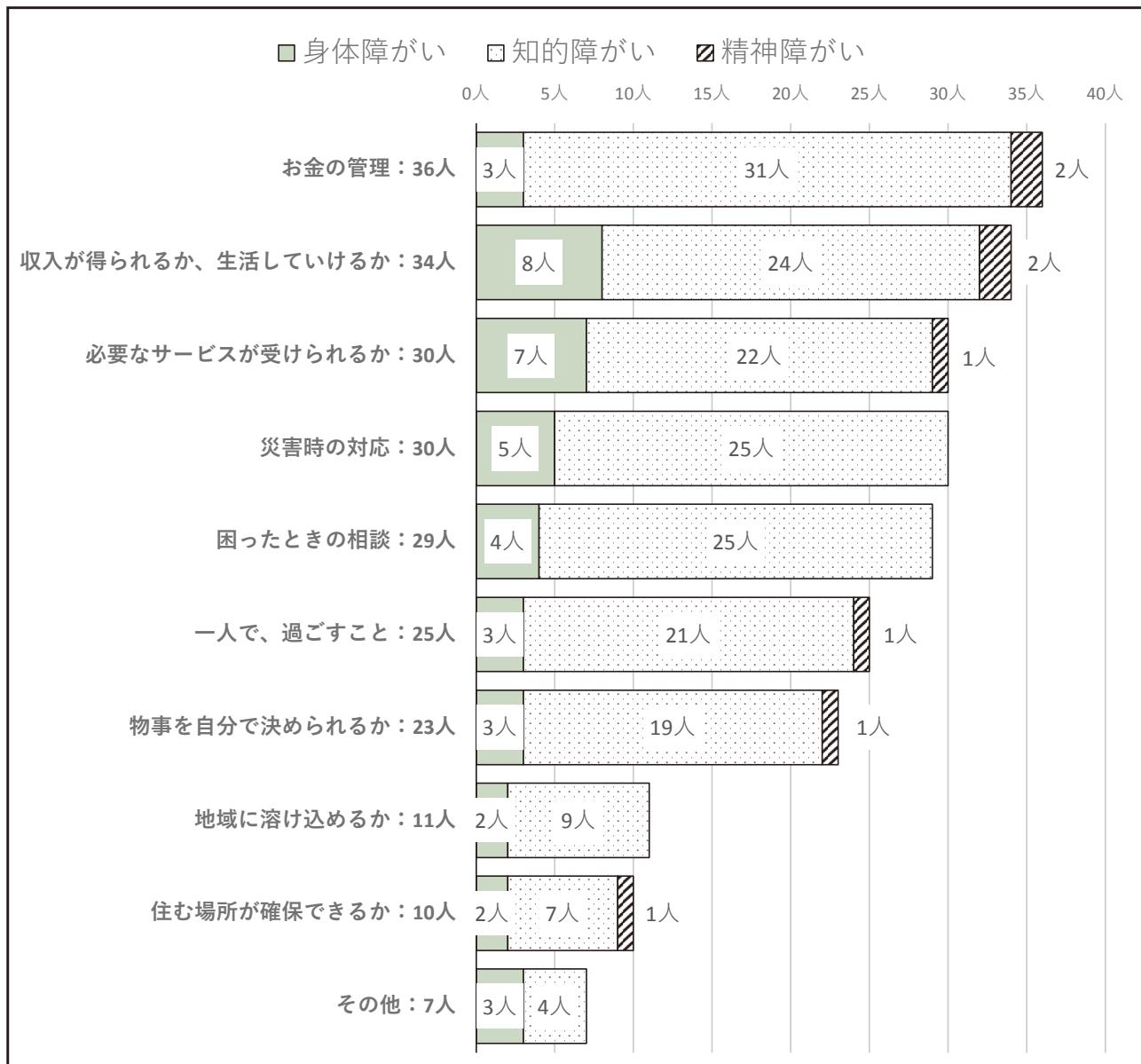
将来的な不安については、「収入が得られるか、生活していけるか」が回答者の5割以上の方が答えていて最も多く、次いで「必要なサービスが受けられるか」「災害時の対応」が続きました。障がいの種類によって選ばれた項目に違いがあり、特に、知的に障がいのあるかたは、多くの項目の人数が同程度でした。

問：将来のことでの不安に思っていることはありますか（複数回答可）。



特別支援学校生徒の将来的な不安については、「お金の管理」や「収入が得られるか、生活していくか」といった金銭面のものが上位でした。

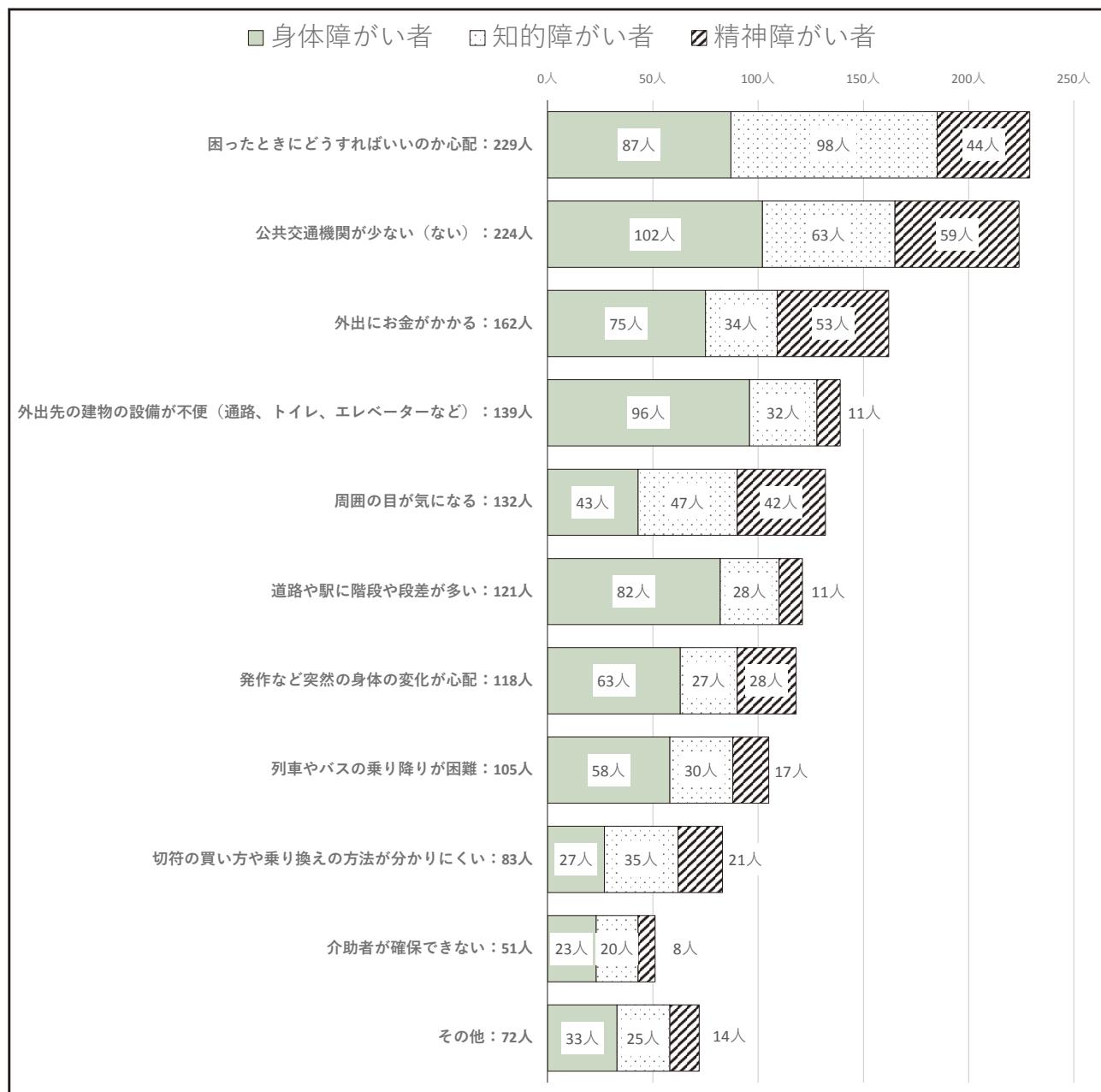
問：将来のことでの不安に思っていることはありますか（複数回答可）。



キ 外出

外出時に困ることで最も多かったのは、知的に障がいのあるかたは「困ったときにどうすればいいのか心配」で、身体に障がいのあるかたと精神に障がいのあるかたは「公共交通機関が少ない（ない）」でした。

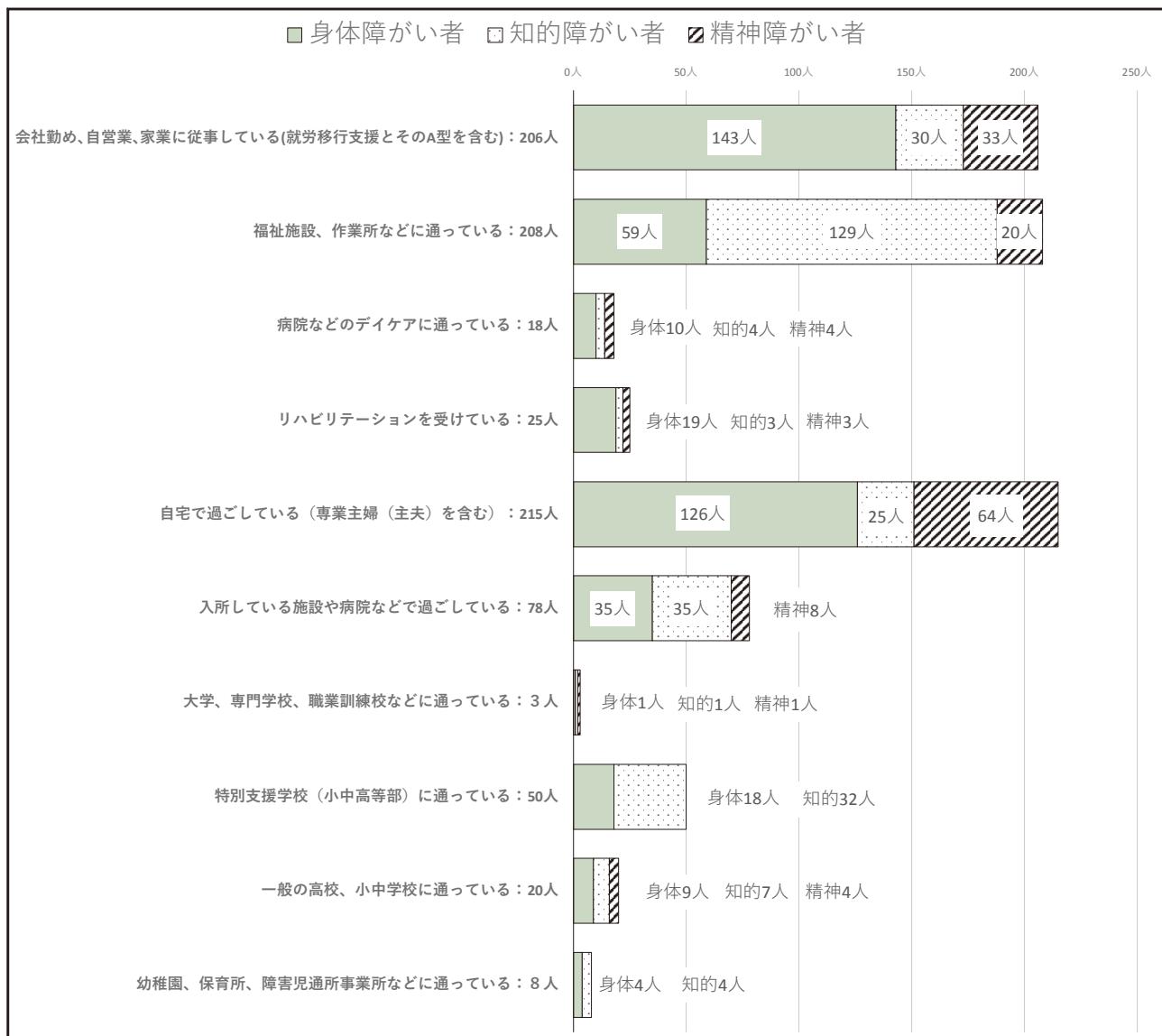
問：外出するときに困ることは何ですか（複数回答可）。



ク 日中の過ごし方

日中の過ごし方は、「就労」「通所」「自宅」が上位でした。

問：あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

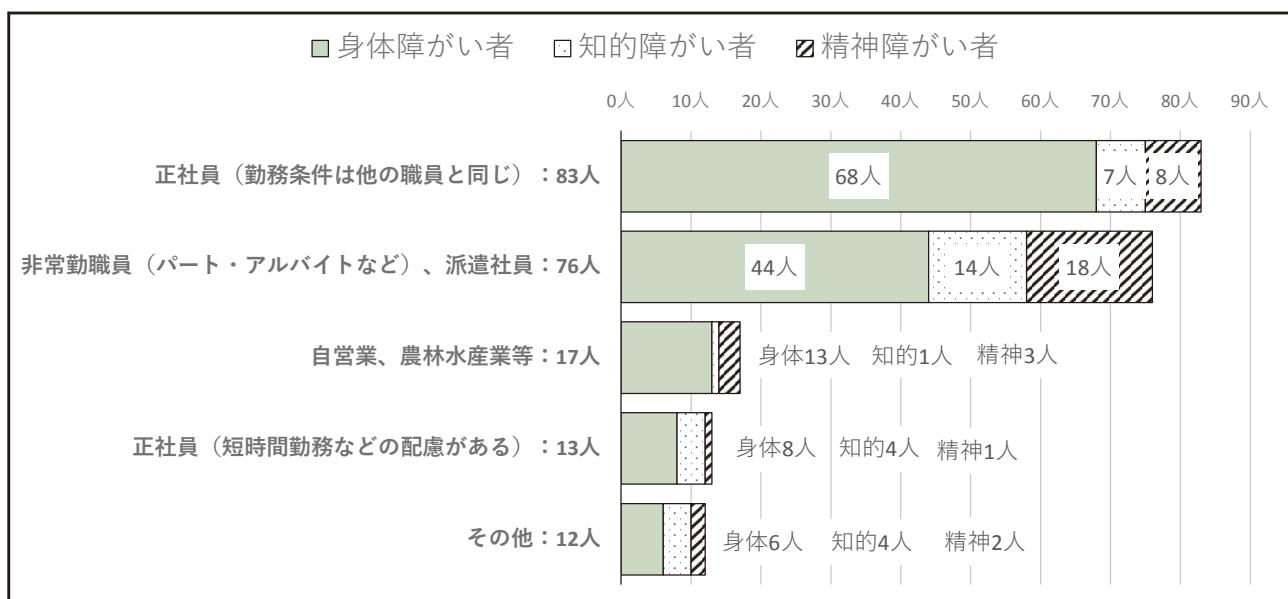


* 障がいが重複しているかたはそれぞれの区分に足していますので、合計人数は一致しません。

ケ 就労

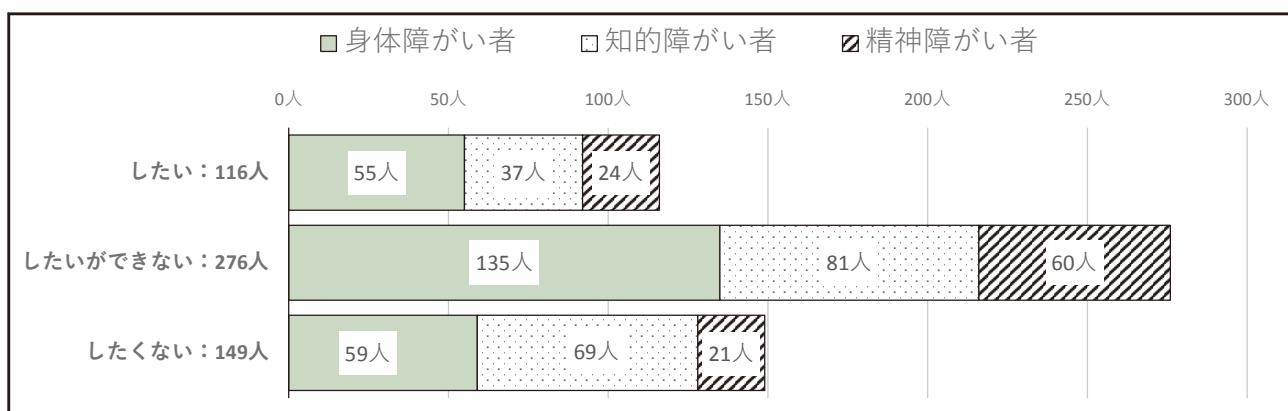
前ページ「ク」で、いちばん上の各種の就労を選んだかたの雇用形態は、全体では「正社員（勤務条件は他の職員と同じ）」が最も多いのですが、知的に障がいのあるかたと精神に障がいのあるかたは「非常勤職員（パート・アルバイトなど）、派遣社員」が最も多くなっていました。

問：どのような勤務形態で働いていますか。



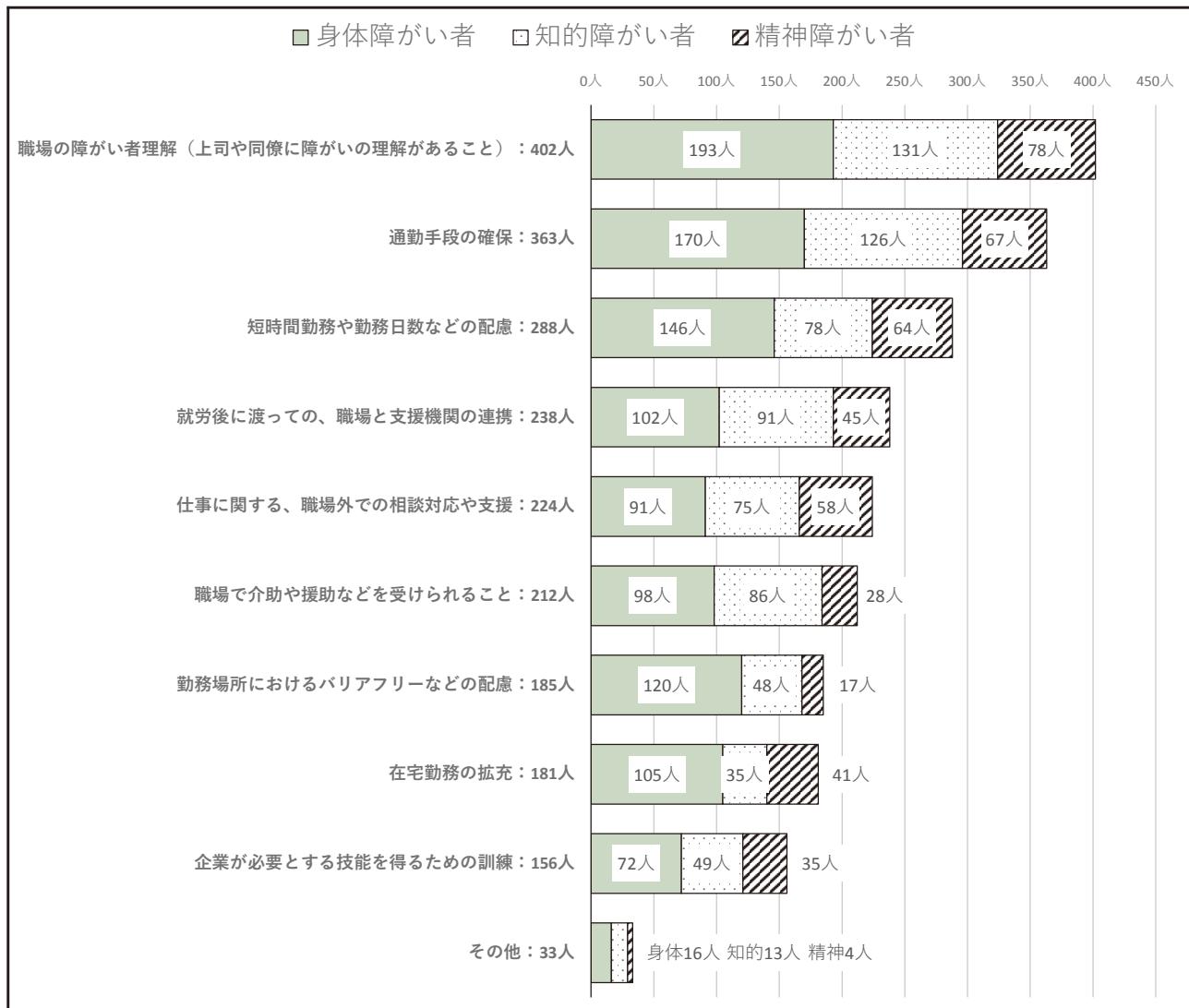
前ページ「ク」で、いちばん上の各種の就労を選ばなかったかたで、今後、会社勤めなどの就労を希望するかたは「したい」「したいができない」を合わせると、全体の7割を超えていました（回答数541人中392人）。

問：あなたは今後、会社勤めなどのように働きたいと思いますか。



就労支援の要望では、「職場の障がい者理解（上司や同僚に障がいの理解があること）」「通勤手段の確保」が多く、また、障がいの種別に関わらず求められていることが分かります。

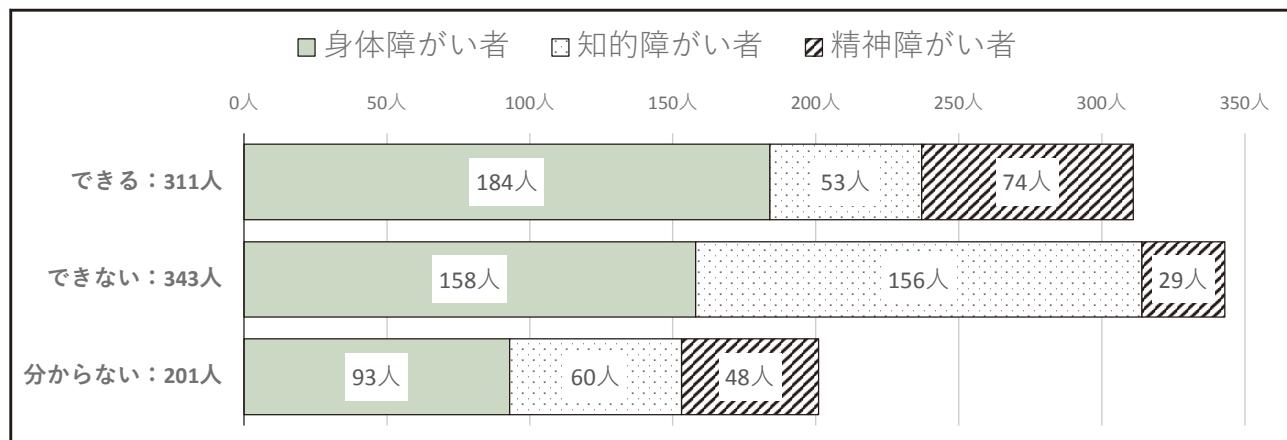
問：あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答可）。



コ 災害時の避難など

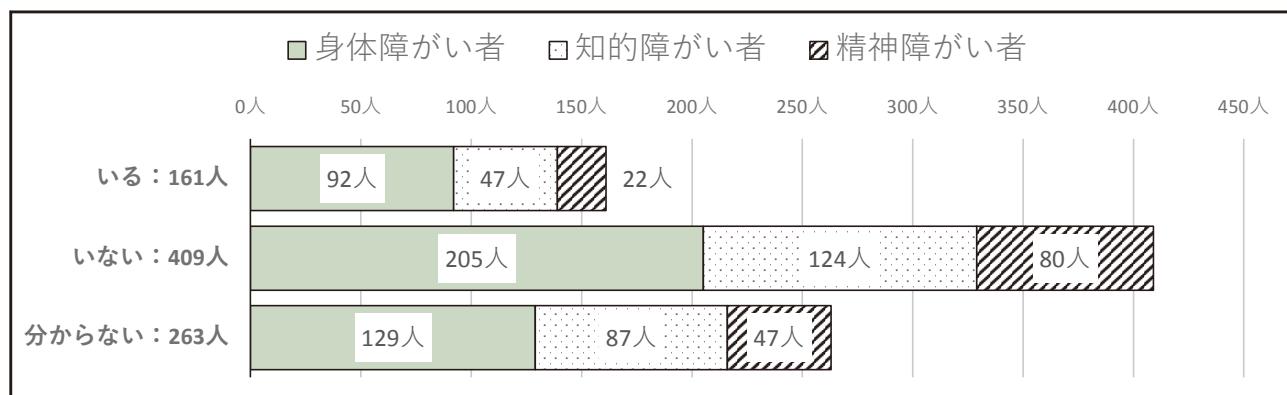
災害時に一人で避難できるかは、身体に障がいのあるかたと精神に障害のあるかたは、「できる」かたが多かったのですが、知的に障害のあるかたは、「できない」かたが「できる」かたの約3倍いたように障がいの種別で差がありました。

問：あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。



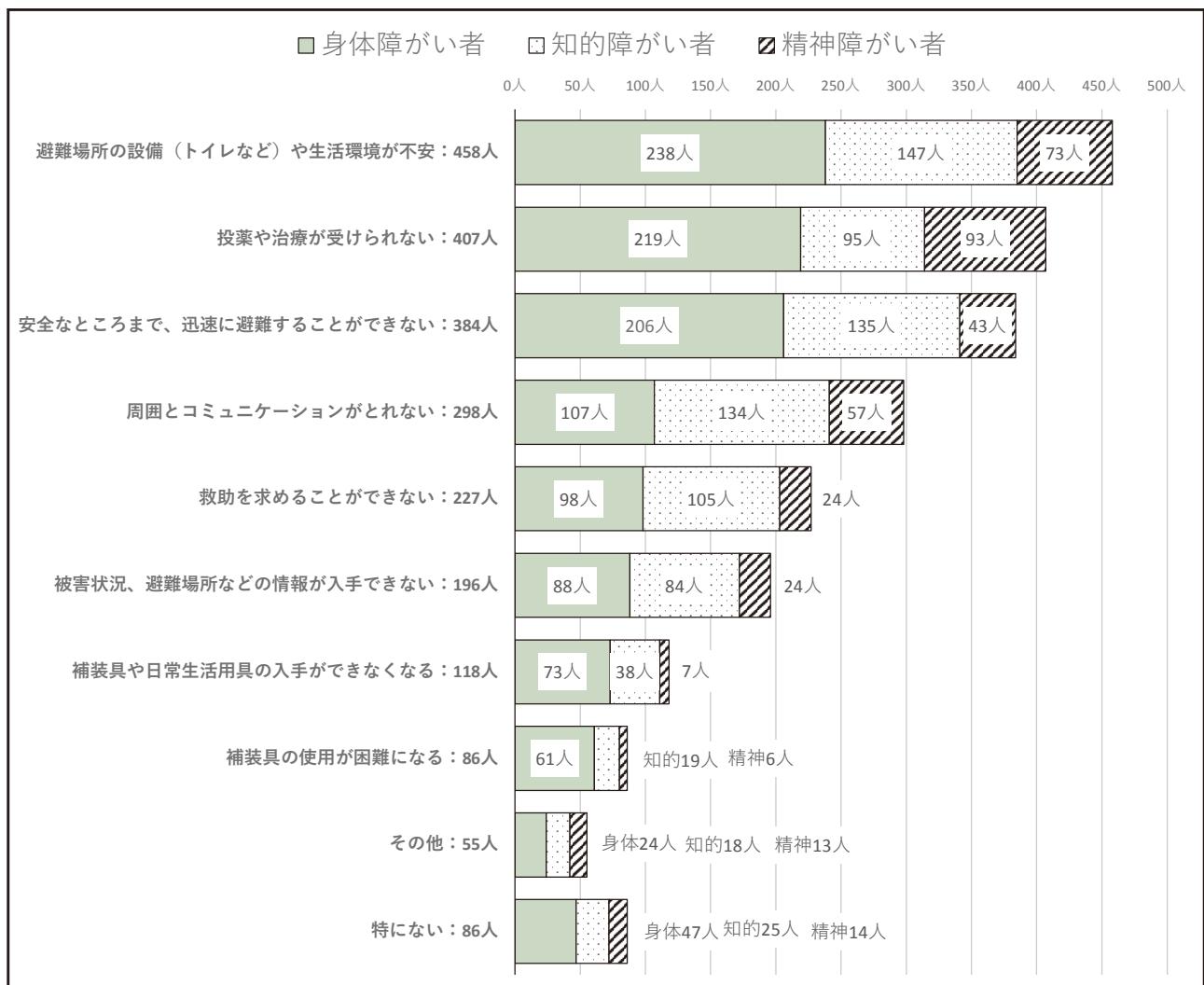
家族が不在のときや一人暮らしのときに、近所で助けてくれる人が「いる」かたは全体の約2割で、「いない」かた、「分からぬ」かたが多くを占めました。

問：家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。



災害時に困ることでは、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が最も多かったのですが、精神に障がいのあるかたは「投薬や治療が受けられない」が最も多くなりました。

問：火事や地震などの災害によって困ることは何ですか（複数回答可）。



(3) 当事者たちの意見から考察される課題

【課題1】差別の解消、インクルーシブ教育システム※の推進、教育環境の整備

調査では依然として、周囲の障がいへの理解を求める声が多くありました。障がいを理由とする差別の解消や障がい者に対する合理的な配慮の提供を推進するとともに、国が整備を推進する「インクルーシブ教育システム※」のような、障がいへの理解の充実を図るような教育施策を充実させが必要です。

また、特別支援学校の生徒への調査では、望ましい就学環境として「特別支援学校において、専門的な教育やサポートが受けられる環境」が期待されています。同時に、寄宿舎使用者の利用制限緩和と受け入れ支援体制整備、教員の増員などの声もありました。

【課題2】障がいに応じた効果的な情報提供の方法

障がい者の福祉に関する情報について、テレビやラジオなどによる従来的な情報発信だけではなく、スマートフォンなどの普及に伴う形で、インターネットもそれと同程度の情報収集手段として定着しています。調査では障害福祉サービスの情報を得るために困ったこととして「どこで情報が得られるか分からない」が多かったことを鑑みると、ＩＣＴ※を活用した障害福祉サービス情報の発信を促進していくことが効果的だと考えられます。

【課題3】経済的な不安等への対応

調査では、障がいのあるかたが生活していくうえで、経済的な基盤の確保に関する不安が最も強いという結果になりました。障がいのあるかたが、経済的な不安を抱えることなく生活していくけるような制度の充実が求められます。特別支援学校の生徒への調査でも、将来的な不安として、経済的不安、緊急時の対応、相談体制が上位となりました。障がいのあるかたへの経済的支援や緊急時の対応、相談体制の充実が重要になっていると考えられます。

【課題4】相談しやすい環境づくり

障がいについて気軽に相談できる場所や機会を増やし、その情報を発信することが、相談機会を増やすことにつながると期待されます。

調査では、日常生活に関わる不安や緊急時への不安も多く寄せられたことから、これまで以上に相談体制の強化や、その情報発信が求められていると言えます。

【課題5】障がいの種類に合わせた外出時の支援

調査では、障がいのあるかたの外出は、買物や通勤・通学・通所、医療機関の受診など生活に欠かせないことを目的とするものが多いことから、公共交通機関が少ない、又はないことが不便だと感じられています。外出する際の移動手段の確保とともに、社会のあらゆる場面において、社会的障壁の除去を進めが必要と考えられますが、同時に障がいの種類に合わせた環境整備も重要と言えます。例えば、聴覚障がいの場合、駅のアナウンスが聞こえにくいため遅延情報が聞き取れず、電光掲示板を整備してほしいという声が

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

ありました。今後は、障がいの種類に応じた対応策を検討していくことが必要です。

また、障がい児が通学する場合には、自家用車などによる送り迎えが多いものの、一人で公共交通機関を利用できるかたは可能な限り一人で通学していると思われます。高等学校に進学しても使用できるスクールバスや、障がい児が一人で公共交通機関を使用する際にも迷わず学校まで行くことができる安心な通学路の整備も求められています。

【課題6】職場での障がい理解と人材の活用不足

調査では、障がいのあるかたの勤務形態について、正社員として雇用されている割合が最も高かったのですが、職場での障がい者理解について課題を感じているかたが多くいました。また、昨今の環境変化を受けた柔軟な働き方についての要望も多く、民間企業と連携し、障がい者雇用を通しての人材活用も今後の課題であるとともに、就労を希望するかたへの就労移行支援や就労継続支援も引き続き必要です。

【課題7】災害時、避難の方法と避難場所での過ごし方

昨今の大雪等の異常気象の影響により、障がい者の主たる介護者の中で災害時の対応方法が大きな不安要素として認知されています。災害時の避難方法、避難経路等、万が一のときの対応方法の具体化と情報共有が必要です。

調査では、災害時の避難について「できない」と回答したかたが「できる」かたを上回りました。災害時に困ることでも、安全なところまで迅速に避難できない、救助を求めることができないといったことを挙げるかたも多く、災害時の避難経路のバリアフリー※の充実や、避難方法の確保が急務です。また、避難場所における設備や生活環境への不安全感も高いことから、その整備および充実も重要な課題となっています。

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

■ 4 第5次秋田市障がい者プランの取組の成果と課題

第5次秋田市障がい者プランでは、5つの施策体系に沿った施策を進めてきました。それらの成果と課題、今後の方向性を取りまとめ、第6次秋田市障がい者プランで引き続き取り組んでいくこととします。

| 第5次の施策体系 | 主な取組の成果と課題 | 目指す方向性 |
|------------------|---|--|
| 1 権利の擁護の推進 | <p>市民向けの説明会で障がいおよび障がいのあるかたに対する理解を深めるための啓発に取り組みましたが、ニーズ調査では、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたかたが依然として多くいました。今後の啓発に当たっては、さまざまな方法を研究していく必要があります。</p> <p>令和3年度に秋田市権利擁護センターを設置して、成年後見制度の広報、普及活動および相談業務を行ったほか、成年後見人等の報酬および申し立て費用の助成を行うなど、成年後見制度の利用を促進しました。ニーズ調査結果では、将来、お金の管理を不安に思っているかたも多く、同制度をより活用しやすくしていく必要があります。</p> | <p>社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めため、引き続き広報、啓発活動を展開します。また、障がいのあるかたの虐待の早期発見や防止、権利擁護のための相談体制の充実に取り組みます。</p> <p>→第6次プラン基本目標 1 「権利の擁護の推進」</p> |
| 2 情報提供と意思疎通支援の充実 | <p>視覚に障がいのあるかたに広報あきたの内容を録音したCDや点字広報をお届けしたほか、聴覚に障がいのあるかたへの情報伝達手段として、平成30年度に、音声を文字化するアプリを搭載したタブレット端末を障がい福祉課と長寿福祉課の窓口に導入するなど、円滑な意思疎通のための支援の充実を図りました。</p> <p>ニーズ調査では、福祉サービスの情報をどこで得られるか分からないと回答したかたが一定数いたことから、対応する必要があります。</p> | <p>意思疎通支援を担う人材の育成と確保、サービスの円滑な利用の促進および支援機器の利用等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。</p> <p>→第6次プラン基本目標 2 「情報アクセシビリティ※の向上と意思疎通支援の充実」</p> |
| 3 地域生活支援の充実 | <p>平成30年度に、地域生活支援拠点として短期入所併設型の共同生活援助事業所を開設し、在宅で生活する障がい者の緊急時の支援を行っています。</p> <p>令和2年度に、各種障がいに関する総合的、専門的な相談・支援を実施する秋田市基幹相談支援センターを開設し、障害のあるかたが地域で安心</p> | <p>自ら意思を決定し、表明することが難しい障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点からの支援を行います。</p> <p>また、地域の一員として豊かな人生を送ること</p> |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

| | | |
|--------------|---|--|
| | <p>して生活できる環境を整えました。</p> <p>令和4年度に、精神に障がいのあるかたについて関係機関と地域の課題を共有しながら取組内容を協議する場である秋田市精神保健ネットワーク協議会を、医療的ケア児※が地域で生活することを目的として関係機関が連携する場である秋田市医療的ケア児支援協議会を設置しました。</p> <p>引き続き、各機関で把握した課題の解決に向けて取り組む必要があります。</p> | <p>ができるよう、乳幼児期や学童期、卒業後等のライフステージや障がい特性に応じた支援や取組を進めます。</p> <p>→第6次プラン基本目標 3 「地域生活支援の充実」</p> |
| 4 自立と社会参加の促進 | <p>一般企業への就労を希望するかたへの訓練ならびに求職活動および就職後の職場定着のための相談支援など、障がい者の就労に取り組みました。障がいの有無に関わらず同じ地域社会でともに暮らし、働く共生社会の実現に向け、就業に関しての取組を継続する必要があります。</p> <p>障がい者スポーツの大会や教室、体験イベントなどを開催したほか、アート活動に関する支援として、作品展の開催に加え、令和2年度に情報発信のためのウェブサイトを開設し、障がいのあるかたの生活と社会参加の充実を図りました。障がいのあるかたの豊かな生活に向けて、各種取組の継続と充実を図ることが必要です。</p> | <p>地域で質の高い自立した生活を営むために就労が重要であるとの考えの下、就業機会の確保や支援者の育成に努めます。</p> <p>また、自立と社会参加の促進や共生社会の実現のため、芸術・文化活動への参加の支援や障がい者スポーツの普及に取り組みます。</p> <p>→第6次プラン基本目標 4 「自立と社会参加の促進」</p> |
| 5 生活環境の充実 | <p>令和4年3月に「秋田市バリアフリー※マスター プラン」を策定しました。秋田市バリアフリー※協議会の開催のほか、関係団体との秋田駅周辺の点検、追分駅バリアフリー※化設備整備（エレベーター等整備）を実施する鉄道事業者に補助を行い、利用者の利便性と安全性の向上を図りました。</p> <p>障がい者世帯の雪下ろしや排雪にかかる費用の一部を助成し、安全、安心な冬期間の暮らしの実現を図りました。</p> <p>災害時要援護者の避難支援として、地域の実情に合わせた体制の整備に取り組みました。今後、個別避難支援プラン※を作成していく必要があります。</p> | <p>障がい者が地域社会において安全に安心して暮らせる生活環境の整備を図ります。</p> <p>→第6次プラン基本目標 5 「安全、安心な生活環境」、6 「防災、防犯の推進」</p> |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

■ 5 基本理念と施策体系

本市の目指すべき姿として、第6次障がい者プランにおける基本理念を設定します。障がい者プランの上位計画の理念は、秋田市行政の基本構想である第14次秋田市総合計画（新・県都『あきた』成長プラン）「ともにつくりともに生きる人・まち・くらし」も、第4次地域福祉計画「みんなでつながりみんなで築く地域のしあわせ」も、まさに共生社会の実現を目指すものです。障害者基本法、障害者差別解消法、障害者総合支援法、国の障害者基本計画（第5次）および秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例のキーワードから導かれる思いを込めて、本プランの基本理念を次のとおり設定しました。

この理念のもと、次ページに示す施策体系により事業を展開していきます。

第14次秋田市総合計画の基本理念
**ともにつくり ともに生きる
人・まち・くらし**
 ~元気と豊かさを次世代に
 人口減少を乗り越えて~

**第3次秋田市エイジフレンドリーシティ※
 行動計画の基本理念**
**ともに考え ともにつくる
高齢者にやさしい都市**
 ~誰もが心豊かにいきいきと暮らせる社会をめざして~

第4次秋田市地域福祉計画の理念
みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ

障害者基本法、障害者差別解消法、障害者総合支援法、障害者基本計画のキーワード
 「障害を理由とする差別の解消」=障害の有無によって分け隔てられない
 「個人としての尊重」=人格と個性をお互いに尊重する
 「共生社会」=相互理解。支え合い。共に生きる
 「自立と社会参加」=自分らしさ。個性の発揮
 「社会的障壁の除去」=合理的配慮。思いやり

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例のキーワード
 「誰もが障がいの有無によって分け隔てられない」
 「市民一人ひとりが互いに人格および個性を尊重」
 「相互に理解を深める」
 「支え合いながら暮らすことのできる社会の実現」



「分かり合い、支え合い、自分らしく共に生きていくまち」

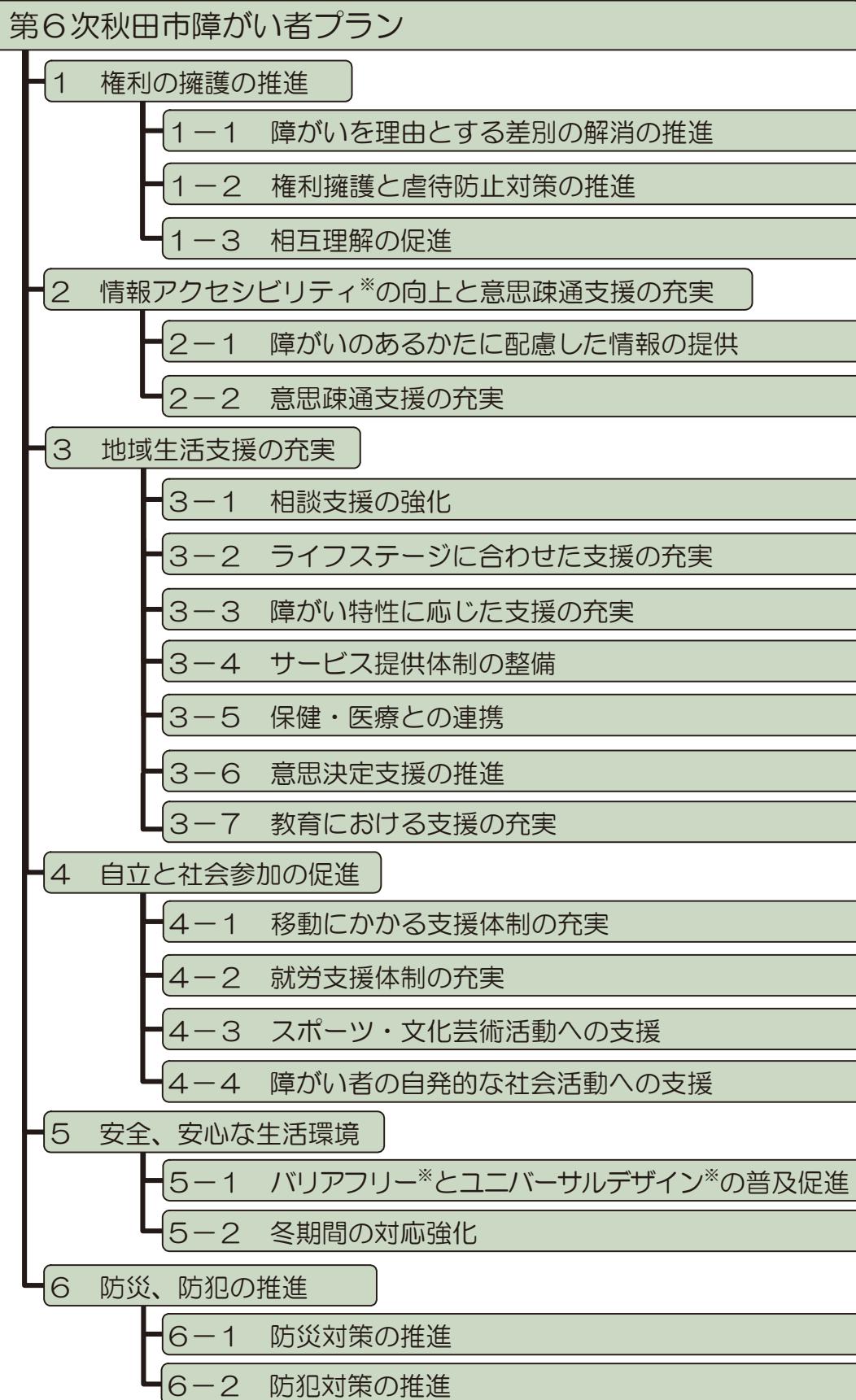
キーワード …相互理解、尊重、差別解消 バリアフリー※、合理的配慮

自立、個性の発揮

社会参加、共生社会

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

第6次障がい者プランの施策体系



*は第4部「4 用語解説」に記載しています。

1 権利の擁護の推進

社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めます。

また、障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、すべての市民の理解と協力のもと、権利の擁護を推進します。

2 情報アクセシビリティ※の向上と意思疎通支援の充実

障がいのあるかたが必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、ＩＣＴ※機器の活用等による様々な情報提供体制について研究し、情報アクセシビリティ※の向上に努めます。合わせて、意思疎通支援を担う人材の育成と確保、サービスの円滑な利用の促進、補聴器等の支援機器の給付や貸与といった取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

3 地域生活支援の充実

自ら意思を決定することや表明することが難しいかたに対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うことができる体制づくりを進め、障がいのあるかた自身が望む暮らしの実現を目指します。

また、障がいのあるかたが必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障がいの有無に関わらずお互いを尊重し、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ります。

4 自立と社会参加の促進

障がいのあるかたが地域で質の高い自立した生活を営むために就労が重要であるとの考え方の下、就業機会の確保や支援者の育成を図ります。また、共生社会の実現のため、障がいの有無に関わらず誰もが障がい者スポーツに親しむことができる機会をつくるとともに、生活と社会を豊かにするために、障がいのあるかたの芸術・文化活動への参加を支援します。

5 安全、安心な生活環境

障がいのあるかたが地域社会において安全に安心して暮らせるように、住環境、道路、公共施設および公共交通機関などの生活環境において社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティ※の向上を図ります。

6 防災、防犯の推進

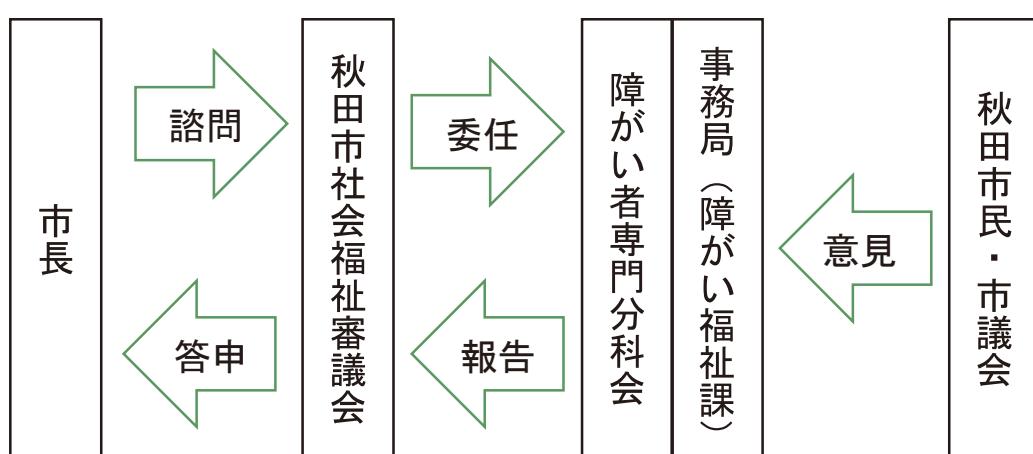
自然災害に備えて、個別に災害発生時における避難支援、福祉避難所※を含む避難所の確保といった避難支援体制を整えておくなど、障がいのあるかたが安全に安心して暮らせるための防災の取組を推進します。また、障がいのあるかたを犯罪被害や消費者トラブルから守るための取組を推進します。

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

■ 6 策定作業と推進体制

1 策定作業

策定作業は、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関である「秋田市社会福祉審議会」で障がい福祉に関する事項を担当する「障がい者専門分科会」を中心に、障がい福祉課が事務局となり進めました。秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会には、臨時委員として、障がい者の当事者団体等の代表を含む11名に加わっていただきました。また、令和5年度にニーズ調査とパブリックコメントを実施しました。



2 推進体制

(1) 推進に向けて

障がい者プランの推進に当たっては、国、県、市などの行政による対応だけではなく、当事者団体や福祉関係事業者、企業、地域、市民など、全員参加型で取り組むことが必要です。もちろん、障がいのあるかたも社会活動の担い手として、あらゆる分野の活動に参加することが望まれます。

そのためには、各関係機関が、障がいのあるかたのニーズや社会の変化を的確に捉え、今まで以上に「連携・協力」「役割分担」を強化し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのあるかたの日常生活および社会生活を総合的に支援するための取組を進めています。

(2) 障がい者プランの評価と見直し

障がい者プランの点検、評価および見直しは、業務管理における継続的な改善方法である「P D C Aサイクル」に基づいて行います。

【P l a n (計画)】

国が示した基本指針に基づき、プランに包含して作成した「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」において達成すべき数値目標を「成果目標」とし、この成果目標を達成するために必要となる障害福祉サービスなどの必要な量の見込みを「活動指標」とします。

【D o (実行)】

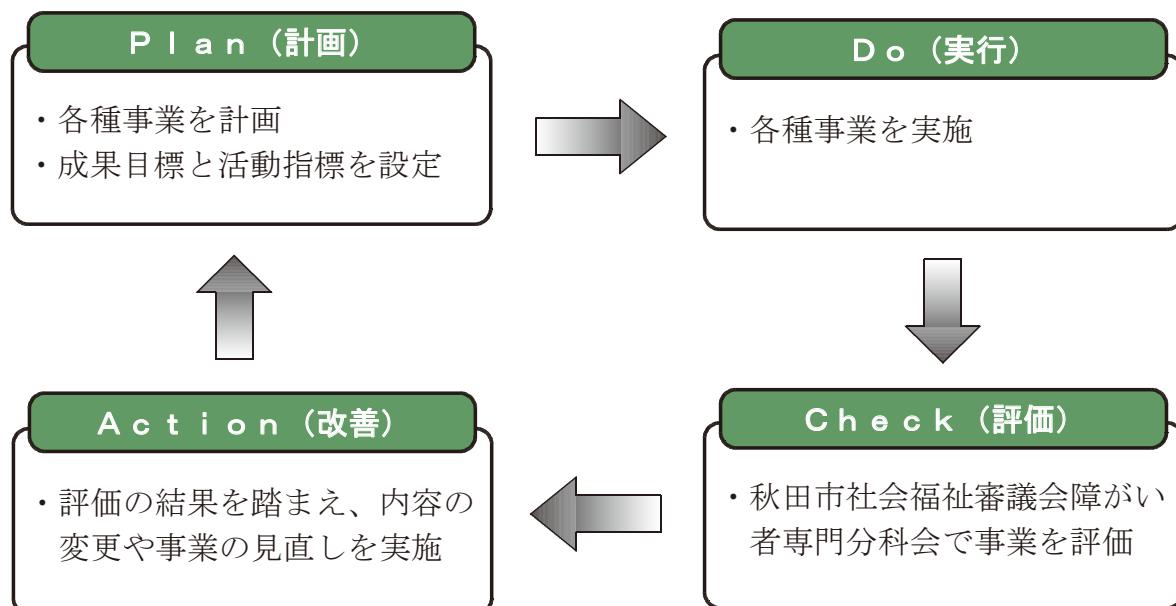
計画に基づき事業を実施します。

【C h e c k (評価)】

少なくとも1年に1回、成果目標や活動指標の達成状況を把握し、計画の中間評価として、秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会に状況を報告し、分析および評価を行います。

【A c t i o n (改善)】

必要があると認めるときは、内容の変更や事業の見直しなどの対策を講じながらプランを推進していきます。



第2部

サービス提供の目標および見込み

第7期秋田市障がい福祉計画および
第3期秋田市障がい児福祉計画

■ 1 計画の概要

■ 2 第7期秋田市障がい福祉計画

第1章 国の成果目標と活動指標

第2章 指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)

第3章 地域生活支援事業に関する事項(活動指標)

■ 3 第3期秋田市障がい児福祉計画

第1章 成果目標

第2章 障害児通所支援等の必要な量の見込み(活動指標)

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 計画の概要 | 45 |
| (1) 計画策定の趣旨 | |
| (2) 国が示した基本指針について | |
| (3) 国が示した成果目標について | |
| (4) 本計画の基本的理念 | |
| (5) 秋田市の他の計画との関係 | |
| (6) 計画期間 | |
| (7) 計画の達成状況の点検および評価 | |
| 2 第7期秋田市障がい福祉計画 | 49 |
| 第1章 国の成果目標と活動指標 | 49 |
| 第2章 指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標） | 59 |
| 第3章 地域生活支援事業に関する事項（活動指標） | 68 |
| 3 第3期秋田市障がい児福祉計画 | 77 |
| 第1章 成果目標 | 77 |
| 第2章 障害児通所支援等の必要な量の見込み（活動指標） | 78 |

本計画内における「障がい」または「障害」の表記については、「秋田市「障がい」ひらがな表記取扱指針」に基づくものです。

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

「第7期秋田市障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、また、「第3期秋田市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、国が示した基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号 最終改正 令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号（以下「基本指針」という。））に即し、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援などの提供体制の確保に係る目標や必要となる見込量およびその見込量を確保するための方策（以下「見込量等」という。）について定めたものであります。

本市では、障がい者支援を図るために中・長期的な基本計画として、障害者基本法に規定された「市町村障害者計画」に位置づけられる「障害者プラン」を平成10年2月に第1次、平成14年3月に第2次と順次策定し、各種施策の充実に努めてきました。

平成18年度に施行された旧障害者自立支援法において、市町村は、「障害福祉計画」を策定することが義務付けられたことから、本市では、平成19年3月に「第3次秋田市障害者プラン（平成19年度～24年度）」を策定する際に、「第1期秋田市障害福祉計画」（平成19年度～20年度）を包含し策定しました。以降、「第2期秋田市障害福祉計画」（平成21年度～23年度）、「第3期秋田市障がい福祉計画」（平成24年度～26年度）、「第4期秋田市障がい福祉計画」（平成27年度～29年度）、「第5期秋田市障がい福祉計画」、「第1期秋田市障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）および「第6期秋田市障がい福祉計画」、「第2期秋田市障がい児福祉計画」（令和3年度～5年度）を策定しております。

「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」については、国の基本指針により3年を1期として作成することが定められていることから、このたび、令和6年度から8年度までを計画期間とする「第7期秋田市障がい福祉計画」および「第3期秋田市障がい児福祉計画」を策定したものです。

(2) 国が示した基本指針について

「第7期秋田市障がい福祉計画」および「第3期秋田市障がい児福祉計画」を策定するに当たっては、上記(1)の記載のとおり「国が示した基本指針」に即しており、提供体制の確保に係る目標として7つの「成果目標」を設定し、また成果目標を達成するために、障害福祉サービスの利用人数や利用日数に係る「活動指標」を設定することが求められています。

(3) 国が示した成果目標について

国が示した「基本指針」では7つの「成果目標」が設定されています。その「成果目標」を達成するための具体的な見込み量等の「活動指標」の設定が求められています。「活動指標」は各「成果目標」のページのほか、市障がい福祉計画に定めるべき事項としても掲載しています。

| 成 果 目 標 |
|---|
| ①施設入所者の地域生活への移行 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活移行者数の増加 ・施設入所者数の削減 |
| ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※の構築【県実施（注）】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・精神病床から退院後1年以内の平均生活日数が325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数（計算式により目標設定） ・精神病床における早期退院率が3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91%以上 <p>（注）「成果目標」は県実施となっていますが、「活動指標」は市も設定します。</p> |
| ③地域生活支援の充実 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等機能の整備と充実に向けた検証および検討 ・【新規】強度行動障害※を有する者の支援ニーズの把握等 |
| ④福祉施設から一般就労への移行等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者の増加（令和3年度実績の1.28倍以上） ・【新規】就労移行支援事業終了者に占める一般就労移行者が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 ・就労定着支援事業の利用者数の増加（令和3年度実績の1.41倍以上） ・就労定着支援事業利用終了後の一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合：2.5割以上 ・【新規・県実施】就労支援ネットワーク等の強化のため協議会を設置し取組を推進 |
| ⑤障がい児支援の提供体制の整備等【障害児福祉計画】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置 ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン※）の推進体制の構築 ・重症心身障がい※児を支援する児童発達支援事業所等の設置 ・医療的ケア児※支援センターの設置 ・【新規・県実施】障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置 |
| ⑥相談支援体制の充実・強化等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置 ・【新規】協議会の個別事例検討による地域サービス基盤の開発等 |
| ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための体制構築 |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

(4) 本計画の基本的理念

「第7期秋田市障がい福祉計画」および「第3期秋田市障がい児福祉計画」は、基本指針を踏まえ、以下に記載する基本的な考え方に基づいて見込量等を定めたものであり、「第6次秋田市障がい者プラン」の基本理念である「分かり合い、支え合い、自分らしく共に生きていくまち」を目指すための施策体系となる「権利の擁護の推進」、「情報アクセシビリティ※の向上と意思疎通支援の充実」、「地域生活支援の充実」、「自立と社会参加の促進」、「安全、安心な生活環境」、「防災、防犯の推進」を目指す上での障害福祉サービスに関する実施計画として位置づけられるものです。

【秋田市障がい福祉計画および秋田市障がい児福祉計画における基本的な考え方】

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

* 本計画では、必要なサービス基盤の整備を具体的に進めるように、第6期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画を継承しながら新たな考え方を加えております。

(5) 秋田市の他の計画との関係

この計画は、本市の障がい福祉施策に関する基本的な計画（全体像）を示した「第6次秋田市障がい者プラン」に包含されていることから、当該計画とともに、本市の基本構想となる秋田市総合計画の基にある本市の関連計画との整合性を図ります。

また、障がい児を支援する体制の整備については、本市における子ども・子育てに関する施策である「秋田市子ども・子育て支援事業計画」を含めた関連計画と整合性を図っていきます。

(6) 計画期間

計画の期間は、令和6年度から8年度までの3年間です（国の基本指針による）。

令和6年度

令和7年度

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

「第6次秋田市障がい者プラン」 (令和6年度～11年度)

「第7期秋田市障がい福祉計画」
(令和6年度～8年度)

「第8期秋田市障がい福祉計画」
(令和9年度～11年度)

「第3期秋田市障がい児福祉計画」
(令和6年度～8年度)

「第4期秋田市障がい児福祉計画」
(令和9年度～11年度)

(7) 計画の達成状況の点検および評価

(P D C Aサイクルの導入による成果目標と活動指標の整理)

この計画の点検および評価については「P D C Aサイクル」に基づいて行います（注）。

P D C Aサイクルの導入にあたり、国が示した基本指針に基づき、国全体で達成すべき数値目標を新たに「成果目標」とし、この成果目標を達成するために必要となる障害福祉サービスなどの必要な量の見込みを「活動指標」とします。

成果目標や活動指標については、少なくとも1年に1回は、その達成状況を把握し、計画の中間評価として、秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会に状況を報告して分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しなどの対策を講じながら計画を推進していきます。

また、計画の達成状況や中間評価の結果について、本市のホームページ等で公表することとします。

(注) 「P D C Aサイクル」について詳しくは、41ページをご覧ください。

2 第7期秋田市障がい福祉計画

第1章 国の成果目標と活動指標

【成果目標①】 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8年度末における地域生活移行者数の目標値を定めます。

【国の基本指針】

令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。また、当該目標値の設定に当たり、令和5年度末において障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【本市の目標】

令和4年度末時点の施設入所者数から15人（3%）以上が地域生活に移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から25人（5%）以上削減することを目標とします。

【目標設定の考え方】

| 項目 | 数 値 | 説 明 |
|-----------------|---------|--|
| 地域生活移行者数 | | |
| 令和8年度【目標値】 | 15人（3%） | 令和4年度末から令和8年度末までの施設入所から地域生活へ移行する者の目標値です。 |

施設入所者数

| | | |
|------------------|------|--|
| 令和8年度見込み（A） | 461人 | 令和8年度末の入所人員見込数です。 * 国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設等に継続入所している18歳以上の入所者数は含まず |
| 令和4年度末時点の入所者数（B） | 486人 | 令和4年度末の数値です。 |

削減見込み（B）－（A）

| | | |
|------------|---------|----------------------|
| 令和8年度【目標値】 | 25人（5%） | 第7期障がい福祉計画における目標値です。 |
|------------|---------|----------------------|

参考 【第6期障がい福祉計画策定時の目標値】

| 項目 | 数 値 | 説 明 |
|------------------------------|----------------|--|
| 地域生活移行者数 | | |
| 令和5年度目標値 | 44人 (8.96%) | 第6期障がい福祉計画策定時の目標値です。 |
| 令和元年度末から 令和4年度末までの 実績値 | 6人 (1.22%) | 施設入所から地域生活に移行した者の実績値（累計値）です。 令和2年度 1人、令和3年度 3人、 令和4年度 2人 |
| 令和5年度実績 (見込み) | 8人 (1.63%) | 令和元年度末から令和5年度末までの施設入所から地域生活へ移行する者の実績数です。 |

| 施設入所者数 | | |
|-----------------------|-----------------|--------------------------|
| 令和元年度末時点の 入所者数 (A) | 491人 | 令和元年度末の数値です。 |
| 令和5年度目標値 | 469人 | 第6期障がい福祉計画策定時の見込数です。 |
| 令和5年度実績 (見込み) (B) | 496人 | 令和5年度末の入所人員実績（見込）数です。 |
| 削減見込み (A)-(B) | | |
| 令和5年度目標値 | 22人 (4.48%) | 第6期障がい福祉計画策定時の差引減少目標値です。 |
| 令和5年度実績 (見込み) | -5人 (-1.02%) | 令和5年度末の差引減少実績数です。 |

【成果目標②】精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※の構築

成果目標は46ページにあるとおり県が実施しますが、市では以下のとおり関連した「活動指標」により推進を図ります。保健、医療および福祉関係者による協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制の構築を図るため、開催回数や人数を設定し、協議の場における目標の設定および評価を行います。また、地域移行支援や地域定着支援等のサービス提供により、精神障がいがあるかたの地域移行および地域定着を推進します。

活動指標（実績および見込み量）

（1）協議の実施等の見込み

| 区分 | | 第6期計画期間実績値 | | | 第7期計画期間の見込み | | |
|-----------------------|------|------------|-------|----------------|-------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 保健、医療、福祉関係者による協議の場 | 開催回数 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 関係者の参加 (協議会1回毎の人数) | 人数 | 0 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 目標設定および評価 | 実施回数 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

（2）精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用者数

| 区分 | 単位/月 | 第6期計画期間実績値 | | | 第7期計画期間の見込み | | |
|---------------------------|------|------------|-------|----------------|-------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 精神障がい者の地域移行支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| 精神障がい者の地域定着支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| 精神障がい者の共同生活援助 | 人 | 109 | 116 | 116 | 116 | 116 | 116 |
| 精神障がい者の自立生活援助 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| (新規)精神障がい者の自立訓練 (生活訓練) | 人 | - | - | - | 43 | 45 | 47 |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

サービス量確保のための方策

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※を活用し、精神に障がいがあるかたの地域における生活に必要な支援方法や効果的な施策について協議し、実現に向けて検討していきます。

また、障害福祉サービス利用者個々のニーズにあった計画的な支援が提供可能となるよう、指定相談事業所との連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

【成果目標③】地域生活支援の充実

障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点について、その拠点整備や、強度行動障がい※を有する者に関し、支援体制の整備を進めることを定めます。

【国の基本指針】

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む）し、コーディネーター※の配置などによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。

また、強度行動障がい※を有する者に関し、各市町村において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本市の目標】

本市においては、地域生活支援拠点等を設置しており、その機能の充実を図るとともに、年1回以上運用状況を検証および検討していきます。

また、強度行動障がい※を有するかたに対してはニーズの把握を行い、支援体制の整備を進めていきます。

活動指標（実績および見込み量）

| 区分 | 第6期計画期間実績値 | | | 第7期計画期間の見込み | | |
|----------------------------|------------|-------|----------------|-------------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 地域生活支援拠点等 | 設置 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 検証回数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| (新規) コーディネーター※の配置 | 人数 | - | - | - | 0 | 0 |
| (新規) 強度行動障がい※を有する者に対する支援体制 | 実施の有無 | - | - | - | 有 | 有 |

見込み量確保の方策

平成30年度から拠点等が市内の東部地区において稼働していますが、拠点を運営している関係事業者から出された課題やその対応等について市として取りまとめ、秋田市障がい者総合支援協議会で検証・検討し、拠点等が有する機能の充実に努めています。

また、強度行動障がい※を有する者への支援体制については、支援ニーズの把握を行うために基幹相談支援センターとの連携を強く図りながら、支援体制の整備を進めます。

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

【成果目標④】福祉施設から一般就労への移行等

ア 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数等

福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等（注1）を通じて、令和8年度中に一般就労（注2）へ移行する者の人数について目標値を定めます。

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた、一般就労への移行者が、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とし、うち就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目標とする。また、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを基本とする。

なお当該目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【本市の目標】

令和8年度中に福祉施設の利用から一般就労への移行者が、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上（29人以上）となることを基本とし、うち就労移行支援事業については令和3年度実績が0人ですが、令和5年度末時点で事業所が増加しており利用者も増えたため、18人以上と設定します。就労継続支援A型については1.29倍で7人以上、就労継続支援B型については1.28倍で21人以上とします（就労継続支援A型と就労継続支援B型は令和5年度末の未達成割合は加えません）。これらにより、令和8年度の年間一般就労移行者数の合計が46人以上となることを目標とします。

令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所は、2事業所を目標とします。

【目標設定の考え方】

| 項目 | 数 値 | 説 明 |
|--------------------------------------|---|---|
| 令和3年度の一般就労移行者数（実績値） | 23人 | 令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労したかたの人数です。（うち就労移行支援0人、就労継続支援A型6人、就労継続支援B型17人） |
| 令和8年度の年間一般就労移行者数【目標値】 | 就労移行支援 18人 就労継続支援A型 7人（1.29倍） 就労継続支援B型 21人（1.28倍） 合 計 46人（2.30倍） | 令和8年度において施設を退所し、一般就労するかたの目標値です。 |
| （新規）令和8年度の一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所【目標値】 | 2事業所（就労移行支援事業所全体の5割以上） | 令和5年11月現在、就労移行支援事業所数は4事業所のため、目標値を2事業所と設定。 |

- 注(1)福祉施設での就労移行支援事業等の利用者とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の利用者をいいます。
- 注(2)一般就労とは、一般企業等に就職すること（就労継続支援（A型）の利用は除く）、在宅就労および自ら起業することをいいます。

イ 就労定着支援の利用者数

令和8年度における就労定着支援事業の利用者と事業所ごとの就労定着率について、目標値を定めます。

【国の基本指針】

就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに就労定着率（注）については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上にすることを基本とする。

また、当該目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【本市の目標】

就労移行支援事業所数および利用者数が令和4年度以降増加しており、就労移行支援事業の拡充を図りつつ、令和8年度末までにおける就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを基本とし、さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所は、1事業所を目標とします。

（注）過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月末満の期間、継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。

【目標設定の考え方】

| 項目 | 数 値 | 説 明 |
|-----------------------------|--------------------------|---|
| 就労定着支援事業利用者 | | |
| 令和3年度実績 | 0人 | 令和3年度の実績数です。 |
| 令和8年度【目標値】 | 9人 | 令和4年度以降、就労移行支援事業者と利用者が増加傾向のため、1事業者が定着支援を開始すると見込み、1事業所×3人×3年と目標を設定します。 |
| 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所 | | |
| 令和3年度実績 | 0% (0事業所) | 令和3年度の実績数です。 |
| 令和8年度【目標値】 | 1事業所（就労定着率が7割以上の事業所が25%） | 令和8年度末での就労定着率の目標値です。令和3年度実績で利用者数、事業者数ともに0のため、1事業所を目標値とします。 |

【成果目標⑤】障がい児支援の提供体制の整備等 (障害児福祉計画)

→詳しくは77ページの「3 第3期秋田市障がい児福祉計画」をご覧ください。

【成果目標⑥】相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【本市の目標】

本市においては、基幹相談支援センターをすでに設置しており、専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保していることから、引き続き相談支援体制の充実・強化等に努めています。

また、秋田市障がい者総合支援協議会相談支援部会での相談支援事業所の参画による事例検討等を実施し、地域サービス基盤の開発・改善を目指します。

活動指標等（実績および見込み量）

| 区分 | | 第6期計画期間実績値 | | | 第7期計画期間の見込み | | |
|--------------------------------|-------|------------|-------|----------------|-------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 基幹相談支援センターの設置 | 設置の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 総合的・専門的な相談支援 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 相談事業所の訪問等専門的な指導・助言 | 件数 | 4 | 11 | 11 | 12 | 12 | 12 |
| 人材育成の支援 | 件数 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 相談機関との連携強化の取組 | 実施回数 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| (新規)協議会での個別事例検討を通じたサービス基盤開発・改善 | 実施回数 | - | - | - | 4 | 4 | 4 |

見込み量確保の方策

令和2年から設置している基幹相談支援センターが主体となり、相談支援事業所と連携し、相談支援従事者等に対する研修会の開催や事例検討会等により、相談支援体制の充実および強化に必要な取組を進めていきます。また、各相談支援事業所職員等で構成された秋田市障がい者総合支援協議会相談支援部会を定期的に開催し、個別事例の検討等を通じて地域のサービス基盤の開発および改善を図り、より連携を深めていきます。

【成果目標⑦】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

都道府県および市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【本市の目標】

令和8年度末までに、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組として、県が実施する各種研修会への市職員の参加や、障害福祉サービス等の利用状況を把握し検証するほか、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することで障害福祉サービスの質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

活動指標等（実績および見込み量）

| 区分 | | 第6期計画期間実績値 | | | 第7期計画期間の見込み | | |
|-------------------|-------|------------|-------|----------------|-------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 障害福祉サービス等の各種研修の活用 | 参加人数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 障害者自立支援支払審査結果の共有 | 体制の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | 実施回数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 指導監査結果の関係市町村との共有 | 体制の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | 実施回数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

見込み量確保の方策

県が開催する研修等の積極的な情報収集および参加、他市町村との事業者による請求に係る過誤情報共有などにより、相互の情報交換による障害福祉サービスの質の向上を図ります。

第2章 指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み (活動指標)

国の指針により、市障がい福祉計画において、指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込み量の確保の方策を定め、「活動指標」を設定することとしています。

① 訪問系サービス

ア 事業内容および対象者

| サービス名 | 事業内容 | 対象者 |
|------------|--|--|
| 居宅介護 | 障がい者等の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行います。 | 障害支援区分1以上（障がい児はこれに相当する心身の状態）のかた なお、身体介護を伴う通院等介助にあっては、障害支援区分2以上のかた |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護を要するかたの自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行うほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。 | 障害支援区分4以上のかたで、 ア) 二肢以上に麻痺等があり障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されたかた イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上のかた |
| 同行援護 | 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行して移動に必要な情報の提供や、その他支援を行います。 | 視覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けたかたで、移動が著しく困難でかつ国の定める基準に該当するかた |
| 行動援護 | 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するかたで常時介護を要するかたに、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他必要な援助を行います。 | 障害支援区分3以上のかたで、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）等の合計点数が10点以上のかた |
| 重度障害者等包括支援 | 常時介護を要するかたで、意思疎通を図ることに著しい支障があるかたのうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にあるかたや知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するかたに、居宅介護その他複数の障害福祉サービスを組み合わせた包括的な支援を行います。 | 障害支援区分6のかたで、意思疎通に著しい困難を有するかたで、次のいずれかに該当するかた ア) 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にあるかたのうち人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上のかた |

イ 見込量の推計方法

居宅介護、重度訪問介護および同行援護については、現在の各サービス利用者数に伸び率を勘案して実利用者の見込み、サービス量を算出しました。

なお、第6期計画では訪問系サービスは合計値で算出していましたが、第7期からは事業毎に出すことになっています。

ウ 訪問系サービスの見込み（活動指標）

上段：サービス量、下段：実人数

| 区分 | 単位/月 | 第6期計画期間の実績値 | | | 第7期計画期間の見込み | | |
|-------------------|------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|--------|--------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 居宅介護 | 時間 | | | | 9,507 | 10,264 | 11,107 |
| | 人 | | | | 608 | 658 | 712 |
| 重度訪問介護 | 時間 | | | | 6,026 | 6,026 | 6,026 |
| | 人 | | | | 17 | 17 | 17 |
| 同行援護 | 時間 | | | | 161 | 161 | 161 |
| | 人 | 合計 13,556 時間 521人 | 合計 14,583 時間 563人 | 合計 15,677 時間 609人 | 24 | 24 | 24 |
| 行動援護（注） | 時間 | | | | 16 | 16 | 16 |
| | 人 | | | | 1 | 1 | 1 |
| 重度障害者等 包括支援（注） | 時間 | | | | 0 | 0 | 0 |
| | 人 | | | | 0 | 0 | 0 |

（注）行動援護および重度障害者等包括支援については、実施事業者は令和5年11月現在なし。

エ サービス量確保のための方策

訪問系サービスは、障がいのあるかたが身近な場所で生活する上で、必要不可欠な支援であり、地域移行を目指す上でも、今後ますます需要が増えるものと見込まれることから、不足なく必要なサービス提供ができるよう、サービス提供事業者との連携を図りながら安定したサービス供給ができる体制の整備に努めます。

行動援護、重度障害者等包括支援については、潜在的な利用者ニーズの把握やサービス提供事業者の確保をするための検討に努めます。

② 日中活動系サービス

ア 事業内容および対象者

| サービス名 | 事業内容 | 対象者 |
|----------------|--|--|
| 生活介護 | 障害者支援施設等において、主として日中に入浴、排せつおよび食事等の介護を実施するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。 | 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要なかたで、障害支援区分3以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分4以上）のかた 50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上）のかた 障害者支援施設に入所するかたで、障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低いのかたのうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要を認めたかた |
| 自立訓練 (機能訓練) | 身体機能の回復等に必要な理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションや生活等に関する相談や助言などの支援を行います。 (標準利用期間は18か月) | 身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者で、 ア) 入所施設や病院を退所・退院したかたで、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要なかた イ) 特別支援学校を卒業したかたで、地域生活を営む上で、身体機能維持・回復などの支援が必要なかた |
| 自立訓練 (生活訓練) | 入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。 (標準利用期間は24か月) | 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者で、 ア) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要なかた イ) 特別支援学校を卒業したかたで、継続した通院により症状が安定しているかたなどで、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要なかた |

| サービス名 | 事業内容 | 対象者 |
|----------------|--|---|
| (新規) 就労選択支援 | 令和7年10月1日施行予定の新事業です。障がい者本人が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう就労アセスメント※の手法を活用して、本人の希望、就職能力や適性等にあった選択を支援するサービスです。 ＊令和5年11月現在、具体的な内容が示されていないため、就労定着支援を利用したかたと同数とします。 | |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を行います。 (標準利用期間は24か月) | 就労を希望するかたで、単独では就労することが困難であるため、支援が必要な65歳未満のかた |
| 就労継続支援 (A型) | 一般企業等に雇用されることが困難なかたのうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労するかたに、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。 | 次のいずれかに該当する65歳未満のかた ア) 就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかったかた イ) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかったかた ウ) 企業等を離職した方など就労経験のあるかたで現に雇用関係がないかた |
| 就労継続支援 (B型) | 一般企業等に雇用されることが困難なかたに、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。 | 次のいずれかに該当するかた ア) 就労経験があるが、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難なかた イ) 50歳以上のかた又は基礎障害年金1級受給者 ウ) アおよびイに該当しないかたで就労移行支援事業者等によるアセスメント※により、就労面に係る課題等の把握が行われているかた |
| 就労定着支援 | 就労の定着に向けて、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握とともに、事業所や医療機関等の関係機関との連絡調整や本人に対する指導・助言等の支援を行います。 | 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じているかた |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

| サービス名 | 事業内容 | 対象者 |
|---------------|--|---|
| 療養介護 | 医療と常時介護を要するかたに、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を行います。 | ア) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っているかたで、障害支援区分が6のかた イ) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい※者で、障害支援区分が5以上のかた |
| 短期入所 (福祉型) | 自宅で介護するかたの疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。 | 障害支援区分1以上（障がい児の場合は短期入所の単価区分1以上）のかた |
| 短期入所 (医療型) | 自宅で介護するかたの疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。 | ア) 障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っているかた イ) 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患しているかた若しくは区分5以上に該当する重症心身障がい※者（障がい児の場合は重症心身障がい※児） |

イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等も勘案しながら、新規利用者分の伸びを見込み、実利用者数を推計し、その数値に令和元年度の各サービスの一人当たりの月平均利用日数を乗じて見込量を算出しました。

なお、生活介護、就労継続支援（B型）については、国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設に継続的に入所している18歳以上の入所者数は含んでいません。

ウ 日中系サービスの見込み（活動指標）

上段：サービス量、下段：実人数

| 区分 | 単位/月 | 第6期計画期間の実績値 | | | 第7期計画期間の見込み | | |
|----------------|------|-------------|--------|----------------|-------------|--------|--------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 生活介護 | 人日 | 17,650 | 17,668 | 17,686 | 18,175 | 18,410 | 18,644 |
| | 人 | 896 | 907 | 918 | 930 | 942 | 954 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 人日 | 0 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 人日 | 244 | 238 | 232 | 240 | 242 | 244 |
| | 人 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

上段：サービス量、下段：実人数

| 区分 | 単位/月 | 第6期計画期間の実績値 | | | 第7期計画期間の見込み | | |
|---------------|------|-------------|--------|----------------|-------------|--------|--------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| (新規) 就労選択支援 | 人 | - | - | - | - | 1 | 2 |
| 就労移行支援 | 人日 | 35 | 233 | 323 | 346 | 595 | 1,027 |
| | 人 | 4 | 16 | 19 | 32 | 55 | 95 |
| 就労継続支援A型 | 人日 | 2,688 | 2,496 | 2,319 | 2,725 | 2,725 | 2,725 |
| | 人 | 137 | 131 | 125 | 150 | 150 | 150 |
| 就労継続支援B型 | 人日 | 15,256 | 15,522 | 15,847 | 16,493 | 17,161 | 17,860 |
| | 人 | 922 | 959 | 997 | 1,038 | 1,080 | 1,124 |
| 就労定着支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 療養介護 | 人 | 75 | 75 | 75 | 76 | 76 | 76 |
| 短期入所 (福祉型) | 人日 | 310 | 332 | 356 | 298 | 298 | 298 |
| | 人 | 68 | 64 | 60 | 64 | 64 | 64 |
| 短期入所 (医療型) | 人日 | 51 | 31 | 19 | 31 | 31 | 31 |
| | 人 | 11 | 4 | 1 | 4 | 4 | 4 |

エ サービス量確保のための方策

サービス利用者のニーズを把握し、身近な場所で生活する上で希望するサービスが利用できる提供体制の整備に努めています。

なお、就労移行支援および就労継続支援等については、より多くの就職希望者が一般就労につながるよう、各就労支援機関と一体となった取組を進めています。

③ 居住系サービス

ア 事業内容および対象者

| サービス名 | 事業内容 | 対象者 |
|---------------------|--|--|
| 共同生活援助 (グループホーム) | 主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 | 障がい者（ただし、身体障がい者にあっては、65歳未満のかた又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがあるかたに限る） |
| 施設入所支援 | 主として夜間に、施設において、入浴、排せつおよび食事の介護等、その他必要な日常生活上の支援を行います。 | 生活介護を受けているかたで障害支援区分4以上（50歳以上の場合は3以上）のかた 生活介護を受けているかたで、障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）より低いかた、又は就労継続支援B型を受けているかたで、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めたかた |
| 自立生活援助 | 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望するかたの生活力等を補うため定期的な巡回訪問や随時の対応により適切な支援を行います。 | 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した障がい者で理解力や生活力に不安があるかた（標準利用期間12か月） |

イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを考慮して見込みました。

なお、施設入所支援については、国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設に継続的に入所している18歳以上の継続入所者数は含んでいません。

ウ 居住系サービスの見込み（活動指標）

| 区分 | 単位/月 | 第6期計画期間実績値 | | | 第7期計画期間の見込み | | |
|--------|------|------------|-------|----------------|-------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 共同生活援助 | 人 | 270 | 269 | 264 | 269 | 269 | 269 |
| 施設入所支援 | 人 | 502 | 500 | 498 | 486 | 474 | 461 |
| 自立生活援助 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

エ サービス量確保の方策

施設入所者等の地域生活への移行を進めるため、共同生活援助事業所（グループホーム）の利用者のニーズを把握しながら、必要なサービス提供量の確保に努めていきます。

また、安定したサービスの提供体制を確保するため、事業所の運営面等に対する指導や助言など、経営の安定化を支援していきます。

④ 相談支援**ア 事業内容および対象者**

| サービス名 | 事業内容 | 対象者 |
|--------|---|--|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービス利用者に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリング※を行います。 | 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。 | ア) 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 イ) 精神科病院に入院している精神障がい者 |
| 地域定着支援 | 居宅における単身等の障がい者を対象とした、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。 | 居宅において単身であるか、又は家庭の状況等により、同居している家族による緊急時の支援を受けられないかた |

イ 見込量の推計方法

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用するかたすべてに対して、提供が可能となるよう、各サービスの利用者数を考慮して見込みました。

地域移行支援および地域定着支援については、相談支援事業の精神推進拠点事業所による推進事業を行っているため、入院中の精神障がい者や福祉施設入所者、更生施設退所者数等を考慮して見込みました。

ウ 相談支援の見込み（活動指標）

| 区分 | 単位/月 | 第6期計画期間実績値 | | | 第7期計画期間の見込み | | |
|--------|------|------------|-------|----------------|-------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 計画相談支援 | 人 | 489 | 545 | 608 | 663 | 723 | 788 |
| 地域移行支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| 地域定着支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

エ サービス量確保の方策

障害福祉サービス利用者個々のニーズにあった計画的な支援が提供可能となるよう、指定相談事業所との連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供制の確保に努めていきます。

第3章 地域生活支援事業に関する事項（活動指標）

「地域生活支援事業」は、障がいのあるかたが地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市の社会資源や利用者の状況等に応じて、柔軟に実施する事業であり、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援を行うものです。

国の指針により、市障がい福祉計画において、地域の実情に応じて、事業の実施に関して必要な量の見込みおよび、その見込み量の確保の方策等を定め、「活動指標」を設定することとしています。

ア 実施する事業の内容

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------------|---|
| (1) 理解促進研修・啓発事業 | 障がい児(者)や難病患者等（以下、「障がい者等」という。）に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行います。 |
| (2) 自発的活動支援事業 | 障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動に対して支援します。 |
| (3) 相談支援事業 | |
| ① 障害者相談支援事業 | 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。 |
| 基幹相談支援センター | 障がいに関する総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止など、障がいに対する地域の相談支援の拠点として、中核的な役割を担い総合的な相談業務を行います。 |
| ② 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより相談支援機能の強化を図ります。 |
| ③ 住宅入居等支援事業 | 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。 |
| (4) 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。 |
| (5) 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。 |

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------------------|---|
| (6) 意思疎通支援事業 | |
| ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図るために支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者および要約筆記者を派遣します。 |
| ② 手話通訳者設置事業 | 聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図るために支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者を設置します。 |
| (7) 日常生活用具給付等事業 | 障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、以下の用具の購入費用の助成を行います。 |
| ① 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台や、特殊マットなど障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者および介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。 |
| ② 自立生活支援用具 | 入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など障がい者等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。 |
| ③ 在宅療養等支援用具 | 電気式たん吸引器や盲人用体温計など障がい者等の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。 |
| ④ 情報・意思疎通支援用具 | 点字器や人工咽頭など障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。 |
| ⑤ 排泄管理支援用具 | ストーマ用装具など障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。 |
| ⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 |
| (8) 手話奉仕員養成研修事業 | 手話奉仕員養成講座を開催します。 |
| (9) 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促します。 |
| (10) 地域活動支援センター | 障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がい者等の地域生活を支援します。 |

| 事業名 | 事業内容 |
|---|--|
| (11) 障害児等療育支援事業 | 在宅療育等に関する相談・各種福祉サービスの提供の援助・調整等を行い在宅の重症心身障がい※児(者)、知的障がい児(者)の地域生活を支援します。 |
| (12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 *「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」は県事業です。 | <p>① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業</p> <p>聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるよう、広域的な派遣などの対応が必要となる場合に手話通訳者および要約筆記者を派遣します。</p> <p>*「① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業」以外の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」は県事業です。</p> |
| (13) 広域的な支援事業 | <p>① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業</p> <p>ア 地域生活支援広域調整会議等事業</p> <p>精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう保健・医療・福祉関係者による協議を行い、精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援および地域生活を継続するための支援等を行います。</p> |
| (14) 任意事業 | <p>①【日常生活支援】 福祉ホーム事業</p> <p>住宅を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供します。また、福祉ホームの運営費の一部を助成します。</p> <p>②【日常生活支援】 訪問入浴サービス事業</p> <p>地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。</p> <p>③【日常生活支援】日中一時支援事業</p> <p>ア 放課後支援型 *「放課後支援型」は令和3年度に事業終了</p> <p>特別支援学校に通学する小中高生が、放課後および夏休み等の長期休暇中に活動する場を確保するとともに、障がい児を持つ保護者の就労を支援します。</p> <p>イ 短期入所型</p> <p>障がい者等を介護している家族が一時的に介護できない場合に、障がい者等の日中における支援や活動の場を確保するため、日中の一時預かりを行います。</p> |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------|---|
| ④【社会参加支援】 | |
| ア レクリエーション活動等支援 | レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流等に資することや、スポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会を開催します。 |
| イ 文化芸術活動振興 | 障がいのあるかたの文化芸術活動を振興するため、制作した芸術作品をより多くのかたの目に触れるような機会を設けます。 |
| ウ 点字・声の広報等発行事業 | 文字による情報入手が困難な障がい者等のために、市の広報紙の点字版および音声版を発行します。 |
| エ 自動車運転免許取得事業 | 障がい者が運転免許を取得する際、費用の一部を助成します。 |
| オ 自動車改造助成事業 | 障がい者が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。 |

イ 事業の種類ごとの量の見込み（活動指標）

本市では、これまで実施してきた実績や、障がいのあるかたのニーズ等も踏まえながら、事業内容等について検討し、身近できめ細かなサービスを行えるようさらなる体制の整備に努めています。

なお、第7期計画期間の事業量については、第6期計画期間の実績をもとに、事業内容に応じて、今後の利用者数の伸び等を勘案して以下のように見込んでいます。

| 事 業 名 | 第6期計画期間の実績 | | | 第7期計画期間の見込み | | |
|---------------------|------------|-------|----------------|-------------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| (1) 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| (2) 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| (3) 相談支援事業 | | | | | | |
| ① 障害者相談支援事業 | 実施箇所数 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 |
| 基幹相談センター | 設置の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| ② 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| ③ 住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

| | | 第6期計画期間の実績 | | | 第7期計画期間の見込み | | |
|-------------------------|---------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 事業名 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| (4) 成年後見制度利用支援事業 | 実利用者数 | 10人 | 13人 | 15人 | 19人 | 22人 | 25人 |
| (5) 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| (6) 意思疎通支援事業 | | | | | | | |
| ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 実利用件数 | 248件 うち手話 219件 うち筆記 29件 | 334件 うち手話 291件 うち筆記 43件 | 314件 うち手話 254件 うち筆記 60件 | 314件 うち手話 254件 うち筆記 60件 | 314件 うち手話 254件 うち筆記 60件 | 314件 うち手話 254件 うち筆記 60件 |
| ② 手話通訳者設置事業 | 実設置者数 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 |
| | 実利用件数 | 2,308件 | 2,203件 | 2,213件 | 2,257件 | 2,257件 | 2,257件 |
| (7) 日常生活用具給付等事業 | | | | | | | |
| ① 介護・訓練支援用具 | 給付件数 | 18件 | 20件 | 21件 | 21件 | 21件 | 21件 |
| ② 自立生活支援用具 | 給付件数 | 54件 | 50件 | 52件 | 52件 | 52件 | 52件 |
| ③ 在宅療養等支援用具 | 給付件数 | 76件 | 70件 | 91件 | 91件 | 91件 | 91件 |
| ④ 情報・意思疎通支援用具 | 給付件数 | 63件 | 50件 | 67件 | 67件 | 67件 | 67件 |
| ⑤ 排泄管理支援用具 | 給付件数 | 7,788件 | 7,929件 | 7,652件 | 7,652件 | 7,652件 | 7,652件 |
| ⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 給付件数 | 7件 | 7件 | 9件 | 9件 | 9件 | 9件 |
| (8) 手話奉仕員養成研修事業 | 実修了者数 | 16人 | 17人 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 |
| (9) 移動支援事業 | 実利用者数 | 33人 | 31人 | 43人 | 46人 | 49人 | 52人 |
| | 延べ利用時間数 | 641時間 | 593時間 | 822時間 | 880時間 | 937時間 | 995時間 |

| | | 第6期計画期間の実績 | | | 第7期計画期間の見込み | | | |
|---|-------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--|
| 事業名 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| (10) 地域活動支援センター *下段の数値は他市町村に所在する地域活動支援センターの利用分 | 実施箇所数 | 6か所 | 6か所 | 6か所 | 6か所 | 6か所 | 6か所 | |
| | | 1か所 | 1か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | |
| | 実利用者数 | 182人 | 168人 | 168人 | 171人 | 174人 | 177人 | |
| | | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | |
| (11) 障害児等療育支援事業 | 実施箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | |
| (12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 | | | | | | | | |
| ① 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 | 実利用件数 | 5件 うち手話 5件 うち筆記 0件 | 4件 うち手話 4件 うち筆記 0件 | 7件 うち手話 5件 うち筆記 2件 | 7件 うち手話 5件 うち筆記 2件 | 7件 うち手話 5件 うち筆記 2件 | 7件 うち手話 5件 うち筆記 2件 | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| (13) 広域的な支援事業 | | | | | | | | |
| ① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 | | | | | | | | |
| ア 地域生活支援広域調整会議等事業 | 開催回数 | 0回 | 1回 | 1回 | 2回 | 2回 | 2回 | |
| | | | | | | | | |
| (14) 任意事業 | | | | | | | | |
| ① 【日常生活支援】 福祉ホーム事業 | 実施箇所数 | — | — | — | — | — | — | |
| | | — | — | — | — | — | — | |
| ② 【日常生活支援】 訪問入浴サービス事業 | 実利用者数 | 12人 | 10人 | 9人 | 9人 | 9人 | 9人 | |
| | | | | | | | | |
| ③ 【日常生活支援】日中一時支援事業 | | | | | | | | |
| 短期入所型 *「放課後支援型」は令和3年度に事業終了 | 実施箇所数 | 18か所 | 19か所 | 17か所 | 19か所 | 19か所 | 19か所 | |
| | | 86人 | 64人 | 64人 | 146人 | 146人 | 146人 | |

| 事業名 | 第6期計画期間の実績 | | | 第7期計画期間の見込み | | |
|--|------------------------|--------------|----------------|-------------|------------|------------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ④ 【社会参加支援】 | | | | | | |
| ア レクリエーション活動等支援 上段：スポーツ教室 * 1開催内で複数日数に分けて実施 下段：スポーツ大会 | 開催回数 ----- 実参加者数 | [中止] [中止] | 1開催 10人 | 1開催 10人 | 1開催 13人 | 1開催 13人 |
| | 開催回数 ----- 実参加者数 | [中止] [中止] | 1回 24人 | 1回 24人 | 1回 28人 | 1回 28人 |
| イ 文化芸術活動支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| ウ 点字・声の広報等発行事業 上段：点字広報 下段：声の広報 | 実利用者数 | 31人 53人 | 29人 49人 | 29人 49人 | 29人 49人 | 29人 49人 |
| エ 自動車運転免許取得助成事業 | 助成件数 | 8件 | 13件 | 6件 | 10件 | 10件 |
| オ 自動車改造助成事業 | 助成件数 | 7件 | 5件 | 8件 | 9件 | 9件 |

ウ 各事業の見込量確保の方策

| 事業名 | 見込量確保の方策 |
|-----------------|--|
| (1) 理解促進研修・啓発事業 | 障がい者週間などの機会や公共媒体を活用し、理解促進・啓発に努めます。 |
| (2) 自発的活動支援事業 | 事業の周知・PR活動を行うとともに、「障がい者に対する理解の深化」「社会的障壁の除去」「地域の居場所づくり」等に向けた自発的な活動の普及・啓発を行います。 |
| (3) 相談支援事業 | |
| ① 障害者相談支援事業 | 既存の相談支援事業所の充実を図るとともに、複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。 |
| 基幹相談支援センター | 障がいに対する地域の相談支援の拠点として、障がいに関する総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止などの相談支援を行うとともに、地域の相談支援体制の充実・強化等に努めます。 |

| 事業名 | 見込量確保のための方策 |
|----------------------------|--|
| ② 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。 |
| ③ 住宅入居等支援事業 | 相談支援事業と一体的に対応していきます。 |
| (4) 成年後見制度利用支援事業 | 制度の周知に引き続きるとともに、制度利用が必要なケースには、すみやかに対応します。 |
| (5) 成年後見制度法人後見支援事業 | 高齢者福祉部門と連携を図り、事業のあり方について検討を進めています。 |
| (6) 意思疎通支援事業 | |
| ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 登録の手話通訳者・要約筆記者を派遣し、利用者のニーズに対応できるよう努めます。 |
| ② 手話通訳者設置事業 | 関係機関との連携を図り継続した手話通訳者の確保に努めます。 |
| (7) 日常生活用具給付等事業 | 現在の実施体制を継続し、利用者から申請があった際には、円滑な給付に努めます。 |
| (8) 手話奉仕員養成研修事業 | 研修指導員の養成に努め、質の高い研修の実施を継続します。 |
| (9) 移動支援事業 | 既存のサービス提供事業所により対応していきます。また、利用者のニーズ等の把握に努め、支援体制の充実に努めます。 |
| (10) 地域活動支援センター | 現在の実施体制を基本として、事業の充実に努めます。なお、安定した運営のために機能強化事業の対象となるよう支援していきます。また、他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する本市出身の障がい者(*)がいる場合、支援をしていきます。 *本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所しているかた |
| (11) 障害児等療育支援事業 | 現在の実施体制を継続していきます。 |
| (12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 | 手話通訳者・要約筆記者派遣事業で、関連機関との連携を図り、手話通訳者等の派遣体制の確保に努めます。 |
| (13) 広域的な支援事業 | |
| ① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 | |
| ア 地域生活支援広域調整会議等事業 | 精神障がいに理解がある保健・医療・福祉関係者から参加を募り、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、有効な支援について協議できる場の設置を目指します。 |

| 事業名 | 見込量確保のための方策 |
|--------------------------|---|
| (14) 任意事業 | |
| ① 【日常生活支援】 福祉ホーム事業 | 現在市内には実施事業所はありませんが、本市出身の入居者が、他市で福祉ホームを利用する場合(*)には、運営費補助を実施していきます。 *本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所しているかた |
| ② 【日常生活支援】 訪問入浴サービス事業 | 現在の実施体制を継続していきます。 |
| ③ 【日常生活支援】日中一時支援事業 | 短期入所型 現行の実施事業所を確保していくとともに、利用者のニーズに応じた柔軟な対応に努めます。 |
| ④ 【社会参加支援】 | |
| ア レクリエーション活動等 支援 | 幅広い世代の参加者増加のために、開催内容を検討とともに、周知に努めます。 |
| イ 文化芸術活動振興 | 障がいのあるかたの芸術・文化活動を振興するため、障がいのあるかたが制作した作品の展覧会を開催するなど、より多くのかたの目に触れる機会を確保し、障がい者の社会参加の機運を高めるなどの必要な支援を行います。 |
| ウ 点字・声の広報等 発行事業 | 対象者の固定化が見られるため、適切な情報提供の方法を検討します。 |
| エ 自動車運転免許取得事業 | 現在の実施体制を継続していきます。 |
| オ 自動車改造助成事業 | 現在の実施体制を継続していきます。 |

3 第3期秋田市障がい児福祉計画

(国指針【成果目標⑤】 障がい児支援の提供体制の整備等)

国の指針に定められた「成果目標」の1つは、障がい児福祉計画の実施について定められており、障がい児支援の提供体制の確保に関する「成果目標・活動指標」を「第3期秋田市障がい児福祉計画」として定めます。

第1章 成果目標

■成果目標1

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置および障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン※）の推進

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに、参加・包容（インクルージョン※）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン※）を推進する体制を構築することを基本とする。

【本市の目標】

- 本市においては、すでに児童発達支援センターがあるので障がい児支援を推進し、必要なサービスの提供に努めています。
- 本市においては、すでに保育所等訪問支援のサービス提供を行っており、引き続き必要な提供量の確保に努めています。

■成果目標2

主に重症心身障がい※児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

令和8年度末までに、主に重症心身障がい※児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がい※児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

【本市の目標】

本市においては、すでに主に重症心身障がい※児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所があることから、引き続き必要な提供量の確保に努めています。

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

■成果目標3

医療的ケア児※支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーター※の配置

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各都道府県および各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児※等に関するコーディネーター※を配置することを基本とする。

【本市の目標】

本市では、令和3年度に協議の場である「秋田市医療的ケア児※支援協議会」を設置し、令和4年度に医療的ケア児※コーディネーター※を配置しました。これらの運用により質の高いサービス提供に努めています。

第2章 障害児通所支援等の必要な量の見込み (活動指標)

国の指針により、市障がい児福祉計画において、障害児通所支援および障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込みおよび、その見込み量の確保のための方策を設定することとしています(活動指標)。

障がい児を対象とした支援については、児童福祉法において、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」に区分しております。

なお、「障害児入所支援」については、その実施主体が都道府県となることから、この計画には盛り込まれておりません。

ア 障害児通所支援等の事業内容および対象児童

| 事業名 | 事業内容 | 対象児童 |
|--------------|---|--|
| 児童発達支援 | 児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 (注) 令和6年度から「医療型児童発達支援」が「児童発達支援」に統合する予定です。 | 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がいを含む） (注) 手帳の有無は問わず 児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象 |
| 放課後等デイサービス | 就学している障がい児を、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。 | |
| 保育所等訪問支援（注1） | 保育所等の施設に通う障がい児について、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に適応するため、障がい児および当該施設の職員に対して、個々の障がい特性に沿った専門的な支援を行います。 | |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

| 事業名 | 事業内容 | 対象児童 |
|-----------------------------|---|---|
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 重症心身障がい※児などの重度の障がい児等であって、外出することが著しく困難な場合に障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。 | 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がいを含む） (注)手帳の有無は問わず児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象 |
| 障害児相談 支援 | 障害児通所支援等を利用する障がい児に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリング※を行います。 | |
| 医療的ケア児※ の関係機関協 議の場の設置 | 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。 | |
| 医療的ケア児※ コーディネー ター※の配置 | 医療的ケア児※に対する総合的な支援体制の構築のため、関連分野の支援を調整するコーディネーター※として養成された相談支援専門員などの配置を行います。 | |

(注1)このほか、県において、障がい児の通う保育所・幼稚園等に対し、特別支援学校から特別支援教育アドバイザー等を派遣し、園内支援体制へのアドバイスを実施しております。

イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを考慮して見込みました。

また障害児相談支援については、障害児通所支援等を利用する障がい児すべてに対して提供が可能となるよう、各サービスの利用者数を考慮して見込みました。

ウ 障害児通所支援の見込み（活動指標）

上段：サービス量、下段：実人数

| 区分 | 単位/月 | 第2期秋田市障がい児 福祉計画期間の実績値 | | | 第3期秋田市障がい児 福祉計画期間の見込み | | |
|---------------------------------------|------|--------------------------|-----------|--------------------|-------------------------------------|-----------|-----------|
| | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 (見込み) | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| 児童発達支援 *令和6年度から医 療型児童発達支援 含む | 人日 | 1,306 | 1,157 | 1,025 | 1,171 | 1,171 | 1,171 |
| | 人 | 211 | 203 | 195 | 209 | 209 | 209 |
| 医療型児童発達支援 | | 16 | 14 | 6 | 令和6年度から「医療型児童発達支援」は上記の「児童発達支援」に統合予定 | | |
| | | 6 | 6 | 12 | | | |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

上段：サービス量、下段：実人数

| 区分 | 単位/月 | 第2期秋田市障がい児福祉計画期間の実績値 | | | 第3期秋田市障がい児福祉計画期間の見込み | | |
|------------|------|----------------------|-------|----------------|----------------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 放課後等デイサービス | 人日 | 5,928 | 6,036 | 6,145 | 7,313 | 7,981 | 8,708 |
| | 人 | 481 | 520 | 562 | 613 | 669 | 730 |

(新規)

保育所等における障がい児の受け入れ数

| | | | | | | | |
|---------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 保育所 | 人 | - | - | - | 52 | 56 | 60 |
| 認定こども園 | 人 | - | - | - | 90 | 99 | 108 |
| 放課後児童健全育成事業 | 人 | - | - | - | 58 | 64 | 68 |
| 保育所等訪問支援 | 人日 | 5 | 11 | 11 | 13 | 16 | 19 |
| | 人 | 5 | 9 | 9 | 11 | 14 | 17 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日 | 6 | 8 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 障害児相談支援 | 人 | 136 | 128 | 120 | 133 | 133 | 133 |
| 医療的ケア児※の関係協議機関の場の設置 | 実施回数 | 0 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 医療的ケア児※コーディネーター※の配置 | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

エ サービス量確保の方策

乳幼児期から学校卒業まで住み慣れた地域で一貫した支援が受けられる重層的な地域支援体制の構築を目指すための体制の整備や、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう学校や障害児通所支援事業所、障害児入所支援事業所、障害福祉サービス事業所など関係機関との連携により十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

また、児童発達支援センターや、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン※）の推進を目指します。

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

なお、障害児入所支援については、サービス利用者の利便性の観点からも、障害児通所支援と合わせ、障がい児支援として一体的な支援が必要であることから、都道府県と連携を図っていきます。また、障害児相談支援については、障害児通所支援等の利用者個々のニーズに沿った計画的な支援が提供可能となるよう、指定障害児相談事業所と連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

第3部

障がい福祉施策の展開

■ 1 障がい福祉の施策体系

■ 2 施策の展開

第1章 権利の擁護の推進

第2章 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

第3章 地域生活支援の充実

第4章 自立と社会参加の促進

第5章 安全、安心な生活環境

第6章 防災、防犯の推進

| | |
|------------------------------|-----|
| 1 障がい福祉の施策体系 | 85 |
| 2 施策の展開 | 88 |
| 第1章 権利の擁護の推進 | 89 |
| 第1節 障がいを理由とする差別の解消の推進 | 89 |
| 第2節 権利擁護と虐待防止対策の推進 | 91 |
| 第3節 相互理解の促進 | 94 |
| 第2章 情報アクセシビリティ※の向上と意思疎通支援の充実 | 97 |
| 第1節 障がいのあるかたに配慮した情報の提供 | 97 |
| 第2節 意思疎通支援の充実 | 99 |
| 第3章 地域生活支援の充実 | 102 |
| 第1節 相談支援の強化 | 102 |
| 第2節 ライフステージに合わせた支援の充実 | 107 |
| 第3節 障がい特性に応じた支援の充実 | 122 |
| 第4節 サービス提供体制の整備 | 133 |
| 第5節 保健・医療との連携 | 138 |
| 第6節 意思決定支援の推進 | 142 |
| 第7節 教育における支援の充実 | 144 |
| 第4章 自立と社会参加の促進 | 146 |
| 第1節 移動にかかる支援体制の充実 | 146 |
| 第2節 就労支援体制の充実 | 148 |
| 第3節 スポーツ・文化芸術活動への支援 | 153 |
| 第4節 障がい者の自発的な社会活動への支援 | 157 |
| 第5章 安全、安心な生活環境 | 158 |
| 第1節 バリアフリー※とユニバーサルデザイン※の普及促進 | 158 |
| 第2節 冬期間の対応強化 | 160 |
| 第6章 防災、防犯の推進 | 162 |
| 第1節 防災対策の推進 | 162 |
| 第2節 防犯対策の推進 | 167 |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

■ 1 障がい福祉の施策体系

本市では、次の施策体系に基づいて施策や取組を進めます。

| 大項目(基本目標、章) | 中項目(節) | 小項目(施策) |
|----------------------------|----------------------|--|
| 1 権利の擁護の推進 | 1 障がいを理由とする差別の解消の推進 | 1 障がいを理由とする差別の解消の推進 |
| | 2 権利擁護と虐待防止対策の推進 | 1 成年後見制度等による権利擁護の推進 2 虐待防止対策の体制整備 |
| | 3 相互理解の促進 | 1 相互理解の促進 |
| 2 情報アクセシビリティ※の向上と意思疎通支援の充実 | 1 障がいのあるかたに配慮した情報の提供 | 1 障がい特性に配慮した情報提供体制の確保と情報取得環境の充実 |
| | 2 意思疎通支援の充実 | 1 意思疎通支援体制の充実 2 意思疎通支援者の養成と技術の向上の推進 |
| 3 地域生活支援の充実 | 1 相談支援の強化 | 1 相談支援体制の強化 2 多様化、複雑化する相談支援への体制整備 3 障がい者総合支援協議会の機能強化 |
| | 2 ライフステージに合わせた支援の充実 | 1 障がい児の早期発見および支援の充実 2 障がい者への支援の充実 3 高齢障がい者への支援の充実 |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

| 大項目(基本目標、章) | 中項目(節) | 小項目(施策) |
|-------------|---------------------|---|
| 3 地域生活支援の充実 | 2 ライフステージに合わせた支援の充実 | 4 孤立死防止への対応強化 |
| | 3 障がい特性に応じた支援の充実 | 1 身体障がい者への支援の充実 2 知的障がい者への支援の充実 3 精神障がい者への支援の充実 4 その他の障がい者への支援の充実 |
| | 4 サービス提供体制の整備 | 1 障害福祉サービスの提供体制の整備 2 地域生活支援事業の提供体制の整備 3 サービスの質の向上を目指した管理指導体制の整備 4 専門性を兼ね備えた人材の育成 5 ボランティアの活動支援体制の育成 |
| | 5 保健・医療との連携 | 1 健康相談の促進 2 医療機関への受診の支援 3 心の健康づくりの強化 |
| | 6 意思決定支援の推進 | 1 障がい者の自己決定の尊重 2 意思決定支援の充実 |
| | 7 教育における支援の充実 | 1 教育環境の整備 |

| 大項目(基本目標、章) | 中項目(節) | 小項目(施策) |
|--------------------|----------------------------|---|
| 4 自立と社会参加の促進 | 1 移動にかかる支援体制の充実 | 1 移動にかかる支援体制の充実 |
| | 2 就労支援体制の充実 | 1 障がい者の雇用の促進 2 就労の場の確保 3 多様な就労のニーズへの対応 |
| | 3 スポーツ・文化芸術活動への支援 | 1 障がい者のスポーツ活動への支援強化 2 文化芸術活動への支援強化と生涯学習の充実 |
| | 4 障がい者の自発的な社会活動への支援 | 1 自発的な社会的活動の推進 |
| 5 安全、安心な生活環境 | 1 バリアフリー※とユニバーサルデザイン※の普及促進 | 1 バリアフリー※とユニバーサルデザイン※の啓発活動 2 公共施設のバリアフリー※とユニバーサルデザイン※の推進 |
| | 2 冬期間の対応強化 | 1 雪寄せ支援の充実 |
| 6 防災、防犯の推進 | 1 防災対策の推進 | 1 災害対策の推進 2 災害時の避難支援体制の整備 3 災害時の福祉・医療サービス提供体制の整備 |
| | 2 防犯対策の推進 | 1 防犯と消費者トラブルの対策 2 犯罪被害者への支援 |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

■ 2 施策の展開

第3部では、基本理念の実現に向けて施策体系に基づき行う障がい福祉の取組や事業を示します。障がい福祉施策や関連事業は多岐にわたることから、項目ごとに【現状と課題】【施策の方向性】【取組・事業】を次の記述方法で示します。

今後、プランの進行管理のため定期的に検証と見直しを行うことから、記載した取組や事業等について、内容が変わったり新規事業が加わったりすることがあります。

【現状と課題】

各項目における本市の現状を踏まえての取り組むべき課題とその必要性等について記載しています。

【施策の方向性】

課題解決に向けた、本市における障がい福祉施策の進むべき方向性について記載しています。

【取組・事業】

現在、本市が実施している主な取組や事業を記載しています。成果指標欄には原則として障がい福祉計画で定めた目標値を記載しています。

第1章 権利の擁護の推進

第1節 障がいを理由とする差別の解消の推進

施策1 障がいを理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

障がいのあるかたは、障がいに対する周囲の理解不足や誤解、偏見により不利益な取扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために、日常生活や社会生活の様々な場面において制限を受けることがあります。

障がいのあるかたが受ける制限を市民一人ひとりの問題として捉え、市、事業者および市民が協力して問題解決に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向性】

- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現を目指し、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進します。
- 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する秋田市職員対応要領」に沿って、障がいのあるかたに対して適切に行動するよう市職員への周知啓発に努めます。

【取組・事業】

1 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する秋田市職員対応要領の庁内周知

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 障がいのあるかたに対する不当な差別の禁止や合理的配慮の提供等、市職員が適切に対応するために必要な事項を定めた「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する秋田市職員対応要領」を市職員に周知し、障がいを理由とする差別の解消の推進を図ります。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

2 障がい者差別解消支援地域協議会の運営

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 障がい者差別解消法第17条に基づき設置する協議会です。関係機関が必要な情報を交換するとともに、障がいのあるかたからの相談や当該相談に係る事例を踏まえ、障がいを理由とする差別を解消するための取組について協議します。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

第1章 権利の擁護の推進

第2節 権利擁護と虐待防止対策の推進

施策1 成年後見制度等による権利擁護の推進

【現状と課題】

財産の管理や契約締結等の法律的な行為が難しい障がい者の権利を守るために、成年後見制度をより身近なものとして活用しやすくしていく必要があります。



【施策の方向性】

■成年後見制度が適切に利用されるようにするため、利用方法や秋田市権利擁護センター等について周知を図ります。

【取組・事業】

3 障がい者差別解消調整委員会の運営

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 障がいを理由とする差別に対する相談事案について、市に対して助言又はあっせんの申立てがあった場合に、市が相談事案の関係者に対して、助言又はあっせんを行うことの適否について審議します。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

4 成年後見制度利用支援事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|----------------------------|-----------------|
| 身寄りがない、知的又は精神に障がいのあるかたや認知症などの高齢者の権利擁護のため、家庭裁判所に後見等開始申立てを行います。また、申立費用および成年後見人等への報酬を助成します。 | 令和6年度～11年度 | 利用者実人数 25人 (R9.3.31) | 障がい福祉課 長寿福祉課 |

5 地域包括センター運営事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| 市内18か所の日常生活圏域（おおむね中学校区）ごとに地域包括支援センターを設置しており、保健師等や社会福祉士、主任介護支援専門員が、その専門知識や技能を生かし、高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどを行っています。また、地域で高齢者を支える多職種によるネットワーク構築を進めています。 | 令和6年度～11年度 | － | 長寿福祉課 |

6 成年後見制度利用促進体制整備事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-------|
| 成年後見制度に係る中核機関として秋田市権利擁護センターを設置・運営し、制度の普及や制度利用に関する支援を行います。また、成年後見制度利用促進協議会を運営し、専門職団体および関係機関の協力・連携強化を図ります。 | 令和6年度～11年度 | － | 長寿福祉課 |

第1章 権利の擁護の推進

第2節 権利擁護と虐待防止対策の推進

施策2 虐待防止対策の体制整備

【現状と課題】

障がい者虐待は人権を著しく侵害し、障がいのあるかたの尊厳を侵すものであり、あつてはならない行為です。障がい者虐待防止に関する普及啓発を進めるとともに、虐待の早期発見・早期対応を図るため、相談支援事業所等の関係機関との連携体制の整備や支援体制の強化が必要です。



【施策の方向性】

- 障がいのあるかたの虐待に関する通報や届出、支援等の相談を受け付ける「秋田市障がい者虐待防止センター」を効果的に運営できるよう、対応体制の整備等を進めていきます。
- 個々の障がい者虐待事案に対してすみやかに対応できるようにするため、相談支援事業所等の関係機関との連携体制の整備を図るとともに、障がい者虐待防止のための普及啓発に努めます。

【取組・事業】

7 障がい者虐待防止事業（障がい者虐待防止センター）

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| 障がい者虐待の防止のため、障がい者虐待に関する情報や、通報先となる障がい者虐待防止センターの存在を周知します。また、虐待事案が発生した場合は、対応マニュアルに基づき関係機関との円滑な連携を図り、事案解決に努めます。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

8 児童虐待防止推進事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-----------|
| 要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との連携強化および支援体制の整備を推進します。 また、市民に対して、虐待防止の啓発活動を行います。 | 令和6年度～11年度 | — | 子ども未来センター |

第1章 権利の擁護の推進

第3節 相互理解の促進

施策1 相互理解の促進

【現状と課題】

本市では、市民一人ひとりが障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら暮らすことができる社会の実現を目指しています。

障がいや障がいのあるかたに対する理解を深めるための啓発や広報を行っていますが、依然として周囲の理解不足や誤解、偏見といった心のバリアが存在しています。

様々な手法によって、障がいに対する正しい知識と理解を深めるための普及啓発活動を続け、「心のバリアフリー※」を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- 広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用し、障がいのあるかたの活動や取組を広く紹介するなど、障がいや障がいのあるかたに対する正しい知識と理解の普及に努めます。
- 広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用し、障がいのあるかたの活動や取組を広く紹介するなどし、障がいに対する正しい知識と理解の普及に努めます。
- 障がいおよび障がいのあるかたに対する市民の关心と理解を深めるため、広報あきたやインターネット等においてバリアフリー※の様々な取組を紹介することで、市民の知識や理解の啓発に努めます。
- 障がいのあるかたもいかないかたも相互に理解を深めることができるよう、交流の機会の確保等に努めます。

【取組・事業】

9 秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の周知・啓発

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 平成30年4月1日に施行した「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」により、障がいや障がいのあるかたに対する理解を深めるための周知活動を行います。 | 令和6年度～11年度 | － | 障がい福祉課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

10 広報あきた等の発行、広報テレビ番組の製作

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-----------------|
| <p>広報あきたと市民便利帳では、様々な行政サービスや制度改正等を分かりやすくお知らせできるような紙面づくりに努めています。障がいのあるかたへの理解を深めるため、障がいのあるかたの活動や取組を広報あきたで紹介するようにしているほか、障がい者施策に関する広報テレビ番組を製作します。</p> <p>また、障がいのあるかたが障害福祉サービス等に関する情報を適切に得られるよう、随時最新の情報を広報あきたに掲載するようにしています。</p> | 令和6年度～11年度 | — | 広報広聴課 障がい福祉課 |

11 精神障がいについての正しい知識の普及

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| 精神障がいについての正しい知識を普及し、市民の精神障がい者に対する誤解や偏見をなくし、社会参加と自立についての理解と関心を深めるとともに、市民自らがこころの健康づくりに关心を持ち、こころの健康問題に対処できる力を養います。 | 令和6年度～11年度 | — | 健康管理課 |

12 障害者週間

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 障害者基本法第9条では、毎年12月3日～12月9日の一週間を障害者週間と規定し、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の普及を図っています。本市でも、その趣旨に基づいた広報活動や事業に取り組みます。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

13 高齢者生活支援情報提供事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-------|
| 秋田市で提供を受けることができるインフォーマルサービス※に関する情報を調査、集約し、冊子や市ホームページで高齢者世帯等に提供します。 | 令和6年度～11年度 | － | 長寿福祉課 |

第2章 情報アクセシビリティ※の向上と意思疎通支援の充実

第1節 障がいのあるかたに配慮した情報の提供

施策1 障がい特性に配慮した情報提供体制の確保と情報取得環境の充実

【現状と課題】

障がいのあるかたに対する情報提供については、これまで必要な情報を分かりやすく整理しながら、様々な手法で行ってきましたが、障がい特性に配慮した伝達手段を用いる等の工夫を凝らし、障がいのあるかたにとって必要な情報が正確かつ迅速に伝わるよう、情報提供手段の一層の充実を図っていく必要があります。

音声や文字をそのままでは受け取りにくい障がいのあるかたの多くは、必要な情報を思うように取得できないために不安を抱えて生活しているのが現状です。障がいのあるかたが安心して生活を送るためには、障がいのあるかたが容易に情報を取得することができる環境を整備する必要があります。

【施策の方向性】

- 障がいのあるかたに関する制度やサービスの利用方法等の有益な情報を、広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用して提供します。
- 広報あきたの点字版・音訳版である「点字広報」、「声の広報」の発行や、市政テレビ番組に手話通訳者や字幕を詳しく付けて放送するなど、障がい特性に配慮した情報提供に努めます。
- I C T※機器の活用等による様々な情報提供体制の確保について研究していきます。
- 障がいのあるかたが情報をすみやかに取得できるよう、手話を含む言語、文字の表示、筆記、点字、平易な表現その他の障がい特性に配慮した手段等による情報の提供を行うよう努めます。

【取組・事業】

14 「障がい者のためのくらしのしおり」の配布

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 障がいのあるかたにとって必要な情報を集約した冊子「障がい者のためのくらしのしおり」を作成し、配布しています。 | 令和6年度～11年度 | － | 障がい福祉課 |

15 インターネット等による情報提供

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|------------|
| 秋田市のホームページに関しては、アクセシビリティ※に配慮した作成に努めています。随時障がい福祉課のホームページを最新の情報に更新して障がい者がいつでも必要な情報を収集できるようにしているほか、「障がい者のためのくらしのしおり」や各種申請書をダウンロードできるようにしています。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい 福祉課 |

16 点字広報の配布

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|----------------------------|------------|
| 広報あきたの内容を集約した点字広報を年4回発行し、希望する視覚障がい者に送付しています。 | 令和6年度～11年度 | 利用者実人数 29人 (R9.3.31) | 障がい 福祉課 |

17 声の広報の配布

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|----------------------------|-------|
| 広報あきたの内容を朗読してCDに録音し、希望する視覚障がい者に年24回発送しています。 | 令和6年度～11年度 | 利用者実人数 49人 (R9.3.31) | 広報広聴課 |

第2章 情報アクセシビリティ※の向上と意思疎通支援の充実

第2節 意思疎通支援の充実

施策1 意思疎通支援体制の充実

【現状と課題】

音声や文字をそのままでは受け取りにくい障がいのあるかたは、意思疎通や情報の収集に支障があることから、手話を含む言語、文字の表示、筆記、点字、平易な表現など、障がい特性に配慮した手段で支援する必要があります。

【施策の方向性】

- 障がいのあるかたが地域で安心して暮らせるよう、情報保障に努めるとともに、障がい者関係団体による情報支援活動を促進する等により、意思疎通支援の充実に努めます。
- 障がいのあるかたが必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、ＩＣＴ※機器の活用による様々な情報提供体制について研究し、また、サービスの円滑な利用の促進、補聴器等の支援機器の給付や貸与といった取組を通じて情報アクセシビリティ※の向上に努めます。

【取組・事業】

18 難聴児補聴器購入費助成事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 身体障害者手帳の交付対象にならない程度の18歳未満の難聴児に対し、補聴器の購入・修理費用の一部を助成します。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

19 手話通訳設置事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| 聴覚や言語機能、音声機能等に障がいのあるかたが意思疎通を円滑に図ることができるよう、手話通訳者を設置して、市役所庁舎内窓口で対応しているほか、病院での診察や公的な手続きの際など、障がい者等からの利用申請に応じて、現地へ派遣しています。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

20 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|--|--------|
| 設置の手話通訳者で対応しきれない派遣や、要約筆記者の派遣申請があった場合、登録者を派遣し、現地での手話通訳等を行います。 | 令和6年度～11年度 | 利用件数 手話 254件 筆記 60件 (R9.3.31) | 障がい福祉課 |

第2章 情報アクセシビリティ※の向上と意思疎通支援の充実

第2節 意思疎通支援の充実

施策2 意思疎通支援者の養成と技術の向上の推進

【現状と課題】

視覚や聴覚などに障がいのあるかたが、地域で安心して生活できるよう意思疎通支援を行う人材の育成および技術の向上のため必要な支援に努めていく必要があります。



【施策の方向性】

- 手話通訳その他の方法により障がいのあるかたの意思疎通を支援する者の養成および技術の向上のため、必要な支援に努めます。

【取組・事業】

2.1 手話奉仕員養成研修事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|----------------------------|--------|
| 意思疎通に支障がある聴覚障がい者の意思疎通手段の確保および拡大を図るため、日常会話程度の手話表現技術を持つ手話奉仕員を養成します。また、当該講座修了生が、より高い手話技術を持つ手話通訳者への道に進むことができるよう、手話通訳者養成講座の主催者である秋田県との連携を図ります。 | 令和6年度～11年度 | 修了者実人数 25人 (R9.3.31) | 障がい福祉課 |

第3章 地域生活支援の充実

第1節 相談支援の強化

施策1 相談支援体制の強化

【現状と課題】

障がい福祉のサービスについての相談には、市や市が委託している相談支援事業者（身体・知的・精神ごとに1か所）が主に対応しています。委託相談支援事業者には、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的知識や技術を持ったかたが常勤で配置されていて、様々な障がい福祉のサービスについての情報提供をはじめ、利用相談や関係機関との調整、障害福祉サービス利用時の代行業務等を行っています。

今後、障がいのあるかた自身や家族の高齢化、障がいの重度化・重複化や地域移行に向けた動きの活発化等、多様化する課題やニーズに対応するため、相談支援体制を強化する必要があります。



【施策の方向性】

- 障がいのあるかたやその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援、虐待防止のため関係機関との調整等を的確に行える体制を整備するとともに、専門的知識と技術を兼ね備えた人材の育成に努めます。
- 障がいのあるかたの誰もが平等なサービスを受けることができるよう、指定相談支援事業者の平準化を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援といった地域相談支援体制の強化に努めます。

【取組・事業】

2 2 相談支援等事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|--------------------|------|------------|
| <p>1 相談支援事業 障がいのあるかたやその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障がいのあるかたの権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>2 基幹相談支援等機能強化事業 社会福祉士等、専門的な知識や能力を有する職員を配置し、専門的な相談支援等が必要な困難ケース等に対応します。</p> <p>3 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対して、必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談や助言を通して、障がいのあるかたの地域生活を支援します。</p> <p>4 障害児等療育支援事業 在宅療養等に関する相談への対応、各種福祉サービスの提供の援助や調整等を行い、在宅の重症心身障がい※児・者、知的障がい児・者の地域生活を支援します。</p> | 令和6年 度～11 年度 | — | 障がい 福祉課 |

2 3 秋田市基幹相談支援センターの運営

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|--------------------|------|------------|
| 障がいのあるかたが地域で安心して生活できるよう、秋田市基幹相談支援センターにおいて、各種障がいに関する総合的、専門的な相談および支援を実施します。 | 令和6年 度～11 年度 | — | 障がい 福祉課 |

第3章 地域生活支援の充実

第1節 相談支援の強化

施策2 多様化、複雑化する相談支援への体制整備

【現状と課題】

地域包括支援センターや民生委員・児童委員、子ども家庭センター等の相談機関は、障がいのあるかたやその家族等からの多様化・複雑化する相談に係機関と連携しながら、適切に対応していく必要があります。



【施策の方向性】

■ 地域包括支援センターの体制を充実するほか、民生委員・児童委員の活動を支援し、各相談機関等との連携を図ることで、障がいのあるかたの福祉サービスの水準が維持・向上されるような体制を整備します。

【取組・事業】

24 民生委員活動推進事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-------|
| 民生委員・児童委員は民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、障がいのあるかた等に対する支援や相談・助言活動等、地域社会の福祉向上のために様々な取組を行います。市が研修等に関する費用を負担して、委員の指揮監督、推薦および指導訓練を行うなど、民生委員活動を支援します。 | 令和6年度～11年度 | — | 福祉総務課 |

25 ふれあい福祉相談センター事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-------|
| 秋田市社会福祉協議会で、月～金曜日の午前9時から午後4時まで、相談員が日常的な悩みや困りごとなどの総合相談を行います。毎月第3月曜日には弁護士相談も実施します。 | 令和6年度～11年度 | — | 福祉総務課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

26 障がい者相談員の設置

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 身体に障がいのあるかたを身体障害者相談員に、知的に障がいのあるかたのご家族を知的障害者相談員に委嘱し、障がいのあるかたや保護者からの相談に身近な地域で応じています。多様化する相談事案に対応するため、相談員研修会を実施し、相談員の資質向上に努めています。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

27 子育て家庭等に関する相談支援

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|----------|
| 専門の相談員を配置し、関係機関と連携を図りながら、家族や児童等からの相談に電話や面談等で応じています。 | 令和6年度～11年度 | — | 子育て相談支援課 |

第3章 地域生活支援の充実

第1節 相談支援の強化

施策3 障がい者総合支援協議会の機能強化

【現状と課題】

地域における障がいのあるかたの支援については、相談支援事業者だけでは解決できない場合もあることから、福祉、医療、教育、雇用等の関係機関が連携し、協議を行う場として秋田市障がい者総合支援協議会を設置しています。同協議会では、委託相談支援事業者の運営評価として、毎年の業務報告と年間計画の内容についても協議しています。



【施策の方向性】

- 障がいのあるかたが、その生活実態に沿って有効な障害福祉サービス等の支援を受けることができるよう、福祉、医療、教育、雇用等の関係機関のさらなる連携体制の強化を図ります。

【取組・事業】

2.8 障がい者総合支援協議会の設置

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|------------|
| <p>障害者総合支援法第89条の3に基づき秋田市障がい者総合支援協議会を設置し、委託相談支援事業者の運営評価のほか、関係機関のネットワーク構築等およびそれに向けた課題の情報共有に関する事項等について協議を行っています。</p> <p>また、協議会の下部組織として、相談支援部会（相談支援事業者等で組織）、就労部会（雇用関係機関、特別支援学校関係者等で組織）および児童部会（児童支援関係機関、特別支援学校関係者等で組織）を設置し、具体的な課題解決のための協議を行っています。</p> | 令和6年度～11年度 | — | 障がい 福祉課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

第3章 地域生活支援の充実

第2節 ライフステージに合わせた支援の充実

施策1 障がい児の早期発見および支援の充実

【現状と課題】

子どもの障がいの複雑化や保護者の生活様式の多様化等の現状を踏まえ、障がい児一人ひとりの実情に合わせた支援を行う必要があります。

また、放課後や長期休みにおける居場所の確保等を行うことにより、障がい児の生活の充実や保護者の就労を支援することも大切です。

発達障がい等精神行動発達面の問題を疑われる児童は年々増加傾向にあり、障がいの疑いのある児童に対しては、乳幼児期に適切な治療や養育を行うことが障がいの軽減や基本的な生活能力の向上につながります。このため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携による障がいの早期発見と継続的な支援を行う必要があります。

【施策の方向性】

- 障がい児やその保護者のニーズを把握し、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導や必要な支援に努めます。
- 将来の障がい児の自立や社会参加に備え、障がい児の生活力や社会性を養い、健全な育成を図るための支援に努めます。
- 障がい児が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようサービス供給量の確保と質の向上に努めます。
- 乳幼児健診等で精神行動発達面の支援が必要とされた幼児に対しては、専門職による発達状況の評価に基づき、関係機関の連携により養育支援を行います。
- 3歳児健康診査後、保育所等の集団生活の中で表面化する発達障がい等精神行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続支援を行います。
- 医療的ケア児※を支援するため、関係機関で連携し、支援体制の強化を図ります。

【取組・事業】

2.9 障がい児通所施設利用料無償化事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 障がいのある未就学児が対象です。児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用者負担金を無償化し、子どもを安心して産み育てることができるよう支援します。 | 令和6年度～11年度 | － | 障がい福祉課 |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

3.0 第2子以降障がい児通所施設利用料無償化事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 第2子以降の未就学の障がい児が対象です。児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用者負担金を無償化し、第2子以降を安心して産み育てることができます。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

3.1 育成医療給付事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 18歳未満の児童で、身体上の障がいを有するか、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められるお子さんが対象です。生活の能力を得るために必要な医療を指定医療機関で受けける際に、その費用の一部を給付します。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

3.2 秋田市医療的ケア児※支援協議会の運営

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|-----------------------------------|--------|
| 医療的ケア児※が地域で生活することを目的に関係機関が連携する場として秋田市医療的ケア児※支援協議会を設置し、協議しています。 | 令和6年度～11年度 | 医療的ケア児コーディネーター※の配置1人 (R9.3.31) | 障がい福祉課 |

3.3 身体障がい児・者等補装具給付等事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 身体機能を補うための用具の交付や修理を行い、身体に障がいのあるかたおよび難病に罹患しているかたの日常生活や社会生活の向上を図ります。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

3.4 障害児通所支援

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|---|--------|
| <p>身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む。）が対象です。</p> <p>1 児童発達支援 未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。</p> <p>2 放課後等デイサービス 就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。</p> <p>3 保育所等訪問支援 障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。</p> <p>4 居宅訪問型児童発達支援 重症心身障がい※児等の重度の障がい児等で、外出することが著しく困難な場合、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。</p> | 令和6年度～11年度 | <p>利用者実人数 児童発達支援 209人</p> <p>放課後等デイサービス 730人</p> <p>保育所等訪問支援 17人</p> <p>居宅訪問型児童発達支援 11人 (R9.3.31)</p> | 障がい福祉課 |

3.5 日中一時支援事業（短期入所型）

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|--------------------------------------|--------|
| 障がい児・者を介護しているかたが急病、冠婚葬祭、介護疲れ等の一時的な理由やその他やむを得ない理由で当該障がい児・者を介護することができない場合に、施設で一時的に介護します。 | 令和6年度～11年度 | <p>利用者実人数 146人 (R9.3.31)</p> | 障がい福祉課 |

3 6 特別児童扶養手当申請の受付

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| 身体、知的に中程度以上の障がいのある20歳未満の子どもを扶養している父や母、又は父母に代わって養育しているかたが対象の国の制度である特別児童扶養手当の申請を受け付けています。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

3 7 障害児福祉手当の支給

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| 20歳未満で、身体障害者手帳のおおむね1級か療育手帳のおおむねA程度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とするかたに障害児福祉手当を支給します。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

3 8 児童扶養手当の支給

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童、もしくは手当の支給要件に該当し、政令で定める程度の障がいがある子どもを養育しているかたに、その子どもが20歳になるまでの間、手当を支給します。 | 令和6年度～11年度 | — | 子ども総務課 |

3.9 放課後児童健全育成事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 障がい児特別支援学級在籍児童等を受け入れている放課後児童クラブに対し、委託料の運営基本額に障がい児受入に要する経費の一部を加算することで障がい児の受入を促進します。 | 令和6年度～11年度 | － | 子ども育成課 |

4.0 幼児発達支援事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 教育・保育施設等の集団生活の中で表面化する幼児の行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けて支援します。 | 令和6年度～11年度 | － | 子ども健康課 |

4.1 乳幼児健康診査事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| 乳児（4か月児、7か月児、10か月児）、幼児（1歳6か月児、3歳児）を対象に健康診査を、2歳児を対象に歯科健康診査を行います。 | 令和6年度～11年度 | － | 子ども健康課 |

4.2 経過観察クリニック

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| 1歳6か月児健康診査等で精神行動発達での経過観察が必要になった幼児を対象に、専門職による観察のほか、発達状況の評価および適切な養育支援を行います。 | 令和6年度～11年度 | － | 子ども健康課 |

4.3 未熟児養育医療給付事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|----------------------------|------------|------|--------|
| 入院医療を必要とする未熟児に対し、医療を給付します。 | 令和6年度～11年度 | — | 子ども健康課 |

4.4 小児慢性特定疾病支援事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 慢性疾病により、長期にわたり療養を必要とする18歳未満のかた（継続の場合は、20歳到達まで）に医療費を給付します。また、日常生活の便宜を図るため、受給者からの申請に基づき日常生活用具を給付します。 | 令和6年度～11年度 | — | 子ども健康課 |

4.5 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 慢性疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童等の自立支援のための情報提供や相談、助言を行います。 | 令和6年度～11年度 | — | 子ども健康課 |

4.6 特別支援教育就学奨励費

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-----|
| 小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、家庭の経済状況等に応じて就学に必要な経費（通学費、給食費、学用品費、修学旅行費等）を援助します。 | 令和6年度～11年度 | — | 学事課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

4.7 就学時健康診断

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-----|
| 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の規定に基づく健康診断を実施し、疾病がある就学予定者の保護者に対し、入学まで必要な治療を行うよう勧告しています。また、学校生活に支障となる疾病（知的障がい、肢体不自由、病弱等）がある、又は、疑いがあるときは、就学相談や就学指導を実施しています。 | 令和6年度～11年度 | － | 学事課 |

第3章 地域生活支援の充実

第2節 ライフステージに合わせた支援の充実

施策2 障がい者への支援の充実

【現状と課題】

障がいのあるかたが自立した生活を営むために、国、他の地方公共団体および関係機関と連携して障がいのあるかたを支援する体制づくりが必要となります。

障がいのあるかたは、心身の状態により、食事、排泄、外出等さまざまな生活支援を必要としますが、生活を支えるかたの高齢化等の問題もあり、地域全体で障がいのあるかたや、その家族を支援する体制の整備が課題になっています。



【施策の方向性】

- 国、他の地方公共団体および関係機関と連携しながら、それぞれの機能に応じた役割を分担し、地域で障がいのあるかたの生活を支えることができる体制の充実に努めます。
- 障がいのあるかたが、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようサービス供給量の確保と質の向上に努めます。

【取組・事業】

4.8 特別障害者手当の支給

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| 20歳以上で身体又は精神の重度の障がいにより、日常生活において常時特別な介護を必要とするかたに特別障害者手当を支給します。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

4.9 居宅介護（ホームヘルパー）

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|-----------------------------|--------|
| 障がいのあるかた等の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および清掃といった家事援助等を行います。 | 令和6年度～11年度 | 利用者実人数 712人 (R9.3.31) | 障がい福祉課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

50 重度訪問介護

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|----------------------------|--------|
| 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者で常時介護を必要とするかたの自宅を訪問し、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯ならびに掃除といった家事援助等を行うほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。 | 令和6年度～11年度 | 利用者実人数 17人 (R9.3.31) | 障がい福祉課 |

51 同行援護

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|----------------------------|--------|
| 視覚障害により、移動に著しい困難がある障がい者等が、外出する際に、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、その他必要な援助を行います。 | 令和6年度～11年度 | 利用者実人数 24人 (R9.3.31) | 障がい福祉課 |

5.2 行動援護

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|---------------------------|--------|
| 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難があるかたで常時介護が必要なかたに、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他必要な援助を行います。 | 令和6年度～11年度 | 利用者実人数 1人 (R9.3.31) | 障がい福祉課 |

5.3 重度障害者等包括支援

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|--|--------|
| 常時介護が必要なかたで、意思疎通を図ることに著しい障がいのあるかたのうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にあるかたや知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難があるかたに、居宅介護その他複数の幅広い障害福祉サービスを組み合わせた包括的な支援を行います。 | 令和6年度～11年度 | 利用者実人数 0人 (R9.3.31) 実施事業者なしのため。 | 障がい福祉課 |

5.4 生活介護

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|-----------------------------|--------|
| 障害者支援施設等で、主として日中に入浴、排せつおよび食事等の介護を実施するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。 | 令和6年度～11年度 | 利用者実人数 954人 (R9.3.31) | 障がい福祉課 |

5 5 療養介護

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|----------------------------|------------|
| 医療と常時の介護を必要とするかたに、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話その他必要な医療を行います。 | 令和6年度～11年度 | 利用者実人数 76人 (R9.3.31) | 障がい 福祉課 |

5 6 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|---|------------|
| 1 機能訓練 身体障がい者又は難病に罹患しているかたに対して、身体機能の回復等に必要な理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションや生活等に関する相談や助言等を行います。 2 生活訓練 知的障がい者や精神障がい者に対して、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。 | 令和6年度～11年度 | 機能訓練 利用者実人数 1人 (R9.3.31) 生活訓練 利用者実人数 身体・知的障がい者 16人 精神障がい者 48人 (R9.3.31) | 障がい 福祉課 |

5 7 短期入所（ショートステイ）

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|--|------------|
| 障がいのあるかたを介護しているかたが急病、冠婚葬祭、介護疲れ等の一時的な理由やその他やむを得ない理由で介護することができない場合、施設で一時的に介護します。 | 令和6年度～11年度 | 利用者実人数 福祉型 64人 医療型 4人 (R9.3.31) | 障がい 福祉課 |

5 8 更生医療給付事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいの程度を軽くしたり、機能の回復を図ることを目的とした医療（人工透析や人工関節の手術等）を指定医療機関で受ける際に、その費用の一部を給付します。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

5 9 民間の患者等搬送事業者の認定と乗務員に対する適任証の交付

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|---------|
| 緊急性の低い入退院や通院、転院、社会福祉施設への送迎時などの移動手段を提供する患者等搬送事業者を認定します。 | 令和6年度～11年度 | — | 消防本部救急課 |

第3章 地域生活支援の充実

第2節 ライフステージに合わせた支援の充実

施策3 高齢障がい者への支援の充実

【現状と課題】

超高齢社会の到来により、本市の障がいのあるかたに占める高齢者の割合も着実に高くなっています。

加齢に伴う日常的な支援を必要とするかたも含め、支援を必要とするかたは今後も増大していくものと考えられ、介護保険制度との連携も含めたサービス提供体制を整備していく必要があります。



【施策の方向性】

- 地域で暮らす高齢障がい者を介護、福祉、保健、医療等、様々な面から総合的に支え、一人ひとりが生きがいを持って生き生きと住み慣れた地域の中で暮らせるよう、高齢障がい者の尊厳を守るとともに、地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみの見守りと支援を行います。
- 進展する超高齢社会や社会情勢にも対応した施策を推進するよう努めます。
- 高齢障がい者が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようサービス供給量の確保と質の向上に努めます。
- 介護保険サービスに加えて、障害福祉サービス等の利用が必要な場合には、関係機関で連携し、必要なサービスが受けられるよう体制の強化を図ります。

【取組・事業】

6.0 救急医療情報キット（安心キット）の普及

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-------|
| 秋田市社会福祉協議会では、主に高齢者を対象に、かかりつけ医療機関や持病等などの救急情報を保管し緊急時に活用できる「救急医療情報キット」の配布、普及に努めています。また救急情報の更新漏れを防ぐため、同協議会が実施している「見守りネットワーク事業」と連携し、年1回程度利用者宅への訪問活動を行います。 | 令和6年度～11年度 | — | 福祉総務課 |

6.1 介護保険の訪問看護

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-------|
| 要介護者の居宅において、心身の機能の維持回復および生活機能の維持・向上のため、看護師などが療養上の世話や必要な診療の補助を行います。 | 令和6年度～11年度 | — | 介護保険課 |

6.2 介護保険のリハビリテーション

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| <p>1 訪問リハビリテーション 要介護者の居宅において、介護老人保健施設等の理学療法士などが、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。</p> <p>2 通所リハビリテーション 介護老人保健施設等において、理学療法士などが要介護者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。</p> | 令和6年度～11年度 | — | 介護保険課 |

第3章 地域生活支援の充実

第2節 ライフステージに合わせた支援の充実

施策4 孤立死防止への対応強化

【現状と課題】

核家族化や高齢化、周囲との人間関係の希薄化等により、孤立死するケースが社会問題となっております。

特に障がいのあるかたは日常生活において孤立しがちであることから、対応策を講じていく必要があります。



【施策の方向性】

- 障がいのある一人暮らし等のかたが地域で孤立しないよう、「自助」「共助」「公助」の協働により、町内会等による地域ぐるみの見守りと支援を行います。
- 障がいのあるかたの孤立死をゼロにするため、様々な機会を捉えて、その防止策を探っていきます。

【取組・事業】

6.3 地域福祉計画推進事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-------|
| 秋田市地域福祉計画に基づき、孤立予防や災害時要援護者の避難支援等の支え合いの地域づくりを推進します。 | 令和6年度～11年度 | — | 福祉総務課 |

6.4 緊急通報システム

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-----------------|
| 在宅で一人暮らしの重度身体障がい者（2級以上）のかたや、障がいのあるかたを含む一人暮らし等の高齢者世帯に対し、急病、災害時に協力員や関係機関に救助を求めることができる緊急通報システム（携帯用無線送受信機および専用通話機）を貸与し、緊急時に迅速に対応し、安全確保を図ります。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 長寿福祉課 |

第3章 地域生活支援の充実

第3節 障がい特性に応じた支援の充実

施策1 身体障がい者への支援の充実

【現状と課題】

身体障がいには、肢体不自由や内部機能障害等、様々な種類があり、それぞれ異なった内容の支援を行う必要があります。

また、加齢によるものを含めた身体障がい者の人数は増加し、障がいのあるかたの高齢化、障がいの重度化も進展していることなどもあり、これまで以上に支援体制の充実が必要です。



【施策の方向性】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性と実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、必要な支援を適切に行います。

【取組・事業】

6.5 共同生活援助（グループホーム）

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|-------------------------------|------------|
| 夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 | 令和6年度～11年度 | 利用者実人数 269人／月 (R9.3.31) | 障がい 福祉課 |

6.6 施設入所支援

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--------------------------------------|------------|-------------------------------|------------|
| 施設に入所するかたに、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 | 令和6年度～11年度 | 利用者実人数 461人／月 (R9.3.31) | 障がい 福祉課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

6.7 身体障害者手帳の交付

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|--------------------|------|------------|
| <p>身体障害者手帳での障がいの種類には、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫、肝臓機能があります。障がいの程度に応じて1級から6級までの等級があります。</p> <p>身体障害者福祉法第15条により指定された医師が作成した診断書を元に、本市が記載内容を確認、審査の上、認定を決定した場合は手帳を交付しています。</p> <p>その際に「障がい者のためのくらしのしおり」を配布し、各種サービスや制度を説明しています。</p> | 令和6年 度～11 年度 | — | 障がい 福祉課 |

6.8 訪問入浴サービス

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|--------------------|-------------------------------|------------|
| 18歳以上で、在宅の身体障がい者又は難病に罹患しているかたのうち、歩行が困難で移送に耐えられない等の事情により通所が困難なかたに、入浴車で訪問して入浴サービスを行います。 | 令和6年 度～11 年度 | 利用者実 人数 9人 (R9.3.31) | 障がい 福祉課 |

6.9 日常生活用具の給付

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|--------------------|------|------------|
| 在宅の障がい者のかたや難病に罹患しているかたが自宅での家庭生活の不便を解消し、円滑な日常生活が送られるように必要な用具を給付します。 | 令和6年 度～11 年度 | — | 障がい 福祉課 |

70 音声コードの普及

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 重度の視覚障がい者への情報保障の一助として、音声コードの普及を図るとともに、音声コード付き文書を読むことができるよう、上記の日常生活用具で「視覚障害者用活字文書読上装置」を給付しています。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

71 心身障害者扶養共済掛金給付事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| 秋田県心身障害者扶養共済制度に加入している低所得者に対し、納付する掛金の一部を給付します。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

72 障がい者関係団体への支援

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| <p>障がい者のためのくらしのしおりや、秋田市ホームページで、各障がい者関係団体の活動内容を紹介します。</p> <p>また、秋田市身体障害者協会等が行う事業や活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○秋田市身体障害者協会…ふれあいの集いの開催、会報誌発行等 ○秋田市手をつなぐ育成会…福祉大会の開催、会報誌発行等 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

7.3 食の自立支援事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-----------------|
| 高齢による身体の衰えや、障がいなどのため、食事を作るのが難しい、一人暮らし等の高齢者世帯や重度身体障がい者（2級以上）のかたに対し、昼食又は夕食を配食して安否を確認するとともに、健康の維持と増進という観点から、サービス内容を検討していきます。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 長寿福祉課 |

7.4 自動車運転免許取得費、改造費助成事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|---|------------|
| 1 自動車運転免許取得費助成事業 身体障害者手帳（上肢、下肢、聴覚などの4級以上）又は療育手帳の交付を受けたかたで、自動車運転免許を取得することで就労等の社会参加が見込まれ、公安委員会で行う、障がいのあるかたに対する適正試験において、条件を付けられたかたが対象です。障がいのあるかたが、普通自動車運転免許の取得に要した費用のうち10万円を助成します。 2 自動車改造費助成事業 身体障害者手帳（上肢、下肢、体幹機能障害3級以上）の交付を受けたかたで、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車を改造するかたが対象です。 障がいのあるかたが自動車を運転する場合、障がいに合わせて自動車の運転装置や駆動装置等の一部を改造する費用のうち、10万円を上限に、改造のためにかかった実費を助成します。 | 令和6年度～11年度 | 助成件数 運転免許 10件 自動車改造 9件 (R9.3.31) | 障がい 福祉課 |

75 視覚障がい者への図書館サービスの充実

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-----------------------------|
| 朗読サービス(対面、テレフォンサービス)、朗読ボランティアの育成、弱視者を対象とした大活字図書の収集・貸出し、音声読み上げ機能に対応した電子書籍の収集・貸出しを行います。 | 令和6年度～11年度 | — | 中央図書館明徳館 (市立図書館全館分取りまとめ) |

第3章 地域生活支援の充実

第3節 障がい特性に応じた支援の充実

施策2 知的障がい者への支援の充実

【現状と課題】

国では、障がいのあるかたが施設入所から地域生活へ移行するための施策を推進しておりますが、実際に地域生活への移行に至るケースは多いとはいえず、入所者の高齢化と重度化が進んでおります。

加えて、障がいのあるかた自身や保護者の高齢化に伴う「親亡き後」の課題等、様々な課題を抱えていることから、十分な検討を行い必要な施策を進める必要があります。

【施策の方向性】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性と実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、必要な支援を適切に行います。

【取組・事業】

7.6 自立生活援助

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| <p>知的に障がいのあるかたで障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行したかたなどに対し、定期的に居宅を訪問し、生活において課題はないかを確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。</p> <p>定期訪問以外でも利用者からの相談・要請があったときは、訪問や電話、Eメール等で対応します。</p> | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

77 療育手帳の交付申請の受付

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| <p>療育手帳の申請受付、交付事務を行っています。障がいの程度の判定は、秋田県が行います。障がいの程度により、A（最重度・重度）又はB（中度・軽度）と判定されます。</p> <p>手帳交付の際に「障がい者のためのくらしのしおり」を配布し、各種サービスや制度を説明しています。</p> | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

78 緊急通報体制の普及啓発

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|----------------------------|------------|------|---------|
| FAX等による119番通報システムを周知しています。 | 令和6年度～11年度 | — | 消防本部指令課 |

第3章 地域生活支援の充実

第3節 障がい特性に応じた支援の充実

施策3 精神障がい者への支援の充実

【現状と課題】

社会・経済情勢の変容等もあいまって、精神障がい者の人数は増加の一途をたどり、複雑化・多様化しています。

怪我や病気により脳に損傷を負ったかたも含め、精神障がいのかたについては、障がいの程度が一見して捉えにくかったり、状態がその時々で変化したりすることから、個々の状況を見極めた、きめ細かな対応が求められます。

また、個人の尊厳の尊重、自殺防止等、様々な課題について十分な検討を行い、必要な施策を行う必要があります。

【施策の方向性】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性と実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、必要な支援を適切に行います。

【取組・事業】

7.9 秋田市精神保健ネットワーク協議会の運営

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|---------------------------|--------|
| 秋田市精神保健ネットワーク協議会で、精神に障がいのあるかたについて関係機関と地域の課題を共有し、取組内容を協議します。 | 令和6年度～11年度 | 開催回数 2回／年 (R9.3.31) | 障がい福祉課 |

80 自立生活援助

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|-----------------------------|--------|
| <p>精神に障がいのあるかたでグループホームや精神科病院等から地域での一人暮らしに移行したかたなどに対し、定期的に居宅を訪問し、生活において課題はないかを確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。</p> <p>定期訪問以外でも利用者からの相談・要請があつたときは、訪問や電話、Eメール等で対応します。</p> | 令和6年度～11年度 | 利用者実人数 1人／月 (R9.3.31) | 障がい福祉課 |

81 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請の受付

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-------|
| 障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の支給認定申請（精神通院）を受け付けます。支給認定は秋田県が行っています。 | 令和6年度～11年度 | — | 健康管理課 |

82 精神障害者保健福祉手帳交付申請の受付

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--------------------------------------|------------|------|-------|
| 精神障害者保健福祉手帳の申請を受け付けます。判定は秋田県が行っています。 | 令和6年度～11年度 | — | 健康管理課 |

第3章 地域生活支援の充実

第3節 障がい特性に応じた支援の充実

施策4 その他の障がい者への支援の充実

【現状と課題】

難病患者等については症状や状態は様々であり、その症状や特性に十分に配慮する必要があります。



【施策の方向性】

■各関係機関と連携を図りながら、必要な情報提供を行うとともに、必要性や実効性を十分に配慮した上で施策を推進します。

【取組・事業】

8.3 特定医療費（指定難病）支給認定申請の受付

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| 指定難病（341疾病）に罹患しているかたの申請により、特定医療費（指定難病）受給者証を交付し、医療費を給付します。支給認定申請を受け付けます。支給認定、受給者証の交付は秋田県が行っています。 | 令和6年度～11年度 | — | 健康管理課 |

8.4 特定疾患治療研究事業申請の受付

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| 対象となる4疾患について、罹患しているかたの申請により、特定疾患治療受給者証を交付し、医療費を給付します。交付申請を受け付けます。認定、受給者証の交付は秋田県が行っています。 | 令和6年度～11年度 | — | 健康管理課 |

8.5 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業申請の受付

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-------|
| 対象となる12疾患について、罹患しているかたの申請により、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証を交付し、医療費を給付します。交付申請を受け付けます。認定、受給者証の交付は秋田県が行っています。 | 令和6年度～11年度 | — | 健康管理課 |

8.6 医療相談事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| 専門医による講話、個別相談の実施とともに、患者同士の交流、情報交換会を開催します。 | 令和6年度～11年度 | — | 健康管理課 |

8.7 訪問相談・指導事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| 在宅での難病患者、家族の精神的負担の軽減を図るため訪問等による相談を行います。 | 令和6年度～11年度 | — | 健康管理課 |

8.8 指定難病登録者証発行申請の受付

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|-------------|------|-------|
| 指定難病に罹患しているかたの「登録者証」交付申請を受け付けます。交付は秋田県が行います。 | 令和6年6月～11年度 | — | 健康管理課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

第3章 地域生活支援の充実

第4節 サービス提供体制の整備

施策1 障害福祉サービスの提供体制の整備

【現状と課題】

障がいのあるかたとその家族の高齢化が進んでいく中、障がいのあるかたが住み慣れた地域において自立した暮らしを持続させるためには、在宅での生活や日中の活動を支援する障害福祉サービスを適切に提供していく必要があります。また、重度かつ重複障がい児・者や、医療的ケアが求められる障がい児・者に対応できる障害福祉サービス事業所は限られており、在宅で介護を担う家族の負担が大きいことから、医療的ケアに対応できる障害福祉サービスの提供体制を整備していく必要があります。



【施策の方向性】

- 障がいのあるかたとその家族が必要とする訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等、障害福祉サービスに関するニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備等を支援します。
- 医療的ケアに対応可能な障害福祉サービス事業所の充実を図るため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との情報交換を行い、連携体制を構築するよう推進します。
- 障がいのあるかたの地域における自立と社会参加を促進していくために必要な施設について、地域社会での共生等に留意しながら、計画的な整備を図ります。

【取組・事業】

8.9 施設整備の推進

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 障がいのあるかたの地域における自立と社会参加を促進していくために必要な施設について、計画的な整備を図ります。 | 令和6年度～11年度 | － | 障がい福祉課 |

第3章 地域生活支援の充実

第4節 サービス提供体制の整備

施策2 地域生活支援事業の提供体制の整備

【現状と課題】

障がいのあるかたが、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいの特性や利用者の状況に応じて効率的・効果的に事業を実施するほか、障がいのあるかたの地域生活を包括的に支援する必要があります。



【施策の方向性】

■障がいのあるかたが生きがいをもって自立した地域生活を送ることができるよう、日常生活における意思疎通や社会活動の促進を支援するほか、地域における生活を包括的に支援する地域生活支援拠点等の活用など、地域生活を支援する体制の充実に努めます。

【取組・事業】

9.0 地域生活支援拠点

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|---------------------------------|--------|
| 福祉サービスを提供する複数の事業所が連携しながら、障がいのあるかたの生活を地域全体で支える体制である「地域生活支援拠点ういづ」を東部地域に整備し、運用しています。 | 令和6年度～11年度 | コーディネーター※の配置 1人 (R9.3.31) | 障がい福祉課 |

9.1 福祉ホーム

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| 住宅を求めている障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、ホームを運営する社会福祉法人に対し、運営費の一部を補助します。 | 令和6年度～11年度 | － | 障がい福祉課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

第3章 地域生活支援の充実

第4節 サービス提供体制の整備

施策3 サービスの質の向上を目指した管理指導体制の整備

【現状と課題】

本市では、指定障害福祉サービスの事業者等の指定等について、各事業の人員、設備および運営に関する基準を定めています。その基準が適正なものか隨時検証を行う必要があります。



【施策の方向性】

■障がいのあるかたが利用するサービスの質を維持し、向上を図るため、事業者への適切な指導を行うとともに、基準が適正なものか必要に応じ検証を行い、障がいのあるかたの立場を考慮したサービスの提供に努めます。

【取組・事業】

9.2 指導監査

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|-----------------|------------|------|--------|
| 定期的な指導監査を実施します。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

第3章 地域生活支援の充実

第4節 サービス提供体制の整備

施策4 専門性を兼ね備えた人材の育成

【現状と課題】

障がいの特性に応じた多様な支援が求められるなか、意思疎通支援や障害福祉サービスを適切に提供する相談支援体制を充実させる必要があることから、地域生活支援事業や障害福祉サービス等の利用を支える人材の養成と確保を行う必要があります。

【施策の方向性】

■障がいのあるかたが地域での生活を送るうえで必要とする支援が充足されるよう、関係機関等との連携によって、障害福祉サービスの各事業や地域生活支援事業を支える様々な人材の養成と確保に努めます。

【取組・事業】

9.3 秋田市障がい者総合支援協議会における研修の開催

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| 障がい者総合支援協議会の各部会に所属している相談員等を対象に研修会を開催し、人材の育成を図ります。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

第3章 地域生活支援の充実

第4節 サービス提供体制の整備

施策5 ボランティアの活動支援体制の育成

【現状と課題】

ボランティア活動は地域福祉の担い手として期待されており、障がい福祉施策の分野では、手話通訳、要約筆記、点訳・音訳奉仕、移送サービス等におけるボランティア活動が重要な役割を占めています。

本市においては、秋田市社会福祉協議会等と協力してボランティアの養成を図るとともに、情報の提供、講習会・研修会等のボランティア活動の活性化・安定化等について検討する必要があります。



【施策の方向性】

- 地域住民、さらには障がいのあるかた自身やその家族もボランティア活動に気軽に参加できるよう、秋田市社会福祉協議会等と支援策について検討します。
- ボランティアやN P O※が活発な活動を行える環境整備に努めます。

【取組・事業】

9.4 秋田市ボランティアセンター運営事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| 福祉ボランティアの活動希望者と派遣希望者を結ぶ機能として、秋田市ボランティアセンターにコーディネーター※を配置し、福祉ボランティアの登録、紹介および調整相談業務を行うほか、ボランティア養成講座の開催、ボランティア活動の啓発および広報活動等を行います。 | 令和6年度～11年度 | — | 福祉総務課 |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

第3章 地域生活支援の充実

第5節 保健・医療との連携

施策1 健康相談の促進

【現状と課題】

食生活やライフスタイルの変化に伴い、健康に関する知識の普及啓発および疾病や障がいのある児童等とその保護者に対する健康相談に対応する必要があります。



【施策の方向性】

- 疾病や障がいのある児童等とその保護者に対し、主治医との連携のもと、健康管理に役立つ指導や助言を行います。

【取組・事業】

9.5 一般健康相談

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--------------------------------------|------------|------|-------|
| 保健師、栄養士、歯科衛生士による健康相談を地域の状況に応じて実施します。 | 令和6年度～11年度 | — | 保健予防課 |

第3章 地域生活支援の充実

第5節 保健・医療との連携

施策2 医療機関への受診の支援

【現状と課題】

自立支援医療には、障がいの種別ごとに、更生医療、育成医療および精神通院の3つの医療制度があり、対象となる疾患、年齢および指定医療機関等が異なります。

福祉医療費給付事業は、重度心身障がい児・者や高齢身体障がい者を受給対象者としており、医療費の自己負担分を助成しています。福祉医療費給付事業に関しては、高齢化の進展や医療の高度化等により受給者数や事業費が年々増加傾向にある中、医療費の自己負担割合が引き上げられることが予想されており、将来における財源の確保や制度維持の方向性を確立していく必要があります。

難病患者等に関しても、医療の進歩や高齢化等が要因となり、また、対象疾患が拡大されていることもあり、特定医療費（指定難病）の受給者数が年々増加しています。

【施策の方向性】

■それぞれの制度において、対象となるかたが適正な医療を受けられるよう、広報あきたやインターネット等を活用し、継続的な制度の周知に努めます。

【取組・事業】

9.6 福祉医療費給付事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| <p>重度心身障がい※児・者（身体障害者手帳1～3級又は療育手帳A所持者）、高齢身体障がい者（65歳以上の身体障害者手帳4～6級所持者）の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分を助成します。</p> <p>なお、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者で自立支援医療（精神通院）の支給を認定されているかたも、令和6年8月から本事業の対象になります。</p> | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

97 インフルエンザの定期予防接種費用助成

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-------|
| 60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能に障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級を所持しているかたに対し、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、インフルエンザワクチンの接種費用を助成します。 | 令和6年度～11年度 | — | 健康管理課 |

98 肺炎球菌感染症（高齢者）の定期予防接種費用助成

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| 60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能に障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級を所持しているかたに対し、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種費用を助成します。 | 令和6年度～11年度 | — | 健康管理課 |

第3章 地域生活支援の充実

第5節 保健・医療との連携

施策3 心の健康づくりの強化

【現状と課題】

社会の複雑化に伴い、思春期からの引きこもり、うつ病患者の増加が社会問題化しており、その背景にある要因の把握に努めながら、関係機関と連携した個別の対応が求められています。



【施策の方向性】

■悩みや不安を抱え込まず、気軽に相談し、解決の糸口を見つけられるよう、こころの健康に関する問題について、相談しやすい体制づくりと人材育成を進めます。

【取組・事業】

9.9 心の健康相談

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-------|
| 本人や家族等から心の健康について相談を受け、状況に応じて受診を勧める等の支援を行います。 | 令和6年度～11年度 | — | 健康管理課 |

第3章 地域生活支援の充実

第6節 意思決定支援の推進

施策1 障がい者の自己決定の尊重

【現状と課題】

障がいのあるかたを必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会参加する主体として捉え、障害福祉サービスやその他の支援を利用するに当たっては、可能な限り本人自ら意思決定できるよう支援する必要があります。

ただし、自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、家族や関係者が集まって、本人に関する情報を把握し、根拠を明確にしながら本人の意思を推定する必要があります。

【施策の方向性】

■障がいのあるかた自らの意思に基づき日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を推進します。

【取組・事業】

100 郵便等による不在者投票

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|------------|
| 身体に重度の障がいがあり一定の要件に該当する選挙人からの申請により、自宅等から郵便で投票できるという制度を周知する。 | 令和6年度～11年度 | － | 選挙管理委員会事務局 |

第3章 地域生活支援の充実

第6節 意思決定支援の推進

施策2 意思決定支援の充実

【現状と課題】

日常生活や社会生活等において、障がいのあるかたの意思が適切に反映されるよう、障害福祉サービス事業所等が障がいのあるかた自身の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるよう体制を整備する必要があります。



【施策の方向性】

- 自立した日常生活および社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように関係機関と調整を図る等、体制の整備に努めます。
- 自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、障害福祉サービス事業者等の意思決定支援を促進します。
- 障害福祉サービス事業者等を対象に、意思決定支援について周知等に努めます。

【取組・事業】

101 重度障がい者等入院時意思疎通支援事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| 在宅で生活している重度障がい者等のうち、意思疎通が困難なかたが医療機関に入院した際に、本人の意思を医療従事者に伝えることができる者を医療機関に派遣します。 | 令和6年度～11年度 | － | 障がい福祉課 |

第3章 地域生活支援の充実

第7節 教育における支援の充実

施策1 教育環境の整備

【現状と課題】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の増加や児童生徒の障がいの多様化、重度・重複化により、きめ細かな配慮が求められるケースが増加しています。

また、人間の多様性の尊重等の強化、障がいのあるかたが精神的および身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みが求められています。



【施策の方向性】

- 子ども一人ひとりの状況や教育的ニーズを踏まえ、全校体制できめ細かな支援の充実を図るとともに、障がいの状況に応じた合理的配慮の提供に努めます。
- 地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、障がいの有無によって分け隔てられることなく、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めます。

【取組・事業】

102 特別支援教育推進事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| 障がいのある児童生徒が長時間の学校行事や校外学習に参加する際にサポーターを派遣します。 | 令和6年度～11年度 | － | 学校教育課 |

103 インクルーシブ教育システム※の推進

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム※構築の理念を踏まえ、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、互いに認め合い共に生きていくための基盤づくりとなる交流および共同学習の充実を図ります。 | 令和6年度～11年度 | － | 学校教育課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

104 医療的ケア児※等支援事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| 市立小中学校に通学を希望する医療的ケア児※が在籍する学校に看護師資格を有する医療的ケア看護職員を派遣し、適切な支援を図ります。 | 令和6年度～11年度 | — | 学校教育課 |

第4章 自立と社会参加の促進

第1節 移動にかかる支援体制の充実

施策1 移動にかかる支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのあるかたは、様々な要因のために外出することに困難が伴い、外出が制限されることがあります。

こうした障がいのあるかたの外出に当たっての困難な面を解消し、気軽に外出できるよう移動交通手段を確保するとともに、障がいの特性に応じた人的支援を行う必要があります。



【施策の方向性】

- 障がいのあるかたが外出するために必要とする人的支援等の施策を推進します。
- 障がいのあるかたが移動の手段を確保し、安全で快適に利用することができるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解および協力を得るよう努めます。

【取組・事業】

105 障がい者バス無料化事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 秋田市内に居住する在宅の身体障害者手帳および療育手帳をお持ちのかたを対象に、申請に応じて、秋田市内の路線バスに限り、無料で乗車できる福祉特別乗車証を交付します。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

106 精神障がい者交通費補助事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-------|
| 通院又は訓練施設への通所のために路線バスを利用する精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に、バス運賃が無料になる福祉特別乗車証を交付します。 | 令和6年度～11年度 | — | 健康管理課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

107 障がい者交通費補助事業（通院時タクシー料金一部助成）

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| <p>秋田市内に居住する、在宅の身体障がい者のかたにタクシー利用券を交付することで、通院時の移送費用の一部を助成しています。秋田市内での通院に限り、1回の乗車につき1枚の使用で、身体障害者手帳による割引後（1割引）の運賃から580円を割引きます。</p> <p>内部機能障害1級、下肢又は体幹機能障害1～3級もしくは視覚障害1～3級のかたには、1か月あたり4枚交付します。じん臓機能障害1級で、人工透析のためタクシーで通院しているかたは、別途申請により、1か月あたり12枚を追加して交付します。</p> | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

108 移動支援事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|----------------------------|--------|
| 屋外での移動が難しいと認められる障がい児・者が、社会生活上必要不可欠な外出および余暇生活等の社会参加のための外出をするときに安全、円滑にできるよう支援します。 | 令和6年度～11年度 | 利用者実人数 52人 (R9.3.31) | 障がい福祉課 |

第4章 自立と社会参加の促進

第2節 就労支援体制の充実

施策1 障がい者の雇用の促進

【現状と課題】

障がいのあるかたがごく普通に地域で暮らし、地域の一員として生活できる社会を実現するためには、就労による自立を進めることが重要です。障がいのあるかたの就労支援や雇用支援の拡充は、障がい福祉施策において非常に大きなポイントとなっており、働く意欲のあるかたに対して、働きやすい環境づくりを進める必要があります。

障害者雇用促進法では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障がいのあるかたの割合が法定雇用率以上になるように義務づけており、その周知と啓発が必要です。

就労支援事業所や地域活動支援センター等では、生産活動や創作的活動を行いながら、障がいのあるかたの就労や社会参加への支援を行っています。

【施策の方向性】

- 障害者法定雇用率の達成に向け、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、関係機関が企業に対して実施する、障がい者雇用の理解促進の取り組みを支援します。
- 在宅の障がいのあるかたの生産活動や創作的活動の場や地域との交流の場の確保に努めるとともに、障がいのあるかたの雇用の場を確保するため、障害者法定雇用率対象企業等に対する法令遵守の周知啓発等の取組を行います。
- ハローワークや秋田障害者職業センター等が行う就労支援活動に協力します。
- 就労支援事業所や地域活動支援センター、生活介護事業所等の障害福祉サービス事業所が行う生産活動や創作的活動に支援するほか、障がいのあるかたの多様な働き方の拠点として機能するよう強化を図ります。
- 就労支援事業所の工賃水準向上や販路拡大を図るための体制を整備します。

【取組・事業】

109 市役所における障がい者雇用

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-----|
| 市役所における障がいのあるかたの雇用に当たっては、障がいの種別に応じた配慮を強化しつつ、法定雇用率を超えるよう、計画的に雇用します。 | 令和6年度～11年度 | － | 人事課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

110 企業に対する障がい者雇用の理解促進

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|---------|
| <p>ハローワーク秋田が主催し、障がいのあるかたと企業が面接する「きらめき就職面接会」のPRに協力します。また、9月の障害者雇用支援月間には、障がい者の雇用に関するパンフレットでの普及啓発に努めます。さらに、障害者法定雇用率の達成を図るための秋田労働局やハローワーク秋田、秋田障害者職業センターなどの関係機関が行う取組に協力します。</p> <p>加えて、障がい者雇用拡大支援事業補助金により、市内企業に対し、障がい者の就労環境の整備に係る費用を補助します。</p> | 令和6年度～11年度 | — | 企業立地雇用課 |

111 地域活動支援センター運営事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| 創作活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、地域生活支援の促進を図ります。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

112 就労継続支援A型・B型

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|---|------------|
| <p>1 就労継続支援A型</p> <p>一般企業に雇用されることは難しいが、雇用契約に基づいて就労することはできるかたに、雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供を行います。</p> <p>2 就労継続支援B型</p> <p>一般企業に雇用されることも雇用契約に基づく就労も難しいかたに対して、就労の機会の提供および生産活動の機会の提供を行います。</p> | 令和6年度～11年度 | 利用者実人數 A型 150人 B型 1,124人 (R9.3.31) | 障がい 福祉課 |

第4章 自立と社会参加の促進
第2節 就労支援体制の充実
施策2 就労の場の確保

【現状と課題】

障がいのあるかたの就労に当たっては、様々な障壁が存在しています。そのため、実際に職場で体験することが重要であり、公共施設等における実習や民間企業の理解と協力を求める必要があります。

また、在宅の障がいのあるかたの社会参加を進めていくためには、生産活動や創作的活動を行うことができる機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図る必要があります。



【施策の方向性】

- 就労を希望する障がいのあるかたが、実際に職場で体験できる機会を提供します。
- 市民の理解や関心を深めるため、障がいのあるかたが製作した製品を公共施設等に展示して多くの市民が見る機会を設けるとともに、広報あきたやインターネット等を活用して普及啓発活動を行います。

【取組・事業】

113 障がい者の企業における職場実習の受入れ促進

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------------|
| 障害者就業・生活支援センターが民間企業の協力のもと職場実習を実施する際に、受入事業所の募集のPRに協力します。 | 令和6年度～11年度 | — | 企業立地 雇用課 |

114 障がい者の職場実習の受入れ

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 特別支援学校や就労移行支援事業所等からの要望に応じて、市所管施設等で職場実習を受け入れます。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

115 障がいのあるかたが製作した作品、製品の周知促進、優先発注

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 障がいのあるかたが製作した作品や障害者就労支援事業所で製作している製品について、市の公共施設や、市が主催する各種イベントでの展示を希望する際に支援します。また、障害者優先調達推進法に基づき、市が製品を発注するときは障がい者施設等を優先することを促進します。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

第4章 自立と社会参加の促進

第2節 就労支援体制の充実

施策3 多様な就労のニーズへの対応

【現状と課題】

就労においては、「働く場所が見つからない」「働くことが不安」といった悩みだけでなく、休職又は退職した後、段階的に仕事を再開する手助けが求められる場合や、就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した後、就労に伴う環境の変化によって遅刻や欠勤が増加するというような生活面での課題が生じるなど、様々なケースがあります。

障がい種別やその状況に応じた実りのある対応をするため、問題解決に向けての支援体制づくりが必要です。



【施策の方向性】

- 障がいのあるかたに対して、各相談機関の情報を広報あきたや秋田市ホームページ、障がい者のためのくらしのしおり等で分かりやすく紹介します。
- 就労において必要とする支援は、障害のあるかたそれぞれの状況に応じて異なることから、各相談機関と連携を図りながら適切な対応に努めます。

【取組・事業】

116 就労移行支援

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------------------------------|------------|
| 一般企業等への就労を希望するかたに、訓練や求職活動に関する相談および就職後の職場定着のための支援等を一定期間行います。 | 令和6年度～11年度 | 一般就労移行者数 54人 (R9.3.31) | 障がい 福祉課 |

117 就労定着支援

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|-------------------------------|------------|
| 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのあるかたとの相談を通じて、生活面での課題を把握するとともに企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。 | 令和6年度～11年度 | 就労定着支援利用者数 9人 (R9.3.31) | 障がい 福祉課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

第4章 自立と社会参加の促進

第3節 スポーツ・文化芸術活動への支援

施策1 障がい者のスポーツ活動への支援強化

【現状と課題】

市民一人ひとりの年齢や体力に応じ、健康や生きがいを持って取り組めるよう、ニーズに応じた各種スポーツ教室やスポーツイベントを開催し、市民の健康づくりと運動の機会の提供に努めていますが、障がいのあるかたにも積極的に参加してもらい、スポーツ活動を通して生活の豊かさが向上するような取組が求められています。

また、障がいのあるかたがスポーツ活動に参加するにあたり、より安全に活動できる施設整備を推進していく必要があります。



【施策の方向性】

- 障がいのあるかたがスポーツを通じて、体力増強や交流等を図ることができるよう、障がい者スポーツの普及に努めます。
- 障がいの有無に関わらず、安心してスポーツに取り組めるよう環境整備や施設整備を検討します。

【取組・事業】

118 障がい者スポーツ大会・教室開催事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|--|--------|
| 障がいのあるかたの体力増強、交流および余暇活動等に資するため、スポーツ大会およびスポーツ教室を開催し、障がいのあるかたの社会参加を促進します。 | 令和6年度～11年度 | スポーツ教室(複数回の日程で開催) 実参加者13人／年に1教室を開催 (令和5年度実績10人) スポーツ大会 実参加者28人／年1回 (令和5年度実績24人) | 障がい福祉課 |

119 障がい者スポーツの組織づくりと選手育成

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|---------|
| 障がい者スポーツ教室や講演会の開催、指導者の養成などにより、パラアスリートの育成・支援体制の基盤整備を進めます。 | 令和6年度～11年度 | — | スポーツ振興課 |

第4章 自立と社会参加の促進

第3節 スポーツ・文化芸術活動への支援

施策2 文化芸術活動への支援強化と生涯学習の充実

【現状と課題】

障がいのあるかたの参加できる文化・芸術行事を拡充するとともに、障がいのあるかたが芸術鑑賞をしたり、その人に合った創作活動等を楽しむ機会と、作品を発表する場の提供など、文化芸術活動における支援を行う必要があります。

また、障がいのあるかたの豊かな生活に向けて生涯学習の機会を充実させることも必要です。



【施策の方向性】

- 障がいのあるかたの文化芸術活動へのニーズを把握し、主体的に取り組むことができるような機会を拡大するとともに、活動内容の充実を図ります。
- 高度化、多様化している「学び」のニーズに対応した学習機会や情報の提供に努め、生涯学習・社会教育を推進します。

【取組・事業】

120 飛び出せ文化部助成事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-------|
| <p>市内の中学校、高等学校の文化部が有料の会場を利用して行う発表会等の会場費を助成します。</p> <p>また、特別支援学校の生徒が行う文化活動のうち、展示会等の会場費、美術展等への作品出展料、作品の製作に必要な画材等の材料費などの経費を助成します。</p> | 令和6年度～11年度 | — | 文化振興課 |

121 学習機会の充実

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-------|
| 障がいのあるかたの健康維持管理をはじめ、積極的な社会参加や教養を高める学習機会を提供します。 | 令和6年度～11年度 | — | 生涯学習室 |

122 障がい者アート活動支援事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 芸術性の高い「表現する力」のあるかたを発掘し、芸術分野における就労等につながるよう、秋田県内在住の障がいのあるかたが制作した作品を集めた作品展を開催するなどします。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

第4章 自立と社会参加の促進

第4節 障がい者の自発的な社会活動への支援

施策1 自発的な社会的活動の推進

【現状と課題】

障がいのあるかたが、個性や能力、経験を生かして生きがいのある充実した生活を送るために、自発的に活動していくことが大切であり、そうした活動を支援していく必要があります。



【施策の方向性】

■障がいのあるかたの自立と社会参加を促進するため、障がい者団体等が地域において行う各種行事や奉仕活動を支援します。

【取組・事業】

1 2 3 障がい者等自発的活動支援事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|--------|
| 障がいのあるかたやその家族、地域住民、関係諸団体等が自発的に行う活動に対して、事業運営委員会での審査を経て、一団体当たり年間30万円を上限に補助金を交付します（同一活動への支援は最長3年間）。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

第5章 安全、安心な生活環境

第1節 バリアフリー※とユニバーサルデザイン※の普及促進

施策1 バリアフリー※とユニバーサルデザイン※の啓発活動

【現状と課題】

障がいのあるかたが地域で安心して暮らしていくためには、多様なニーズを想定して建物等のバリアフリー※化を推進するとともに、障がいのあるかただけでなく、誰もが自由に活動し、社会参加できるためのまちづくりを進める必要があります。



【施策の方向性】

■障がいのあるかたの多様なニーズに対応しつつ、誰もが活動しやすいユニバーサルデザイン※の考え方に基づいたまちづくりを推進します。

【取組・事業】

124 エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| <p>障がいのあるかたや高齢者などにやさしい取組を継続的に行う事業者や団体等を、「エイジフレンドリーパートナー」として登録します。事業者・団体等は、取組内容(注)と目標を定めた計画を作成し、自己評価を行いながら、本市のパートナーとして主体性を持って活動を推進していきます。</p> <p>(注)取組内容：休憩するいすやスペースの設置、車いすやシルバーカーが通りやすい通路の確保、高齢者が使いやすい駐車スペースの設置など</p> | 令和6年度～11年度 | — | 長寿福祉課 |

125 市営住宅の整備

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| <p>障がいのあるかたや高齢者などが安心で安全に暮らすことができるよう、バリアフリー※などに配慮した市営住宅の建替を行います。</p> | 令和6年度～11年度 | — | 住宅整備課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

第5章 安全、安心な生活環境

第1節 バリアフリー※とユニバーサルデザイン※の普及促進

施策2 公共施設のバリアフリー※とユニバーサルデザイン※の推進

【現状と課題】

現代社会では急速な高齢化と少子化が同時に進行し、経験したことのない人口減少社会を迎えていきます。

こうした社会では、市民一人ひとりが社会活動の担い手として、それぞれの役割を果たすことが求められており、そのような状況において、障がいのあるかたの自立と社会参加を促進するため、公共施設等のバリアフリー※とユニバーサルデザイン※を推進し環境を整備する必要があります。



【施策の方向性】

■市の公共施設の整備においてバリアフリー※とユニバーサルデザイン※を推進します。

【取組・事業】

126 選挙等における障がい者への配慮

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|------------|
| 点字器および点字の氏名掲示を全投票所に配布し、車いす、車いす用記載台およびスロープを必要な投票所に設置します。 | 令和6年度～11年度 | － | 選挙管理委員会事務局 |

127 秋田市バリアフリー※協議会の運営

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| 秋田市バリアフリー※協議会において、バリアフリーマスターplanに基づき、秋田市内で実施したバリアフリー※に関する取組の状況を確認しています。 | 令和6年度～11年度 | － | 都市計画課 |

第5章 安全、安心な生活環境

第2節 冬期間の対応強化

施策1 雪寄せ支援の充実

【現状と課題】

冬期間における生活維持に欠かすことができない雪寄せ支援等、障がいのあるかたが地域で安心して暮らすことができる環境を整備する必要があります。



【施策の方向性】

- 障がいのあるかたの安全・安心を守るため、冬期間の雪害による生活困難の緩和を図ります。
- 除雪ボランティアの活動を支援し、支え合いながら暮らすことができる社会の実現を目指します。

【取組・事業】

128 除雪ボランティア支援

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| 秋田市社会福祉協議会が実施している除雪ボランティアの派遣において、ボランティア保険の費用を補助しています。 | 令和6年度～11年度 | － | 福祉総務課 |

129 障がい者等雪下ろし支援事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| 道路豪雪対策本部が設置された際に、自力で雪下ろしきれない高齢者や障がいのあるかたの世帯に対し、雪下ろしおよびそれに伴う排雪に要する費用の一部を助成します。積雪で家屋倒壊の危険がある場合は、同本部の設置に関わらず、現地を調査して助成の可否を決定します。 | 令和6年度～11年度 | － | 障がい福祉課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

130 玄関間口の雪寄せ支援

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| おおむね65歳以上の高齢者だけの世帯又は身体の不自由なかただけの世帯を対象に、除雪の際に玄関先や車庫前に生じた雪の塊を撤去します。事前に道路除排雪対策本部に申し出が必要です。 | 令和6年度～11年度 | — | 道路維持課 |

131 玄関から道路に出るまでの通路の雪寄せ支援

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| おおむね65歳以上の人暮らしの高齢者、又は高齢者のみの世帯を対象に、玄関先から道路に出るまでの通路の雪寄せを行います。 | 令和6年度～11年度 | — | 長寿福祉課 |

第6章 防災、防犯の推進

第1節 防災対策の推進

施策1 災害対策の推進

【現状と課題】

災害時に「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確にして迅速な避難活動を行うことが必要です。



【施策の方向性】

■災害時における、「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確なものにしていきます。

【取組・事業】

132 自主防災組織※育成事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|---------|
| 自主防災組織※の未組織町内会に対して、自主防災リーダー研修会への参加を呼びかけるなど、組織の必要性を訴え結成を促進するとともに、防災資機材を助成するなど、既存組織の育成を図ります。 | 令和6年度～11年度 | － | 防災安全対策課 |

* 取組は、本プラン策定時のものです。

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

第6章 防災、防犯の推進

第1節 防災対策の推進

施策2 災害時の避難支援体制の整備

【現状と課題】

障がいのあるかたは、災害情報を得るのが困難であったり、自力では避難できなかったりするため、障がいのあるかたの多くは災害時に身を守ることへの不安を抱いています。災害時の安否確認や避難誘導ができるよう、個別避難支援プラン※の作成や情報を共有する体制の整備を行っていく必要があります。



【施策の方向性】

- 障がいのあるかたが災害時に安全に避難できるよう、個別避難支援プラン※作成や地域が行う避難支援体制づくりのサポートに努めます。
- 災害時における安否確認、災害情報の提供および障がい特性に応じた避難支援を行う体制の整備に努めます。

【取組・事業】

133 防災関連システム運用経費

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|---------|
| 災害の種類や規模に応じた情報をより迅速かつ正確に地域住民等へ提供するための「防災ネットあきた※」等の円滑な運用を行います。 | 令和6年度～11年度 | — | 防災安全対策課 |

※は第4部「4 用語解説」に記載しています。

134 「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| 身体、知的、精神に障がいのあるかた等の災害時要援護者が災害時に地域の支援により避難できるよう、平常時から福祉災害マップの作成、緊急連絡網の整備、避難（防災）訓練の実施、個別避難支援プラン※の作成等の避難支援体制づくりを推進し、災害発生時には避難情報の伝達等を行います。また、個別避難支援プラン※の作成プロセス等を通じ、福祉避難所※への直接避難について検討します。 | 令和6年度～11年度 | — | 福祉総務課 |

第6章 防災、防犯の推進

第1節 防災対策の推進

施策3 災害時の福祉・医療サービス提供体制の整備

【現状と課題】

災害発生時の指定緊急避難場所として、小中学校のグラウンドや都市公園を316か所指定しているほか、指定避難所として小中学校やコミュニティセンター等を151か所指定していますが、障がいのあるかたが安心して避難生活を送れるよう、障がいの特性に配慮したスペースの確保と備蓄品が必要です。

また、指定避難所での集団生活が困難であったり、介護や医薬品等の配慮が必要であったりする場合が考えられるため、障がいのあるかたに対応した支援体制が必要です。



【施策の方向性】

- 関係機関と避難後の支援相談体制を協議し、避難後の福祉・医療サービスの継続を確保するための体制づくりを整えます。
- 避難施設として指定されている公共施設等の新築・改修に併せてバリアフリー※化を進めるとともに、障がいのあるかたに配慮した車いすや簡易トイレ、簡易ベッドの配備について関係機関と連携を図ります。
- 災害時には必要に応じた福祉避難所※の開設に努めます。

【取組・事業】

135 災害対策緊急救援物資備蓄事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|---------|
| 秋田県と県内各市町村との共同備蓄計画に基づき食糧や生活必需品等を備蓄します。 | 令和6年度～11年度 | － | 防災安全対策課 |

136 障がい者支援用バンダナおよび災害時コミュニケーション支援ボードの設置

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|--------|
| 障がいのあるかたが、その特性に応じたきめ細かな支援を適切に受けられるようにするため、支援が必要であることをプリントしたバンダナと、文字やイラストを指さすことで意思表示できるコミュニケーション支援ボードを避難所に設置します。 | 令和6年度～11年度 | — | 障がい福祉課 |

137 福祉避難所※の開設

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|-------|
| 指定避難所での生活が難しいかたの避難先として、医療、福祉サービスを提供できる施設を災害時に必要に応じて福祉避難所※として開設します。また、避難するかたをあらかじめ特定して受け入れる指定福祉避難所の指定を推進します。 | 令和6年度～11年度 | — | 福祉総務課 |

第6章 防災、防犯の推進

第2節 防犯対策の推進

施策1 防犯と消費者トラブルの対策

【現状と課題】

社会情勢の複雑化に伴い特殊詐欺などの犯罪や悪質商法が巧妙化、広域化しています。防犯活動を推進するほか、最新の情報や知識を元に、障がいの有無に関わらず、市民の安全、安心な生活を守ることが必要です。



【施策の方向性】

■地域社会に根ざした自主的な防犯活動を行う団体を支援するとともに、消費生活相談員が相談に応じ解決を支援するほか、啓発活動を推進し、市民の安全、安心の確保を目指します。

【取組・事業】

138 防犯活動の推進

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|-------|
| 安全で明るいまちづくりを目指して、警察や市民、関係機関と連携して、地域ぐるみの防犯活動を推進します。 | 令和6年度～11年度 | — | 生活総務課 |

139 消費生活相談事業

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|---|------------|------|----------|
| 老人会や婦人会などの地域のかた、学生向けの出前講座の他、地域包括支援センター職員など、障がいのあるかたに接する機会の多いかたを対象に、サポート情報を盛り込んだ出前講座を開催します。また、障がいのあるかたを消費者トラブルから守れるよう、消費生活相談員のスキルアップを図り、相談体制を充実させます。 | 令和6年度～11年度 | — | 市民相談センター |

第6章 防災、防犯の推進

第2節 防犯対策の推進

施策2 犯罪被害者への支援

【現状と課題】

障がいの有無に関わらず、犯罪被害者等になったかたの多くは、精神的ショックによる心身の不調、捜査や裁判等による時間的負担、経済面での不安などで苦しめられています。彼らが一日も早く平穏な日常を取り戻すため、行政機関や民間支援団体等の連携による、きめ細かな支援に加え、教育活動や広報活動等を通して社会全体の気運を醸成し、市民一人ひとりの理解を促進していくことが必要です。



【施策の方向性】

■犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、各種支援施策を実施し、犯罪被害者等の精神的および経済的負担の軽減に努めます。

【取組・事業】

140 犯罪被害者等に対する支援

| 概要 | 実施期間 | 成果指標 | 担当 |
|--|------------|------|----------|
| 犯罪被害者等への支援として、各種相談への対応や必要な手続きを市民相談センター窓口においてワンストップで行います。また、関係機関や民間支援団体等と連携して広報活動を行います。 | 令和6年度～11年度 | － | 市民相談センター |

第4部

参考資料

■ 1 プランの策定過程

■ 2 策定委員

■ 3 関係例規

■ 4 用語解説

■ 1 プランの策定過程

| 時 期 | | 内 容 | |
|------|--------|--------------------------|------------------------|
| 令和5年 | 5月29日 | 第1回社会福祉審議会全体会 | 概要説明、諮問 |
| | | 第1回障がい者専門分科会 | 概要説明、審議 |
| | 6月～8月 | プラン等策定に係るニーズ調査 | 郵送方式 |
| | | 6月議会厚生委員会 | 概要説明 |
| | 素案作成作業 | | |
| | 10月11日 | 地域福祉計画等推進庁内連絡会 (書面開催) | 素案提示、意見聴取 (～10月17日) |
| | | 第2回障がい者専門分科会 | 素案説明、審議 |
| | 原案作成作業 | | |
| | 11月6日 | 地域福祉計画等推進庁内連絡会 (書面開催) | 事業・取組の確認 (～11月16日) |
| | | 第3回障がい者専門分科会 | 原案説明、審議 |
| | 成案作成作業 | | |
| 令和6年 | 12月13日 | 11月議会厚生委員会 | 原案説明 |
| | | パブリックコメント | 原案提示 |
| | 2月8日 | 第4回障がい者専門分科会 | 成案説明、審議 |
| | | 第2回社会福祉審議会全体会 | 成案説明、審議 |
| | 2月 | 社会福祉審議会から市長へ答申 | |
| | 3月 | 2月議会厚生委員会 | 成案説明 |
| | 3月 | プラン策定 | |
| | 3月下旬 | プラン公表 | 市ウェブサイトで公表 |

■ 2 策定委員

秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会

| 役職 | 氏名 | 所属 |
|-------|--------|---|
| 会長 | 毛内 嘉威 | 秋田公立美術大学 副学長 |
| 副会長 | 成田 将輝 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田障害者職業センター 所長 |
| 委員 | 古宇田 稔夫 | 秋田公共職業安定所 所長 |
| | 伊藤 司 | 秋田市身体障害者協会 会長 |
| | 小田嶋 郁夫 | 高清水園 園長 |
| | 小林 順 | 秋田市手をつなぐ育成会 会長 |
| | 佐々木 明美 | 社会福祉法人グリーンローズ オリブ園 園長 |
| | 三村 佳子 | 秋田県知的障害者福祉協会 理事 |
| | 澤石 由記夫 | 秋田県立医療療育センター センター長 |
| | 新井 敏彦 | 秋田県高等学校長協会特別支援学校部会 部会長 |
| | 筒井 貴久 | 医療法人久幸会 げんきハウス下新城 管理者 |
| | 三浦 利哉 | 秋田市医師会 理事 |
| 臨時委員 | 三浦 雅子 | NPO法人秋田けやき会 理事長 |
| | 船木 修 | 秋田市視覚障がい者協会 会長 |
| | 武田 亨一 | 秋田市ろうあ協会 会長 |
| | 中川 真理子 | 秋田県難聴者・中途失聴者協会 事務局長 |
| | 牛山 えり子 | 秋田県重症心身障害児(者)を守る会 理事 |
| | 長澤 源一 | 秋田県難病団体連絡協議会 理事長 |
| | 加藤 優紀 | 秋田市医師会 |
| | 工藤 摂子 | 秋田県社会福祉士会 理事 |
| | 渡部 達也 | 秋田県精神保健福祉士協会 事務局長 |
| | 下村 辰雄 | 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 病院長 |
| 長岐 和恵 | 荒川 祐介 | 秋田県発達障害者支援センター ふきのとう秋田 センター長 |
| | 長岐 和恵 | 秋田弁護士会 高齢者・障害者問題対策委員会 委員 |

■ 3 関係例規

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

(平成29年12月22日条例第41号)

本市では、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせるよう、これまで様々な施策を推進してきました。

しかしながら、障がいのある人は、障がいに対する周囲の理解不足や誤解、偏見により障がいを理由に不利益な取扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないことから、日常生活や社会生活の様々な場面において制限を受けたりすることがあります。

このような状況を踏まえ、障がいのある人が受けける制限を個人の問題としてではなく、市民一人ひとりの問題と捉え、市、事業者および市民が協力してこの問題に取り組んでいく必要があります。

市民一人ひとりが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し、ともに支え合い、地域で安心して暮らしながら生きがいを持って参加することができる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが互いに人格および個性を尊重し、相互に理解を深め、支え合いながら暮らすことができる社会（以下「共生する社会」という。）の実現に向けて、基本理念を定め、市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者をいう。
- (3) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいのある人に対し不利益な取扱いをする事物をいう。
- (5) 合理的配慮 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でない範囲内において、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢および障がいの状態に応じて行う必要かつ適当な変更および調整をいう。
- (6) 差別 不当な差別的取扱いおよび合理的配慮の不提供をいう。

(基本理念)

第3条 共生する社会の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 障がいがある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであること。
- (2) 不当な差別的取扱いによって、障がいのある人の権利利益が侵害されないこと。
- (3) 障がいのある人が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、合理的配慮の提供がなされること。
- (4) 障がいのある人への支援は、障がいのある人の選択を尊重するとともに、障がいおよび障がいのある人に対する理解を深めることにより行うこと。
- (5) 誰もが互いに意思を伝えあい、理解しあえるよう、言語（手話を含む。以下同じ。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (6) 障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策の推進は、市、事業者、市民および関係機関が相互に連携して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいおよび障がいのある人に対する事業者および市民の理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けて必要な施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がいおよび障がいのある人に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がいおよび障がいのある人に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障がいを理由とする差別の解消

第1節 障がいのある人に対する差別の禁止等

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 市、事業者および市民は、不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の不提供の禁止等)

第9条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、合理的配慮の提供をしなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、合理的配慮の提供をしなければならない。

第2節 障がいを理由とする差別に対する相談体制

(相談)

第10条 障がいのある人、当該障がいのある人の家族その他の関係者（以下「障がいのある人等」という。）又は事業者は、市に対し、障がいを理由とする差別に関する相談をすることができるものとする。

2 市は、障がいのある人等又は事業者から前項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 障がいのある人等および当該相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の関係者への事実の確認
- (2) 障がいのある人等および相談事案の関係者への相談事案の解決に必要な支援
- (3) 関係行政機関との連絡調整
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障がいを理由とする差別を解消するために必要な対応（助言又はあっせんの申立て）

第11条 前条第1項に規定する相談をした障がいのある人等又は事業者は、同条第2項の規定による対応が行われてもなお相談事案が解決されないときは、市長に対し、当該相談事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。ただし、当該障がいのある人の家族その他の関係者が助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをしようとする場合において、当該申立てをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項の申立ては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができる行政庁の処分に対しては、することができない。
(助言又はあっせん)

第12条 市長は、前条第1項の申立てがあった場合は、調整委員会（第14条に規定する調整委員会をいう。以下この条において同じ。）に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審議を求めるものとする。

2 調整委員会は、前項の助言又はあっせんを行うことの適否を判断するために必要があると認めるときは、当該申立てに係る相談事案の関係者に対し、調整委員会への出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、調整委員会からの答申を受け、助言又はあっせんを行うことが適當であると認めたときは、当該申立てに係る相談事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

(勧告)

第13条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、障がいを理由とする差別を行ったと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

第3節 秋田市障がい者差別解消調整委員会

(設置)

第14条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、秋田市障がい者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

(組織)

第15条 調整委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 障がいのある人、当該障がいのある人の家族および当該障がいのある人を支援する者が組織する団体を代表する者

(2) 事業者

(3) 福祉、医療、雇用および教育に関する事業に従事する者

(4) 学識経験を有する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適當と認める者

(委員の任期等)

第16条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(規則への委任)

第17条 この節に定めるもののほか、調整委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 共生する社会の実現に向けた基本となる施策

第1節 理解の促進

(啓発活動の推進)

第18条 市は、障がいおよび障がいのある人に対する事業者および市民の理解を深めるための広報その他の啓発活動を推進するものとする。

(交流の機会の確保等)

第19条 市は、障がいがある人もない人も相互に理解を深めることができるよう、交流の機会の確保等に努めるものとする。

第2節 障がいのある人の情報の取得および意思疎通

(情報の取得および意思疎通における支援)

第20条 市は、障がいのある人が容易に情報の取得および意思疎通をすることができるようにするため、必要な支援を行うものとする。

(障がいのある人に配慮した情報の提供)

第21条 市は、障がいのある人が情報を速やかに得ることができるように、言語、文字の表示、筆記、点字、平易な表現その他の障がいの特性に配慮した手段等による情報の提供を行うよう努めるものとする。

(意思疎通の手段の普及)

第22条 市は、言語、文字の表示、筆記、点字、平易な表現その他の障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段の普及に努めるものとする。

(意思疎通の支援者の養成等)

第23条 市は、手話通訳その他の方法により障がいのある人の意思疎通を支援する者の養成および技術の向上のため、必要な支援に努めるものとする。

第3節 障がいのある人の自立および社会参加

(移動の手段への支援)

第24条 市は、障がいのある人の自立および社会参加の促進のため、障がいのある人が移動の手段を確保し、安全で快適に利用することができるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解および協力を得るよう努めるものとする。

(就労および雇用への支援等)

第25条 市は、国、他の地方公共団体および関係機関と連携し、障がいのある人の就労が促進されるよう、障がいのある人が必要とする就労に係る相談を受け、および支援を行うものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体および関係機関と連携し、事業者が障がいのある人の障がいの特性を理解し、障がいのある人の雇用の機会を広げるために必要な支援を行うものとする。

第4章 雜則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市社会福祉審議会条例

(平成12年3月27日条例第9号)

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉および精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含むものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員52人以内で組織する。

2 審議会の委員の任期は3年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員および臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合にお

いて、同項中「委員および臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項および第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に委員又は臨時委員として任命されている者の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成12年5月8日までとする。

(秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例の廃止)

- 3 秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例（平成8年秋田市条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月30日条例第56号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成27年規則第2号で平成27年4月1日から施行）

附 則（平成29年3月17日条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長の指名等)

第2条 審議会に委員長の指名による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員長および副委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に児童専門分科会、障がい者専門分科会、高齢者専門分科会、民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会を置く。専門分科会においては、次の各号に定める事項を調査審議する。

(1) 児童専門分科会

児童および母子の保健福祉に関する事項

(2) 障がい者専門分科会

障がい者（児）の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者専門分科会

高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会

地域福祉の推進に関する事項

2 前項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要または異例な事項についてはこの限りでない。

3 第2条の規定は、専門分科会においてこれを準用する。

(審査部会)

第4条 身体障がい者の障害程度等の審査に関する調査審議のため、障がい者専門分科会に審査部会を設置する。

2 審査部会に属すべき委員および臨時委員は、障がい者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 審議会は、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第5条第1項に基づき諮問されたとき、ならびに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項および令第3条第3項ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定等についての意見を求められたときは、審査部会の決議をもって審議会

の決議とすることができます。

(部会)

第5条 審議会が必要と認めるときは、審査部会のほかに、専門分科会に部会を設置することができる。

2 部会（審査部会を含む。以下同じ。）に委員の互選による部会長1人を置き、副部会長の指名等については、第2条の規定を準用する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

(会議)

第6条 専門分科会および部会の会議については、条例第5条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる専門分科会および部会の専門分科会長および部会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議の議事をを行うことができる。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 審査部会

(任期)

第7条 臨時委員の任期については、委員長が定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。なお、専門分科会および部会の庶務は、委員長が定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年5月9日から施行する。

(秋田市社会福祉審議会運営要綱の廃止)

2 秋田市社会福祉審議会運営要綱（平成9年5月9日審議会決議）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月9日から施行する。

■ 4 用語解説

| あ 行 | |
|--------------------|--|
| 秋田市「障がい」ひらがな表記取扱指針 | 「障害」の「害」という漢字の否定的なイメージから「差別感」や「不快感」を持っているかたに配慮するとともに、障がいのあるかたの人権をより尊重するという観点から、本市において「障がい」とひらがな表記を行うよう定めたもの。 |
| アクセシビリティ | 接近できる、利用できるという意味から派生して、利用者の障がいの有無やその度合い、年齢や利用環境等に関わらず、あらゆる人が、提供されている情報やサービスを利用できることや、その到達度という意味で使われている。 |
| アセスメント | 客観的に評価、分析すること。 |
| 医療的ケア児 | 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引 <small>かくたん</small> その他の医療行為を受けることが不可欠である児童。 |
| インクルーシブ教育システム | 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されることなく、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされており、国連の「障害者の権利に関する条約」第24条に規定されている。 |
| インクルージョン | 包容、包含を意味する言葉で、多様性を受け入れること。 |
| インフォーマルサービス | 家族や地域、NPOなどが行う援助活動で、公的なサービス以外のもの。 |
| エイジフレンドリーシティ | 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活し、社会参加・社会参画しやすい環境づくりを目指すため、バリアフリー化や都市生活の利便性向上を図るために本市が掲げた構想。エイジフレンドリーシティとは、WHO(世界保健機関)で提唱されたプロジェクトで「高齢者にやさしい都市」という意味。 |

| か 行 | |
|--------------|--|
| 強度行動障がい | 自傷、他傷、異食、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。 |
| 高度情報通信ネットワーク | その先にある全ての情報をあたかも自分のところにあるかのように共有でき、又、自分の情報をいつでもどこにでも迅速かつ的確に伝達できる、インターネットを始めとする高度な情報通信網。 |
| 心のバリアフリー | 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。 |
| コーディネーター | ものごとを調整する役割の人。 |
| 個別避難支援プラン | 避難などについて特に人的支援を要する者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく計画。 |

| さ 行 | |
|----------------------|---|
| 自主防災組織 | 家庭における日頃の備えや、いざというときの心構えとともに、近所の人たちと協力し合い、地域の防災活動を効果的に行うための組織。 |
| 重症心身障がい | 重度の知的障がいおよび重度の肢体不自由が重複している状態。 |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム | 精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労、社会参加、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保された体制のこと。 |

| は 行 | |
|--------|--|
| バリアフリー | 高齢者や障がい者などが生活していくうえで、社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁（バリア）となるものを取り除くこと。 |

| は 行 | |
|----------|---|
| 福祉避難所 | 災害時要援護者などが、避難所での共同生活を行うのが困難であり、特別な配慮が必要である場合に市が開設する避難所。事前に市と協定を結んだ福祉施設等に必要に応じて開設し、要援護者本人と介護者が避難生活を送る。 |
| 防災ネットあきた | メールアドレスを登録したかたに対して、秋田市内における避難指示などの避難情報や災害情報などをメール配信するシステム。 |

| ま 行 | |
|--------|---|
| モニタリング | サービス等利用計画に基づき、利用者の生活上の変化やサービスの利用状況の把握などを継続的に評価すること。 |

| や 行 | |
|------------|--|
| ユニバーサルデザイン | 障がいの有無などに関わらず、すべての人が快適に利用することができるよう製品や建造物、環境などをデザインすること。 |

| 英 字 | |
|-------|--|
| I C T | Information and Communication Technologyの略で、コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す用語。今後のネットワーク社会における通信や情報伝達、相互理解といったコミュニケーションの重要性を踏まえ、従来の I T にこの概念を示すCを加えた用語として使用されている。 |
| N P O | Non Profit Organizationの略で、継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。 |

第6次秋田市障がい者プラン 令和6年3月

【編集・発行】

秋田市福祉保健部障がい福祉課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-888-5663

FAX 018-888-5664

E-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

【印刷・製本】

社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会

秋田ワークセンター

秋田市では、障害者就労施設等で就労する障がい者の経済面での自立を進めるため、物品やサービスを調達する際は、当該施設から優先的および積極的に購入することを推進しています。

